

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
22	国民健康保険に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
品川区は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを最大限軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
東京都品川区長

公表日
令和7年8月1日

項目一覧

I 基本情報

II 特定個人情報ファイルの概要

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

III リスク対策

IV 開示請求、問合せ

V 評価実施手続

(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の内容	<p>国民健康保険法に基づき、以下の事務を行う。</p> <p>①転出入等の異動情報を把握し、被保険者資格の管理および被保険者証の交付等を行う。 ②所得情報および軽減等関連情報をもとに保険料算定を行う。 ③保険料の収納状況を把握し、収納情報を管理する。 ④保険料の滞納者に対する督促・滞納処分等を行い、滞納および収納情報を管理する。 ⑤保険給付の支給および各種認定証の交付を行い、給付情報を管理する。</p> <p>当区は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の別表の44の項の規定により、以下の事務において個人番号を利用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)による被保険者に係る申請等の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務 ・国民健康保険法による被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務 ・国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務 ・国民健康保険法第四十四条第一項の一部負担金に係る措置に関する事務 ・国民健康保険法第六十三条の二の一時差止めに関する事務 ・国民健康保険法第七十六条第一項の保険料の徴収又は同条第三項の保険料の賦課に関する事務 <p>「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのよう、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)」(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。</p> <p>＜オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当区からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当区から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当区からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当区から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報を紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。
③対象人数	<p>＜選択肢＞</p> <p>[10万人以上30万人未満] 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満</p>

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	保険料(税)賦課システム
②システムの機能	<p>1. 照会 : 国民健康保険世帯の調定情報、算定根拠、更正履歴、特徴処理状況、個人住民税、固定資産税、国民健康保険資格および口座登録の状況の照会を行う。</p> <p>2. 申請受付 : 減免申請などを受け付ける。※減免は、減免額・減免率・期別減免額の3パターン。 減免世帯に対して、更正が発生した場合には対象者をリストアップして減免額の再確認を行う。</p> <p>3. 賦課資料入力 : 所得・資産などの賦課根拠の情報、介護2号適用除外情報、被扶養者情報および年少被保険者人数情報の入力を行う。</p> <p>4. 更正決議 : 月次に行う一括更正、入力誤り等に対応するための即時更正を行う。過年度更正においても、一括・即時に応じて、増額と減額を分けて決議する。</p> <p>5. 税(料)額試算 : 架空の資格状況や所得データを基に賦課額をシミュレーションする。</p> <p>6. 税(料)率試算 : 指定した総賦課額から適正な率や金額を求め、複数指定した率や金額から総賦課額を求める。 また、国民健康保険中央会の保険料(税)適正算定システム用にデータを切り出す。</p> <p>7. 初期賦課処理計算 : 本算定の初期賦課計算や納付書の作成など、初期賦課に関する処理を行う。</p> <p>8. 各種帳票の出力 : 賦課準備のための各種調査用一覧表や、総賦課額調定表・異動分調定表・増減調定表などの複数の調定情報の集計表を出力する。</p> <p>9. 国・都道府県への報告資料の作成 : 国への報告資料の課税状況調べ、都道府県への報告資料の基盤安定交付金や保険基盤安定など各種報告資料を作成する。</p> <p>10. 宛名機能 : 住登者・住登外者の宛名情報の参照、送付先や口座情報の管理、住登外者の登録・修正・削除を行う。</p> <p>11. 庁内連携機能 : 自庁内の他業務・システムと各種照会情報の連携を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input checked="" type="radio"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input checked="" type="radio"/>] 宛名システム等 [<input checked="" type="radio"/>] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="radio"/>] その他 (資格管理システム、保険料(税)収納システム)</p>

システム2	
①システムの名称	資格管理システム
②システムの機能	<p>1. 照会 :世帯・個人の得喪状況、基準日時点の資格状況、証の発行状況、他業務の情報を照会する。</p> <p>2. 異動処理 :加入・脱退・世帯変更・退職・マル学・マル遠・住所地特例の各資格異動処理から、保険証の発行まで行う。</p> <p>3. 証発行管理 :保険証のほか、高齢受給者証、減額認定証、特定疾病療養受療証などの各証の発行を行う。また、発行した証の交付回収履歴を一元管理を行う。</p> <p>4. 前期高齢者判定 :随時・月次で、前期高齢者判定処理を行う。</p> <p>5. 申請受付 :限度額減額認定申請・基準収入額適用申請・特定疾病認定申請の受け付けと、特定同一世帯所属者(旧国保被保険者)・旧被扶養者・非自発的失業者の登録を行う。</p> <p>6. 滞納管理 :短期保険証や資格証明書の対象者の判断のため、滞納者を抽出して納税相談や納付喚起などの住民とのやり取りを記録する。</p> <p>7. 保険証の一括更新 :滞納管理機能で管理された情報から保険証・短期保険証・資格証明書を自動で分類し出力する。</p> <p>8. 各種一覧表の出力 :年齢到達者一覧、住記異動者一覧、課税区分変更世帯一覧、年金異動確認一覧などを出力する。</p> <p>9. 都道府県への報告資料の作成 :事業月報や短期保険証交付状況集計表、外国人国籍別一覧表、年齢別統計表など都道府県に報告する資料を出力する。</p> <p>10. 宛名機能 :住登者・住登外者の宛名情報の参照、送付先や口座情報の管理、住登外者の登録・修正・削除を行う。</p> <p>11. 庁内連携機能 :自庁内の他業務・システムと各種照会情報の連携を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [O] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[O] 宛名システム等 [O] 税務システム</p> <p>[O] その他 (給付システム、保険料(税)収納システム)</p>

システム3	
①システムの名称	給付システム
②システムの機能	<p>1. レセプト管理 :レセプトデータの登録・照会・修正・削除を行う。資格チェック、金額再計算、住民が持参した領収証の金額でレセプトデータの訂正を行う。</p> <p>2. 申請受付 :高額療養費・療養費・出産・葬祭などの各種申請を受け付ける。高額療養費の貸付や医療機関への受領委任の申請を行う。</p> <p>3. 照会 :高額療養費など各種申請情報や支払状況を照会する。</p> <p>4. 支払 :口座振替データ(全銀形式)フォーマットでデータを出力する。支払消込、支払日の一括変更を行う。</p> <p>5. 過誤・求償 :過誤調整を依頼するレセプトの管理や、過誤調整依頼書の出力を行う。また、第三者行為、不当利得の情報を管理する。</p> <p>6. 高額介護合算 :申請受付や、取り込んだ自己負担額情報の照会・補正を行う。</p> <p>7. 国民健康保険連合会データの取り込み :国民健康保険連合会からのレセプトデータを取り込み、国民健康保険資格情報と照合してチェックを行う。</p> <p>8. 高額療養費の一括計算 :高額療養費を請求年月単位で一括計算する。支給対象者については、支給申請案内を出力する。</p> <p>9. 各種帳票の発行 :医療費通知、支給決定通知書、各種申請書や、未申請者一覧などを出力する。</p> <p>10. 都道府県への報告資料の作成 :事業月報C表やF表の出力、退職G表の集計用データを作成する。</p> <p>11. 宛名機能 :住登者・住登外者の宛名情報の参照、送付先や口座情報の管理、住登外者の登録・修正・削除を行う。</p> <p>12. 庁内連携機能 :自庁内の他業務・システムと各種照会情報の連携を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [O] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[O] 宛名システム等 [O] 税務システム</p> <p>[O] その他 (資格管理システム)</p>

システム4	
①システムの名称	保険料(税)収納システム
②システムの機能	<p>1. 収納状況照会 :宛名・調定・納付・還付など日常業務に必要な情報を照会する。また、証明書・納付書・滞納明細などを出力する。</p> <p>2. 消込 :消込データの入力・取り込み(OCR・MPN・コンビニなど)・エラーチェック・消込処理を行い、収納日・科目・納付書種類ごとの日計表や、エラーリストを作成する。</p> <p>3. 還付充当 :過誤納調定に対して還付・充当処理を行い、還付充当通知書(誓約書)・還付充当決議書・支出命令書などを発行する。</p> <p>4. 口座振替 :口座振替・再振替データの作成や銀行振込依頼書などを作成する。設定により、銀行・委託者・科目・課ごとの単位で、口座振替データを作成する。</p> <p>5. 督促状・催告書の発行 :督促状・納付書付き督促状・催告書および催告書兼領収書を発行する。</p> <p>6. 各種統計資料などの作成 :月報、収入状況一覧表、国保介護一般退職按分表などの集計表・一覧表を作成する。</p> <p>7. 年度末処理 :繰越対象者一覧、繰越集計表、還付時効一覧などを作成する。繰越処理と同時に、保持期間を経過した完納期、欠損期分のクリーニングを行う。</p> <p>8. 財務運動 :財務会計システム向けに、収納・充当・還付データを作成する。</p> <p>9. 財産管理 :実態調査や財産調査などの照会書を発行して、調査により判明した債権、不動産、動産などの財産情報の登録・修正・削除を行う。</p> <p>10. 滞納処分 :差押、参加差押、交付要求、繰上徴収などの滞納処分情報や、徴収猶予・換価猶予、証券受託、延滞金減免などの納付猶予情報、納付義務承継情報を登録・修正・取消・削除して滞納処分調書を発行する。</p> <p>11. 公売管理 :不動産、動産などの公売予定や、売却情報などの公売情報を登録・修正・削除して公売帳票を発行する。</p> <p>12. 分納計画 :分割納付情報を登録・修正・削除して分納計画書や分納用納付書を発行する。</p> <p>13. 執行停止・不納欠損 :執行停止と不納欠損の登録を行う。不納欠損の登録では、時効日が到来した期別を不納欠損として一括登録する。</p> <p>14. 宛名機能 :住登者・住登外者の宛名情報の参照、送付先や口座情報の管理、住登外者の登録・修正・削除を行う。</p> <p>15. 庁内連携機能 :自庁内の他業務・システムと各種照会情報の連携を行う。</p>

③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム
	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[○] 既存住民基本台帳システム
	[○] 宛名システム等	[○] 税務システム
	[○] その他 (保険料(税)賦課システム、資格管理システム、給付システム)	
システム5		
①システムの名称	宛名システム	
②システムの機能	<p>＜宛名情報管理＞</p> <p>① 住民記録システムより連携された住民情報管理機能 住登者の情報の管理を行う。</p> <p>② 住登外管理機能 住登外者の登録・変更・削除を行う。住登者の連絡先、個人番号の管理を行う。</p> <p>③ 送付先管理機能 住登者、住登外者に対する送付先の登録・変更・削除を行う。</p> <p>④ 記事情報管理 住登者、住登外者に特記事項がある場合に利用する記事情報の登録・変更・削除を行う。</p> <p>⑤ 関連先管理 同一人物で違う宛名番号を関連元・関連先として関連付け・解除を行う。</p> <p>＜宛名情報照会＞</p> <p>① 宛名照会 住登者、住登外者の即時検索処理を行う。 送付先情報、関連宛名情報、記事情報の最新と履歴の照会を行う。</p> <p>＜納期限情報管理＞</p> <p>① 納期限管理 税目および年度ごとの納期限情報の登録・変更・削除を行う。</p> <p>＜納付管理＞</p> <p>① 口座の管理を行う上で必要となる金融機関情報の登録・変更・削除・表示を行う。</p> <p>② 金融機関マスタファイルを取り込み、金融機関テーブルを最新化する。</p>	
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム
	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[○] 既存住民基本台帳システム
	[○] 宛名システム等	[○] 税務システム
	[○] その他 (各業務システム)	

システム6	
①システムの名称	番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)
②システムの機能	<p>① 宛名管理機能 既存業務システムから住登者データ、住登外データを受領し、番号連携サーバ内の統合宛名DBに反映を行う。</p> <p>② 統合宛名番号の付番機能 個人番号が新規入力されたタイミングで、統合宛名番号の付番を行う。</p> <p>③ 符号要求機能 個人番号を特定済みの統合宛名番号を中間サーバに登録し、中間サーバーに情報提供用個人識別符号の取得要求・取得依頼を行う。中間サーバーから返却された処理通番は住基GWへ送信する。</p> <p>④ 情報提供機能 各業務で管理している特定個人情報を受領し、中間サーバーへの連携を行う。</p> <p>⑤ 情報照会機能 中間サーバーへ他団体への情報照会を要求し、返却された照会結果を画面表示または、各業務システムにファイル転送を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[○] 宛名システム等 [○] 税務システム</p> <p>[○] その他 (中間サーバー)</p>
システム7	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	<p>① 符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するため利用する「団体内統合宛名番号」とをひもづけ、その情報を保管・管理する機能。</p> <p>② 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会および情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。</p> <p>③ 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領および当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。</p> <p>④ 既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。</p> <p>⑤ 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、または提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。</p> <p>⑥ 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。</p> <p>⑦ データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。</p> <p>⑧ セキュリティ管理機能 セキュリティを管理するための機能。</p> <p>⑨ 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。</p> <p>⑩ システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[○] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[○] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>

システム8	
①システムの名称	<p>次期国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(*)」という。) *国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。</p>
②システムの機能	<p>1. 資格継続業務(詳細は別紙1を参照)</p> <p>(1)被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信 市区町村の国保総合PCのファイル転送機能(*)を用いて、被保険者資格異動に関するデータを市区町村から国保連合会へ送信する。</p> <p>(2)被保険者情報の受信(国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市町村被保険者ID連携ファイル) 都道府県内の市区町村間を転居した場合、転出市区町村と転入市区町村の適用終了日(転出)と適用開始日(転入)の重複・空白期間をチェックする。 また、資格取得年月日や資格喪失年月日の引き継ぎを行い、該当市区町村の国保総合PCへ被保険者資格データを配信する。</p> <p>2. 高額該当回数の引き継ぎ業務(詳細は別紙1を参照)</p> <p>(1)継続候補世帯の抽出(継続候補世帯リスト) 市区町村の国保総合PCのオンライン処理機能を用いて、世帯継続性の容認に関するデータを転入地市区町村から国保連合会へ送信する。</p> <p>(2)継続世帯の確定(継続世帯確定リスト) 転入地市区町村が世帯継続性を認めた場合には、転出地市区町村から転入地市区町村へ高額該当情報を引き継ぐためのデータ(転出地市区町村高額該当情報データ)を作成し、転入地市区町村の国保総合PCへ当該データを配信する。</p> <p>3. オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供(詳細は別紙1を参照)</p> <p>(1)被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信 市区町村の国保総合PCのファイル転送機能(*)を用いて、被保険者資格異動に関するデータを市区町村から国保連合会へ送信する。</p> <p>(2)医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の送信 オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、市区町村より受領した被保険者異動情報に関するデータを医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者異動情報を送信する。</p> <p>*ファイル転送機能とは、市区町村の国保総合PCのWebブラウザを用いて、各種ファイルを国保連合会の国保総合(国保集約)システムへ送信する機能と、国保連合会の国保総合(国保集約)システムサーバ内に格納されている各種ファイルや帳票などを、市区町村の国保総合PCに配信する機能のこという。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>

システム9	
①システムの名称	医療保険者等向け中間サーバー等
②システムの機能	<p>「医療保険者等向け中間サーバー等」は、医療保険者等全体または医療保険制度横断で資格管理等を行う際に必要となるシステムであり、(1)資格履歴管理事務に係る機能、(2)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能、(3)地方公共団体情報システム機構に対して住民基本台帳ネットワークシステムを通じて機構保存本人確認情報の提供を求める機能(以下「本人確認事務に係る機能」という。)を有する。</p> <p>医療保険者等向け中間サーバー等は、取りまとめ機関が運営する。</p> <p>なお、市区町村国保に関しては、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能については、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を利用するため、「医療保険者等向け中間サーバー等」では、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能は行わないが、被保険者の基本情報(氏名、生年月日、性別、住所)と個人番号の紐づけが正しいか否かを検査する用途に限って、医療保険者等向け中間サーバー等によるJ-LISへの照会を行う。</p> <p>(1)資格履歴管理事務に係る機能</p> <p>(i)資格履歴管理評価対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療保険者等が、加入者等の基本4情報(又はその一部)、資格情報及び各種証情報(個人番号含む。)を委託区画に登録する。 ・運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する(※1)。 <p>(ii)被保険者の基本情報(氏名、生年月日、性別、住所)と個人番号の紐づけが正しいか否かを検査する用途に限って、医療保険者等向け中間サーバー等によるJ-LISへの照会を行う。</p> <p>(iii)オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供(個人番号を用いないため評価対象外)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人番号を除いた資格履歴ファイルをオンライン資格確認等システムに提供する。 <p>※1 当該機能については支払基金が特定個人情報保護評価を実施するため当評価の対象外。</p> <p>(2)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能</p> <p>(i)機関別符号取得(※2)(評価対象外)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療保険者等からの符号取得要求を受領後、システムの自動処理により、符号取得要求ファイルを生成し、情報提供サーバーに転送する。 ・支払基金職員が情報提供サーバーアプリケーションを操作することで、情報提供ネットワークシステムから機関別符号を取得し、機関別符号ファイルに格納する。 <p>(ii)情報照会 及び (iii)情報提供(副本情報)(実施しないため評価対象外)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市区町村国保による情報提供(副本情報)は、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を経由して情報提供ネットワークシステムと接続するため、医療保険者等向け中間サーバー等では行わない。 <p>(iv)情報提供(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)(※2)(評価対象外)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイナポータルからの自己情報開示の求めを受け付け、システムの自動処理により、運用支援環境において被保険者等を特定し、資格履歴ファイルからオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報(個人番号は含まない。)を提供する。 <p>※2 当該機能については支払基金が特定個人情報保護評価を実施するため当評価の対象外。</p> <p>(3)本人確認事務に係る機能</p> <p>(i)個人番号取得 及び (ii)基本4情報取得(実施しないため評価対象外)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市区町村国保による情報提供(副本情報)は、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を経由して情報提供ネットワークシステムと接続するため、医療保険者等向け中間サーバー等では行わない。
③他のシステムとの接続	<p>[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 宛名システム等 [<input type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>

3. 特定個人情報ファイル名

- (1)国保賦課ファイル
- (2)国保資格ファイル
- (3)国保給付ファイル
- (4)国保収滞納ファイル

4. 個人番号の利用 ※

法令上の根拠

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号利用法)
(平成25年5月31日法律第27号) 第9条第1項 別表44の項
番号利用法別表の主務省令で定める事務を定める命令第24条

- <オンライン資格確認の準備業務>
- ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲)
別表 項番44
- ・番号利用法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条
- ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
- ・住民基本台帳法第30条の9 別表第1項番73の2(J-LIS照会による本人確認)

5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※

①実施の有無

[実施する]

<選択肢>
1) 実施する
2) 実施しない
3) 未定

②法令上の根拠

- 番号利用法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条
(表における情報提供の根拠)
・2,3,6,13,16,19,27,38,42,48,56,65,69,83,87,111,115,125,131,137,141,145,158,161,164,165,166,173
(表における情報照会の根拠)
・69,70,71

<オンライン資格確認の準備業務>

- ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等)
- ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項

6. 評価実施機関における担当部署

①部署

健康推進部 国保医療年金課

②所属長の役職名

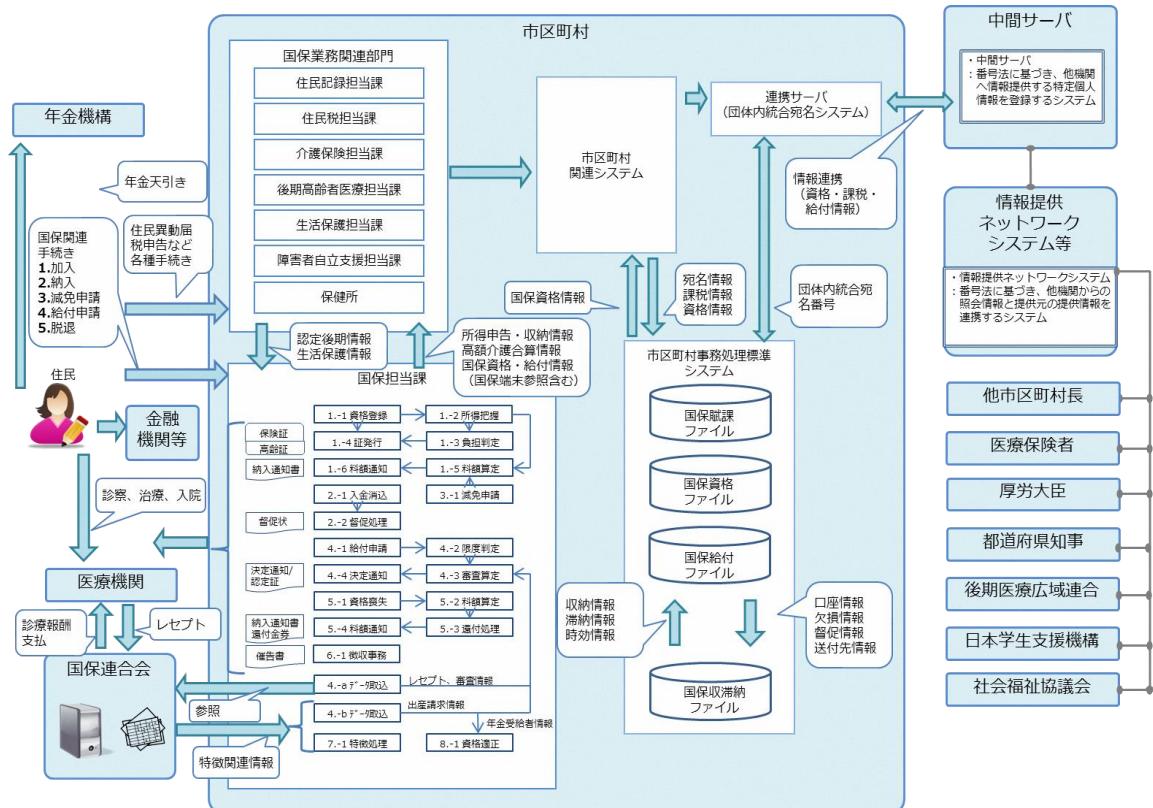
国保医療年金課長

7. 他の評価実施機関

—

(別紙1) 事務の内容

A. 市区町村事務処理標準システムと市区町村の国民健康保険事務および関連システムとの関係



(備考)

1. 資格取得

住民からの異動届を基に国保資格取得入力を行う。届出の内容に応じて被保険者証・高齢受給者証の交付、保険料額(および期割納付書)の通知を市民に対して行う。処理に際して前保険の資格喪失日、前住所地での特定同一世帯情報、他市区町村での課税・収入・所得情報、雇用保険受給情報が必要になる場合、他市区町村、医療保険者、厚労大臣から提供を受ける。(情報連携機能使用予定)

2. 納入

住民から納入された保険料の消し込み処理を行う。納期限を一定期間過ぎても納入がない場合は督促状を送付する。

3. 減免申請

保険料の減免相談を受け付ける。減免を承認した場合は減額更正通知を行う。

4. 給付申請

住民からの各種給付申請を基に審査決裁を行う。申請内容に応じて認定証の交付や給付支払決定の通知、支払を行う。処理に際して、他市区町村での住民票情報、課税・所得情報や他の医療保険(介護保険含む)の保険給付情報が必要になる場合は他市区町村・医療保険者から提供を受ける。(情報連携機能を使用予定)また、国保連合会よりレセプトデータや各種審査情報の提供を受ける。

5. 資格喪失

住民からの異動届を基に国保資格喪失入力を行う。処理結果として保険料の減額更正通知や必要に応じて還付金の通知も行う。処理に際して、転出確定日が必要になる場合、転出先市区町村から提供を受ける。(情報連携機能を使用予定)

6. 徴収事務

国保料滞納者に対して、催告等の徴収事務を行う。

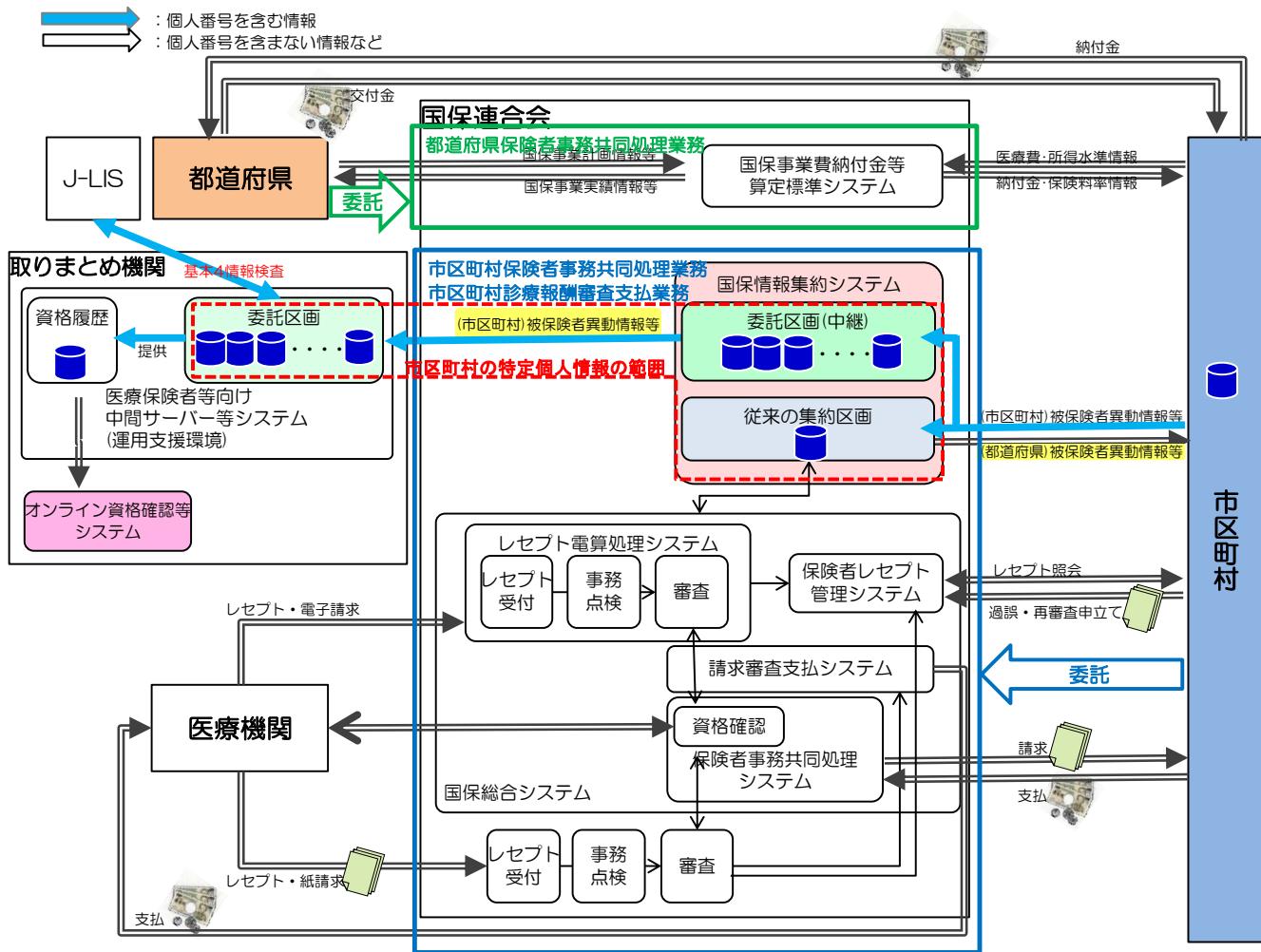
7. 特徴処理

保険料の特別徴収開始判定に伴い、国保連合会より年金情報、介護保険課から介護賦課情報の提供を受ける。また、特別徴収開始後、国保連合会からは年金天引きの結果やその他処理結果情報の提供を受ける。本市からは特別徴収の開始・中止・変更の各種依頼情報を国保連合会に提供する。

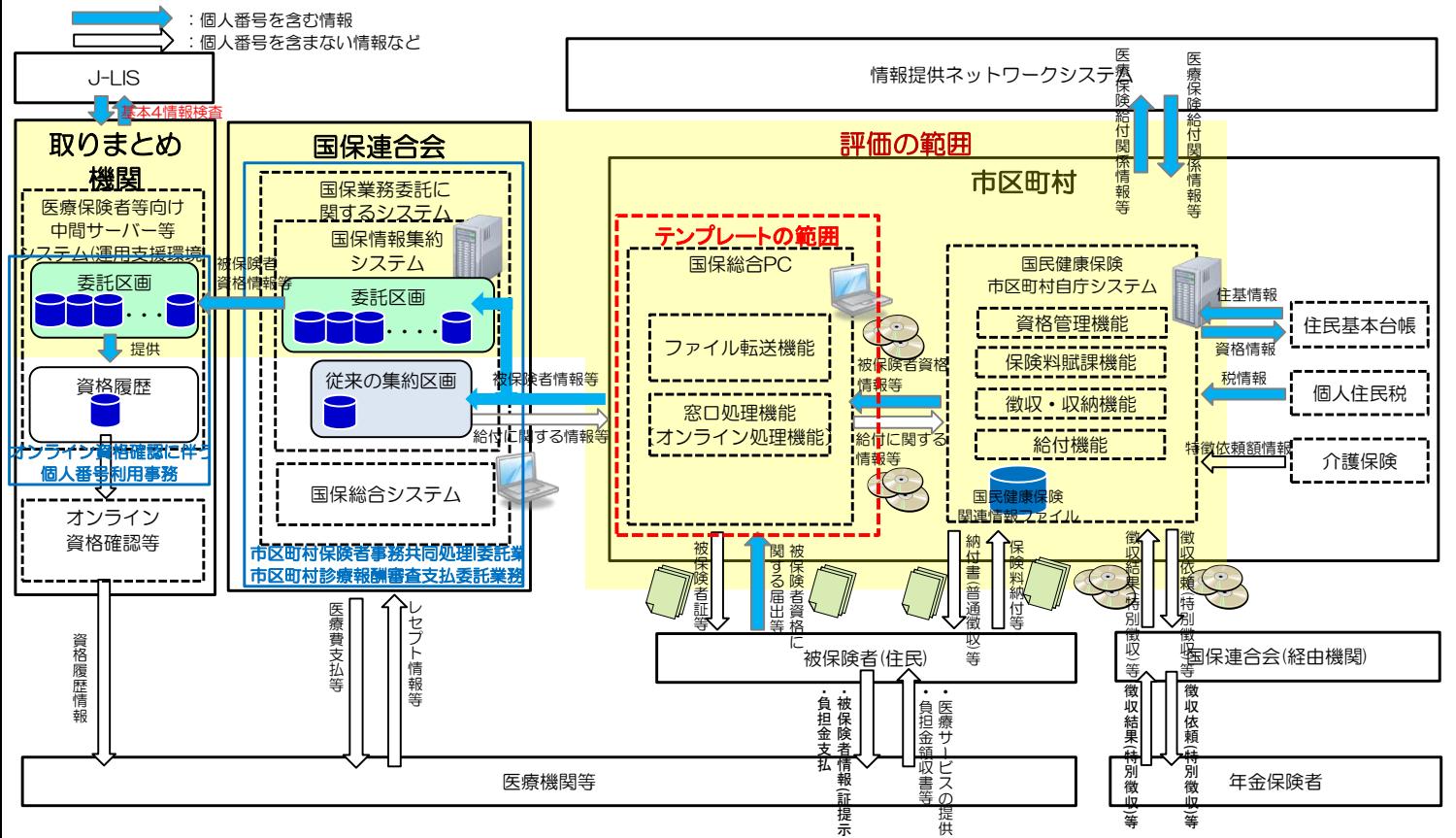
8. 資格適正(および退職振替)

当市国保と他の社会保険の2重加入被保険者の調査を行う。その際、年金システムより1号被保険者情報の移転を受ける。また、退職医療制度該当者の調査も行う。調査に際し、国保連合会より年金受給者情報の提供を受ける。

B. 国民健康保険の業務委託システムの関係



C. 国保総合PCと市区町村システムとの関係



(備考)

1. 市区町村保険者事務共同処理業務

- 1-1.国民健康保険の被保険者資格等に関する情報を都道府県単位で管理するため、資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務を実施する必要があり、これらの業務を行うために「国保情報集約システム」の共同設置と運用を国保連合会へ委託する。
 - ・なお、「国保情報集約システム」では個人番号を用いるため、特定個人情報ファイルを使用し、特定個人情報保護評価が必要になる。
- 1-2.上述の他に、高額医療費共同事業、レセプト点検の支援等を委託するが、これらの業務を行う「国保総合システム」では個人番号を使用しない。
- 1-3.オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、
国保総合(国保集約)システム経由で、医療保険者等向け中間サーバー等システムの委託区画へ、被保険者異動情報の登録を行う。

2. 都道府県保険者事務共同処理業務

- ・都道府県が、国民健康保険の保険給付費(歳出)および国庫負担金や前期高齢者交付金等の歳入を推計し、保険料収納必要額を推計し、その保険収納必要額を確保するために、所得水準に基づき市区町村ごとの保険料収納必要額を算定するとともに、標準保険料率を計算するための「国保事業費納付金等算定標準システム」の設置と運用を国保連合会に委託する。
 - ・なお、本業務を行う国保事業費納付金等算定標準システムでは個人番号を使用しない。

3. 市区町村診療報酬審査支払業務

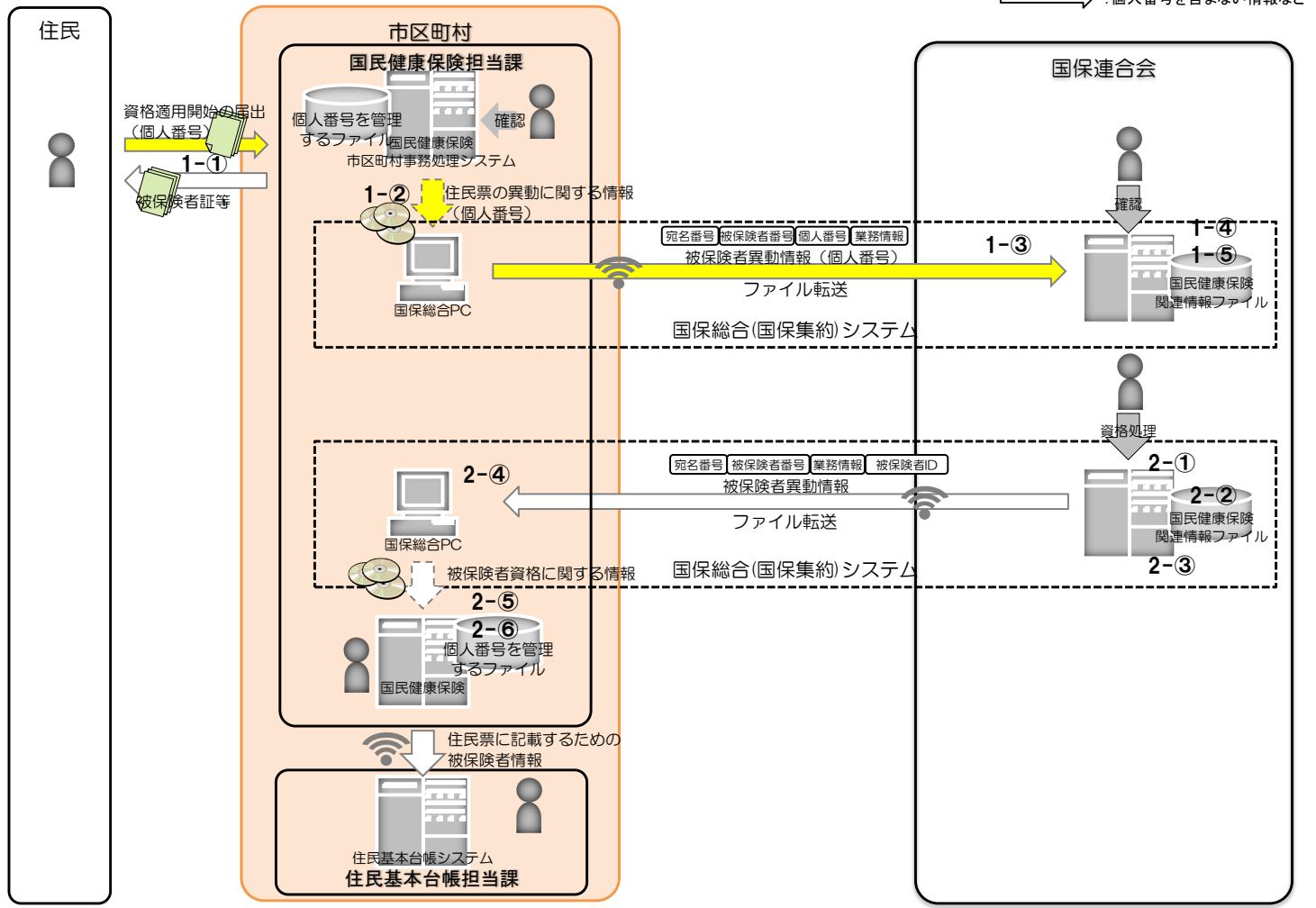
- ・保険医療機関等から提出される診療報酬等の審査支払を国保連合会に委託する。
- ・なお、本業務および本業務を行う「国保総合システム」では個人番号は使用しない。

4. オンライン資格確認の準備業務

- ・医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務
オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号の紐づけ管理などを行う。
- ・医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務
オンライン資格確認のための準備として、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用したオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供を行うために機関別符号を取得する。

1. 資格継続業務

黄色い矢印 :個人番号を含む情報
白い矢印 :個人番号を含まない情報など



(備考)

1. 資格継続業務

- ・国民健康保険の被保険者資格は都道府県単位で管理され、被保険者が同一都道府県内の他市区町村へ住所異動した場合は、被保険者資格の喪失・取得は発生しないが、保険料徴収等の事務の主体が市区町村であるため、資格の取得日・喪失日とは別に、自市区町村で事務を行う対象の被保険者である期間を、市区町村は適用開始日と適用終了日で管理することになる。
- ・国民健康保険の被保険者資格が同一都道府県内の他市区町村へ住所異動した場合は、被保険者資格の喪失・取得が生じないため、被保険者の住所異動に関する情報を市区町村が国保総合(国保集約)システムに送信することで、国保総合(国保集約)システム上では、転出地市区町村から送付された被保険者情報と転入地市区町村から送付された被保険者情報から、被保険者資格の取得や喪失の事務を行うことになる。
- ・また、市区町村では住民基本台帳に被保険者資格の取得日や喪失日を記載する必要があるため、同日付の情報を国保総合(国保集約)システムから入手した上で、住民票に記載を行うことになる。

(1)被保険者異動情報等の送信

- 1-①市民等から国民健康保険の被保険者資格に関する資格適用開始の届出を入手し、国民健康保険市区町村自府システム（以下、市区町村システム）に当該情報を登録する。住民には、必要に応じて被保険者証等を交付する。
- 1-②市区町村システムから、異動があった被保険者とその世帯に属するすべての被保険者（擬制世帯主を含む）についての被保険者異動情報（資格情報（世帯）ファイル、資格情報（個人）ファイル）を作成する。
電子媒体等に移出した被保険者異動情報データを、市区町村の国保総合PCに移入する。
自動連携用PCを設置・使用する場合、作成した被保険者異動情報を、市区町村システムから当該PCに自動連携（又は電子媒体等により移入）する。
- 1-③市区町村の国保総合PC（又は自動連携用PC）から、国保連合会の国保総合（国保集約）システムに、個人番号を含む「被保険者異動情報」が送信される。
- 1-④国保連合会の国保総合（国保集約）システムでは、送信された「被保険者異動情報」に基づいて、同システムの当該情報を更新する。
- 1-⑤国保連合会の国保総合（国保集約）システムでは、市区町村から送信された当該情報に含まれる「個人番号」によって同一人の判断・確認を行う。
また、個人番号の漏洩リスクを低減させるため、都道府県単位で被保険者別に付与された都道府県被保険者IDと、市区町別かつ被保険者別に付与された市区町被保険者IDとが紐付けられて、国保総合（国保集約）システム上でそれらの被保険者IDと関係性とが管理される。

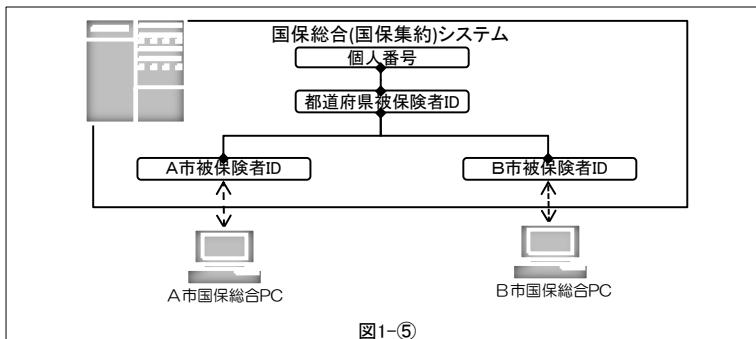


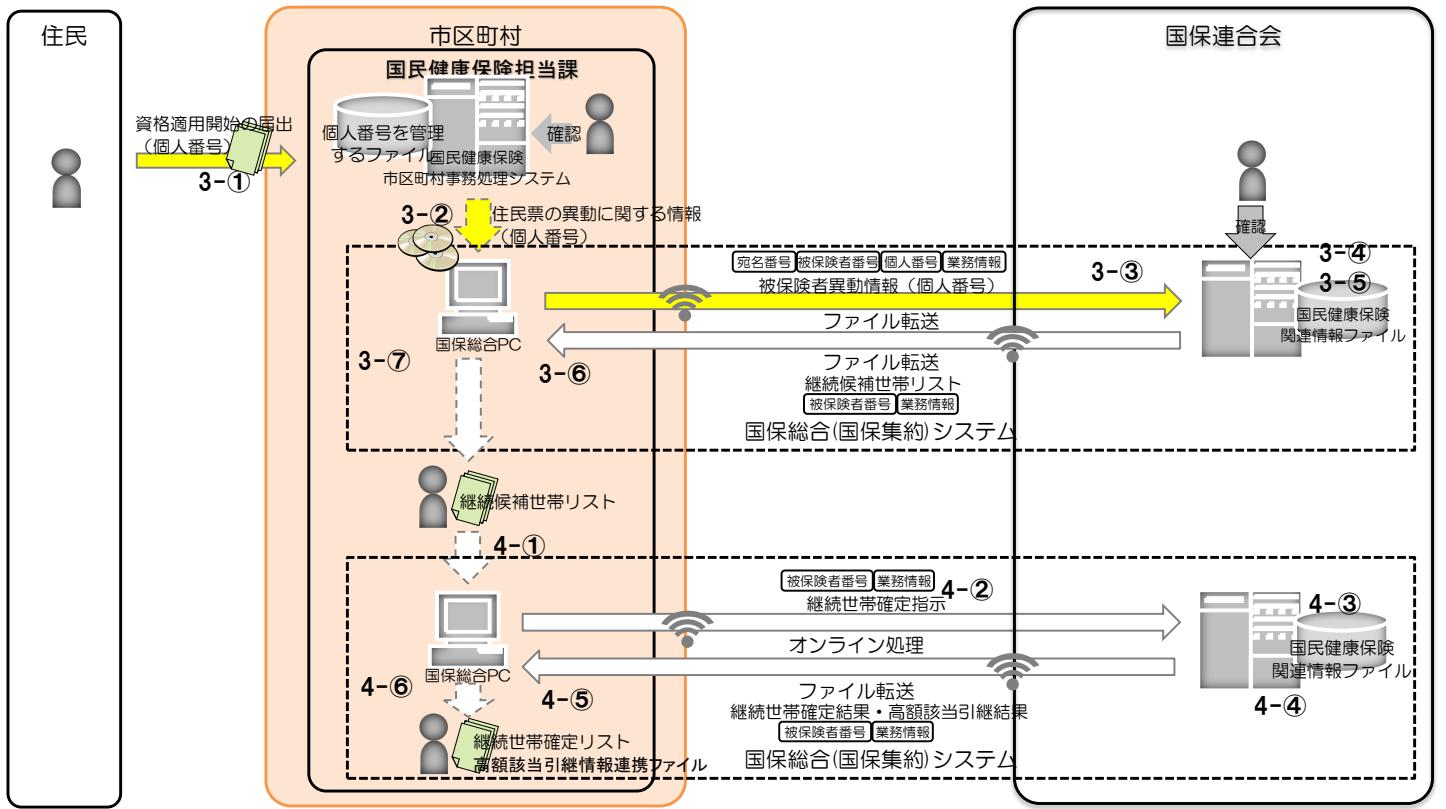
図1-⑤

(2)被保険者異動情報の受信

- 2-①(1)において市区町村の国保総合PCから国保連合会の国保総合（国保集約）システムに送信された「被保険者異動情報」により、都道府県内の市区町村間を転居した場合には、転出市区町村と転入市区町村の適用終了日（転出）と適用開始日（転入）の重複・空白期間等を国保総合（国保集約）システムによってチェックする。
また、国保総合（国保集約）システムにおいて被保険者資格の取得・喪失・継続等に関する処理を行う。
- 2-②国保連合会の国保総合（国保集約）システムでは、市区町村別かつ被保険者別に付与された市区町村被保険者IDに、都道府県被保険者IDが紐づき、さらに、都道府県被保険者IDには個人番号が紐付されている。
- 2-③国保連合会の国保総合（国保集約）システムには、都道府県単位の被保険者異動情報が管理される。
- 2-④国保連合会の国保総合（国保集約）システムから市区町村の国保総合PC（又は自動連携用PC）に、被保険者異動情報（国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市区町村被保険者ID連携ファイル）を配信する。
- 2-⑤市区町村では、市区町村の国保総合PCから被保険者異動情報を電子媒体等に移出し、市区町村システムに移入する。
自動連携用PCを設置・使用する場合、当該PCに配信された被保険者情報を、市区町村システムに自動連携（又は電子媒体等により移入）する。
- 2-⑥市区町村システムでは、移入された被保険者異動情報に基づいて、同システムの都道府県単位の被保険者異動情報を更新する。
市区町村では、すでに被保険者異動情報が管理されているため、そこに都道府県単位の被保険者異動情報を追加して管理する。

2. 高額該当の引き継ぎ業務

:個人番号を含む情報
:個人番号を含まない情報など



(備考)

2. 高額該当回数の引き継ぎ業務

・高額療養費制度は、医療機関等での支払額が、暦月で一定額を超えた場合に、その超過額を支給する制度であり、当月を含む直近12ヶ月間にすでに3回以上高額療養費が支給されている場合は、その月(4回目)以降の高額療養費の支給額が増加(自己負担限度額を引き下げ)するため、高額該当回数を引き継ぐ必要がある。

・国民健康保険の被保険者資格は都道府県単位で管理され、被保険者が同一都道府県内の他市区町村へ住所異動した場合は、被保険者資格の喪失・取得が生じないため、転出地における高額療養費の多数回該当に係る該当回数を転入地に引き継ぎ、前住所地から通算することになる。

・なお、高額療養費制度は世帯単位のため、転出入と同時に世帯の分離や合併等が生じた場合は、どの世帯へ多数回該当に係る該当回数を引き継ぐのか判断を行うことになる。

(3) 繼続候補世帯の抽出

3-①市民等から国民健康保険の被保険者資格に関する資格適用開始の届出を入手し、国民健康保険市区町村自府システムに当該情報を登録する。

3-②国民健康保険市区町村自府システムから、異動があった被保険者とその世帯に属するすべての被保険者(擬制世帯主を含む)についての被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)を作成する。

電子媒体等に移出した被保険者異動情報データを、市区町村の国保総合PCに移入する。

自動連携用PCを設置・使用する場合、作成した被保険者異動情報を、市区町村システムから当該PCに自動連携(又は電子媒体等により移入)する。

3-③市区町村の国保総合PC(又は自動連携用PC)から、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに、個人番号を含む「被保険者異動情報」が送信される。

3-④国保連合会の国保総合(国保集約)システムでは、送信された「被保険者異動情報」に基づいて、同システムで継続候補世帯を抽出する。

3-⑤国保連合会の国保総合(国保集約)システムに、継続候補世帯リスト情報が作成される。

3-⑥国保連合会の国保総合(国保集約)システムから市区町村の国保総合PCに、継続候補世帯リストを配信する。

3-⑦市区町村において、市区町村の国保総合PCに表示した情報を確認し、継続候補世帯リストの印刷を行う。

(4) 繼続世帯の確定および高額該当回数の引き継ぎ

4-①継続候補世帯リストを見て、継続世帯を判断した上で、市区町村の国保総合PCに必要事項を登録し、継続世帯の確定指示を行う。

4-②市区町村の国保総合PCから、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに、継続世帯の確定指示が送信される。

4-③国保連合会の国保総合(国保集約)システムでは、送付された確定指示に基づいて、同システムで継続世帯の確定が実施される。

また、確定された継続世帯の情報に基づいて、同システムで高額該当回数の引き継ぎが実施される。

4-④国保連合会の国保総合(国保集約)システムに、継続世帯確定結果および高額該当引継結果が作成される。

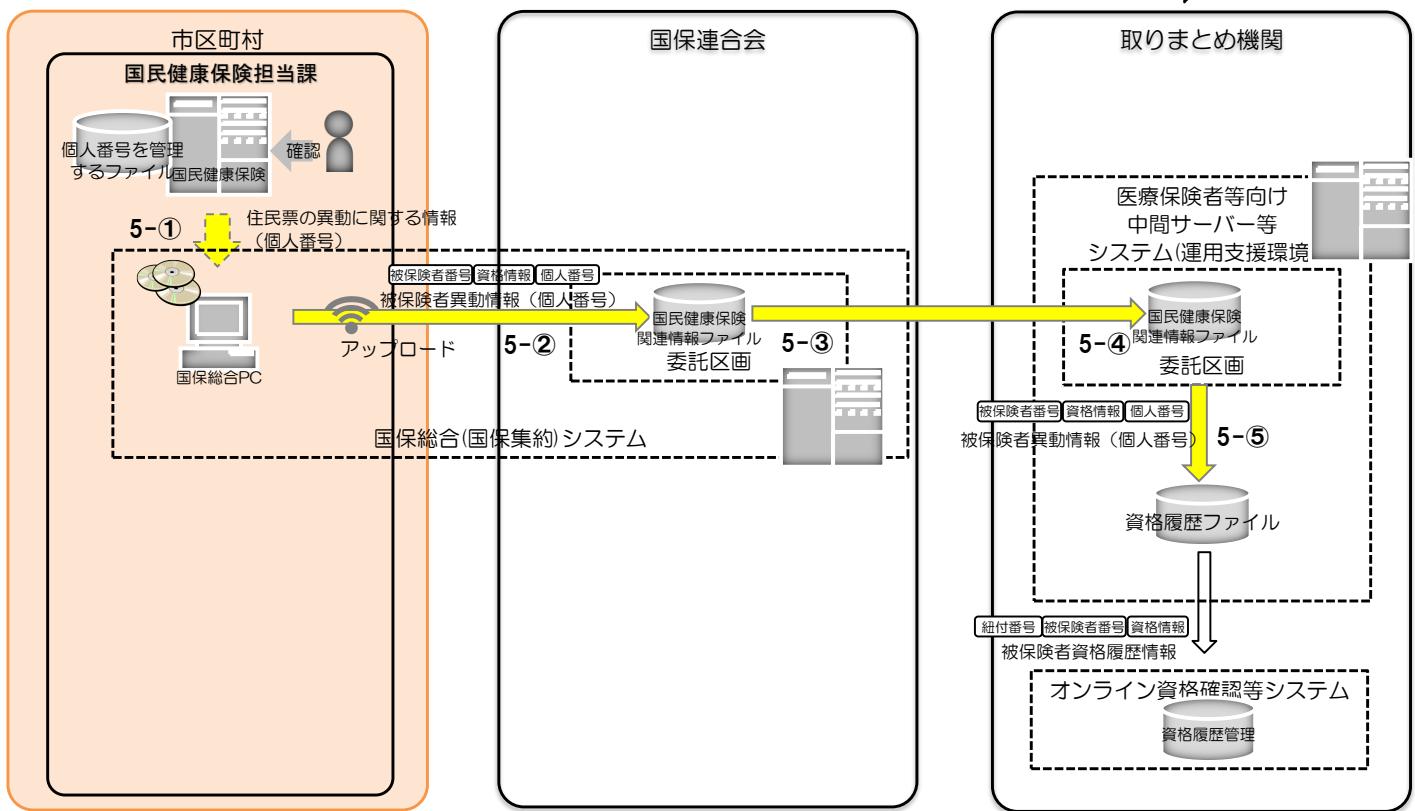
4-⑤国保連合会の国保総合(国保集約)システムから市区町村の国保総合PC(又は自動連携用PC)に、継続世帯確定結果および高額該当引継結果を配信する。

4-⑥市区町村において、市区町村の国保総合PCに表示した情報を確認し、継続世帯が確定したことを確認し、継続世帯確定リストの印刷を行う。

また、市区町村において、市区町村の国保総合PCに表示した情報および高額該当引継情報連携ファイルを確認し、高額該当情報が引き継がれたことを確認する。

3. オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供

↑:個人番号を含む情報
↓:個人番号を含まない情報など



(備考)

3. オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供

- ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、医療保険者等向け中間サーバー等にて加入者の資格履歴情報の管理を行う。
- ・上述の資格履歴情報の管理を行うため、市区町村において被保険者情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ情報登録を行う。

(5)被保険者異動情報等の送信

- 5-①市区町村システムから、異動があった被保険者とその世帯に属するすべての被保険者(擬制世帯主を含む)についての被保険者異動情報

(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)を作成する。

電子媒体等に移出した被保険者異動情報データを、市区町村の国保総合PCに移入する。

- 5-②市区町村の国保総合PCから、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに、個人番号を含む「被保険者異動情報」が送信される。

- 5-③国保連合会の国保総合(国保集約)システムの委託区画では、市区町村から送信された「被保険者異動情報」に基づいて、

同区画の情報を更新し、更新後の同区画の情報から医療保険者等向け中間サーバー等

システムへ送付するための「被保険者異動情報」を作成、医療保険者等向け中間サーバー等へ送信される。

国保総合(国保集約)システムの委託区画では、市区町村ごとに論理的に区分された区画に資格情報が恒久的に保存されるが、区画ごとにアクセス制御を行うため国保総合(国保集約)システム内では、特定個人情報に関する機関間(市区町村間)の提供等は発生しない。

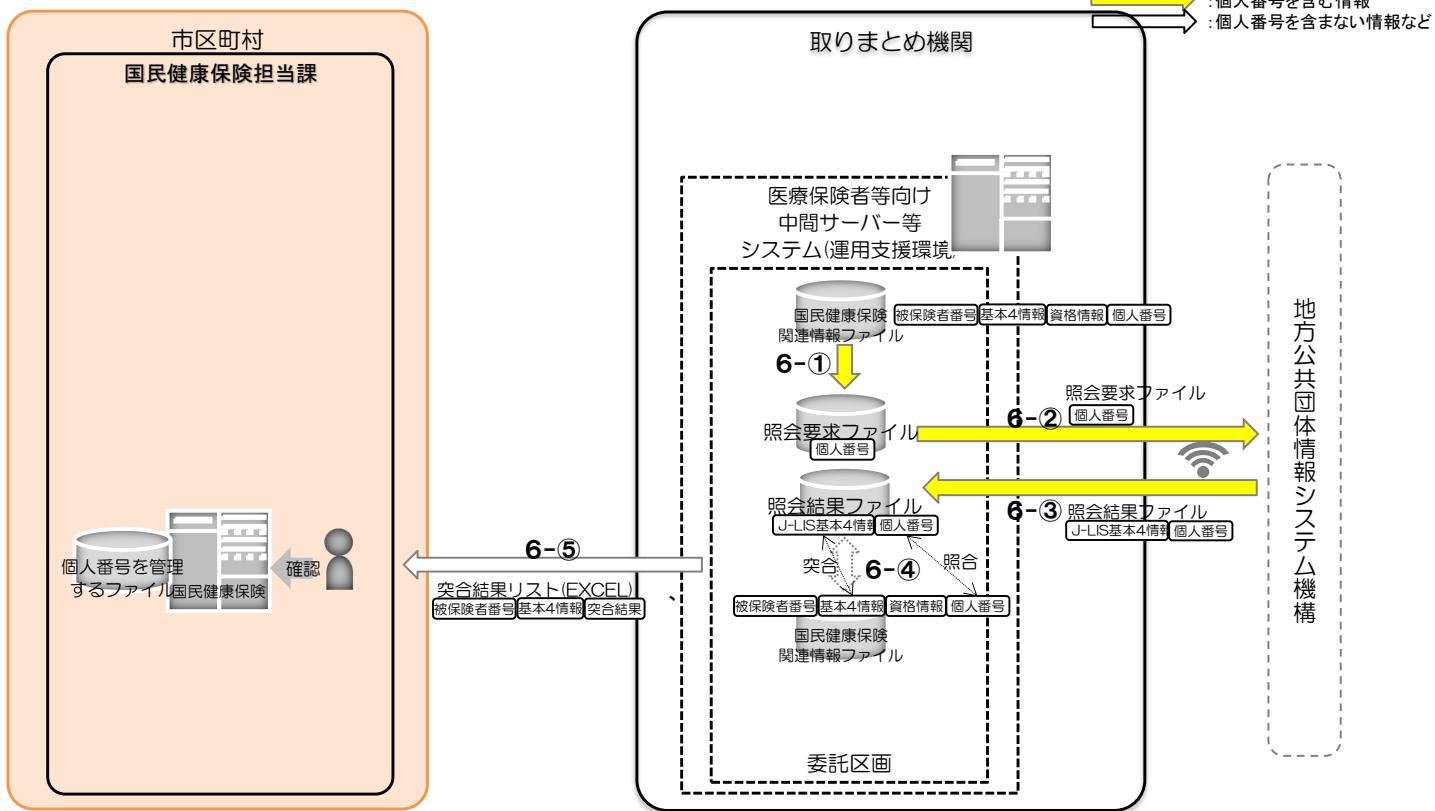


- 5-④医療保険者等向け中間サーバー等システムの委託区画では、国保総合(国保集約)システムから受信した「被保険者異動情報」に基づいて、同システムの当該情報を更新する。

医療保険者等向け中間サーバー等システムでは、市区町村ごとに論理的に区分された区画に資格情報が恒久的に保存されるが、区画ごとにアクセス制御を行うため、特定個人情報の機関間の提供等は発生しない。

- 5-⑤医療保険者等向け中間サーバー等システムの委託区画の「被保険者異動情報」に基づいて、同システムの運用支援環境において、委託区画から取得した「被保険者異動情報」を資格履歴ファイルに格納することで、市区町村から取りまとめ機関へ特定個人情報の機関間提供が発生する。

4. オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等上の被保険者異動情報の基本4情報照会(本人確認)



(備考)

4. オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等上の被保険者異動情報の基本4情報照会(本人確認)

- ・取りまとめ機関は、医療保険者等向け中間サーバー等にて管理している加入者の資格履歴情報の本人確認情報についてJ-LIS照会を行う。
- ・取りまとめ機関は、上述のJ-LIS照会の結果を、市町村へ通知する。

(6)被保険者異動情報等の送信

- 6-①市町村から国民健康保険に関する「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」の再委託を受けたとりまとめ機関が、医療保険者等向け中間サーバー等システムの委託区画に登録されている被保険者資格情報の正確性を担保するために、同区画の同情報から「基本4情報照会要求ファイル(個人番号)」を抽出する。
- 6-②取りまとめ機関は、住民基本台帳ネットワークシステムに「基本4情報照会要求ファイル(個人番号)」を送信する。
- 6-③取りまとめ機関は、住民基本台帳ネットワークシステムから、照会結果ファイル(照会対象者の基本4情報(本人確認情報)十個人番号)を取得(受信)する。
- 6-④取りまとめ機関は、照会結果ファイルと委託区画に登録されている被保険者資格情報の基本4情報が同じかどうかのチェックを個人番号で突合を行い、突合結果を市町村へ通知するために突合結果リストデータ(EXCEL)を作成する。突合結果リストには個人番号は記録しない。
- 6-⑤取りまとめ機関は、上述「3-4」の突合結果リストデータ(EXCEL)を市町村へ通知する。
(通知された突合結果をもとに、市町村が自庁の住民基本台帳や住基ネット端末を用いて最新情報を調査し、必要に応じて特定個人情報の訂正を行い、既設ルートで被保険者情報の異動を行う)

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
(1)国保賦課ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル]	<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	当区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)	
④記録される項目	[100項目以上]	<選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input checked="" type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input checked="" type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input checked="" type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) ・その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input checked="" type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input checked="" type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 () 	
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号、その他識別情報(内部番号) ・本人確認等、対象者を正確に特定するために保有 ・4情報、連絡先等情報、その他住民票関係情報 ・対象者の賦課時点の居住地、世帯情報を把握するために保有 ・地方税関係情報 ・税額を算出してこれを基に対象者に対し税額通知、各種証明書を発行するために保有 ・国庫補助等を算定するために保有 ・医療保険関係情報 ・国民健康保険税の税額を算出するために保有 	
全ての記録項目	別添1を参照。	
⑤保有開始日	平成28年1月	
⑥事務担当部署	健康推進部 国保医療年金課	

3. 特定個人情報の入手・使用

①入手元 ※		<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (税務課、戸籍住民課、高齢者福祉課、生活福祉課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (デジタル庁) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (市区町村) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 (日本年金機構)
②入手方法		<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (既存住民基本台帳システム、住民税システム、介護保険システム、生活保護システム)
③使用目的 ※		・国民健康保険税の適正な賦課業務、納付書の作成に関する事務の実施のため
④使用の主体	使用部署	国保医療年金課・地域活動課(各地域センター)
	使用者数	<input type="checkbox"/> 100人以上500人未満 [] <選択肢> 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		・国民健康保険税額(基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額の合算)の計算、賦課に使用する ・納付書の作成に使用する
情報の突合		・国民健康保険税の税額を計算するため、被保険者情報と地方税関係情報、介護・高齢者福祉関係情報を突合する
⑥使用開始日		平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

委託の有無 ※		<input type="checkbox"/> 委託する [] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件
委託事項1		システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業業務
①委託内容		システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業
②委託先における取扱者数		<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 [] <選択肢> 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		(株)日立システムズ
再委託	④再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託する [] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	「情報システム運用委託安全管理対策基準」に基づき、区が許可する。
	⑥再委託事項	システムの運用・保守業務

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供・移転の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 提供を行っている (28) 件 [<input type="radio"/>] 移転を行っている (3) 件 [<input type="checkbox"/>] 行っていない	
提供先1	全国健康保険協会	
①法令上の根拠	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の2の項	
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務	
③提供する情報	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下この評価書において「医療保険給付関係情報」という。)	
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	当区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)	
⑥提供方法	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先2	健康保険組合	
①法令上の根拠	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の3の項	
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務	
③提供する情報	医療保険給付関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	当区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)	
⑥提供方法	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	

提供先3	全国健康保険協会
①法令上の根拠	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の6の項
②提供先における用途	船員保険法による保険給付の支給に関する事務
③提供する情報	医療保険給付関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p style="text-align: right;">[10万人以上100万人未満]</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	当区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者との被扶養者等に該当しない者)
⑥提供方法	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先4	市町村長
①法令上の根拠	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の27の項
②提供先における用途	予防接種法による給付(同法第15条第1項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務
③提供する情報	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p style="text-align: right;">[10万人以上100万人未満]</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	当区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者との被扶養者等に該当しない者)
⑥提供方法	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先5	都道府県知事
①法令上の根拠	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の38の項
②提供先における用途	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務
③提供する情報	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第30条の2に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p style="text-align: right;">[10万人以上100万人未満]</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	当区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)
⑥提供方法	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先6	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の42の項
②提供先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務
③提供する情報	医療保険給付関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p style="text-align: right;">[10万人以上100万人未満]</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	当区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)
⑥提供方法	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先7	市町村長
①法令上の根拠	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の48の項
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務
③提供する情報	医療保険給付関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p style="text-align: center;">[10万人以上100万人未満]</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	当区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)
⑥提供方法	<p style="text-align: center;">[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先8	日本私立学校振興・共済事業団
①法令上の根拠	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の56の項
②提供先における用途	私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務
③提供する情報	医療保険給付関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p style="text-align: center;">[10万人以上100万人未満]</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	当区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)
⑥提供方法	<p style="text-align: center;">[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先9	国家公務員共済組合	
①法令上の根拠	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の65の項	
②提供先における用途	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務	
③提供する情報	医療保険給付関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p>[10万人以上100万人未満]</p>	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	当区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)	
⑥提供方法	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先10	市町村長又は国民健康保険組合	
①法令上の根拠	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の69の項	
②提供先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務	
③提供する情報	医療保険給付関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p>[10万人以上100万人未満]</p>	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	当区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)	
⑥提供方法	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	

提供先11	地方公務員共済組合
①法令上の根拠	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の83の項
②提供先における用途	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務
③提供する情報	医療保険給付関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p style="text-align: right;">[10万人以上100万人未満]</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	当区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者との被扶養者等に該当しない者)
⑥提供方法	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先12	市町村長
①法令上の根拠	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の87の項
②提供先における用途	老人福祉法による費用の徴収に関する事務
③提供する情報	医療保険給付関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p style="text-align: right;">[10万人以上100万人未満]</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	当区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者との被扶養者等に該当しない者)
⑥提供方法	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先13	後期高齢者医療広域連合
①法令上の根拠	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の115の項
②提供先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務
③提供する情報	医療保険給付関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p style="text-align: center;">[10万人以上100万人未満]</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	当区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)
⑥提供方法	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先14	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の125の項
②提供先における用途	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務
③提供する情報	医療保険給付関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p style="text-align: center;">[10万人以上100万人未満]</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	当区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)
⑥提供方法	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先15	市町村長
①法令上の根拠	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の131の項
②提供先における用途	介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務
③提供する情報	医療保険給付関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p style="text-align: right;">[10万人以上100万人未満]</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	当区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)
⑥提供方法	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先16	都道府県知事又は保健所を設置する市の長
①法令上の根拠	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の137の項
②提供先における用途	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務
③提供する情報	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p style="text-align: right;">[10万人以上100万人未満]</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	当区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)
⑥提供方法	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先17	独立行政法人日本学生支援機構
①法令上の根拠	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の141の項
②提供先における用途	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務
③提供する情報	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p style="text-align: center;">[10万人以上100万人未満]</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	当区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)
⑥提供方法	<p style="text-align: center;">[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先18	都道府県知事
①法令上の根拠	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の158の項
②提供先における用途	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務
③提供する情報	難病の患者に対する医療等に関する法律第12条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p style="text-align: center;">[10万人以上100万人未満]</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	当区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)
⑥提供方法	<p style="text-align: center;">[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先19	都道府県知事
①法令上の根拠	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の13の項
②提供先における用途	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務
③提供する情報	児童福祉法第19条の7に規定する他の法令による給付の支給に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	当区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)
⑥提供方法	<p style="text-align: center;">[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先20	市町村長
①法令上の根拠	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の16の項
②提供先における用途	児童福祉法による肢体不自由児通所医療費の支給に関する事務
③提供する情報	児童福祉法第21条の5の31に規定する他の法令による給付の支給に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	当区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)
⑥提供方法	<p style="text-align: center;">[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

移転先1	税務課
①法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号利用法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第2項 2. 品川区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例(番号利用条例)第4条第2項
②移転先における用途	住民税賦課事務
③移転する情報	医療保険関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p style="text-align: right;">[10万人以上100万人未満]</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	当区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)
⑥移転方法	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input checked="" type="radio"/>] その他 (住民税システム)</p>
⑦時期・頻度	隨時
移転先2	高齢者福祉課
①法令上の根拠	1. 番号利用法第9条第2項 2. 番号利用条例第4条第2項
②移転先における用途	介護保険料賦課事務
③移転する情報	医療保険関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p style="text-align: right;">[10万人以上100万人未満]</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	当区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)
⑥移転方法	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	隨時

移転先3	生活福祉課
①法令上の根拠	1. 番号利用法第9条第2項 2. 番号利用条例第4条第2項
②移転先における用途	生活困難外国人保護事務
③移転する情報	医療保険関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p style="text-align: right;">[10万人以上100万人未満]</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	当区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)
⑥移転方法	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	随時
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバー・プラットフォームは政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。</p> <p>なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 <p>②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <p>①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 <p>②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。</p>
7. 備考	
-	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(2)国保資格ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	<p>[システム用ファイル] <選択肢></p> <p>1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)</p>
②対象となる本人の数	<p>[10万人以上100万人未満] <選択肢></p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
③対象となる本人の範囲 ※	当区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)
④記録される項目	<p>[100項目以上] <選択肢></p> <p>1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上</p>
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 <p>[<input checked="" type="radio"/>] 個人番号 [] 個人番号対応符号 [<input checked="" type="radio"/>] その他識別情報(内部番号)</p> ・連絡先等情報 <p>[<input checked="" type="radio"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input checked="" type="radio"/>] 連絡先(電話番号等)</p> ・その他住民票関係情報 ・業務関係情報 <p>[] 国税関係情報 [] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報</p> <p>[<input checked="" type="radio"/>] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報</p> <p>[] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報</p> <p>[] 雇用・労働関係情報 [] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報</p> <p>[] 災害関係情報</p> <p>[] その他 ()</p>
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号、その他識別情報(内部番号) ・本人確認等、対象者を正確に特定するために保有 ・4情報、連絡先等情報、その他住民票関係情報 ・対象者の申請・届出時点の居住地、世帯情報を把握するために保有 ・医療保険関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、年金関係情報 ・国民健康保険の被保険者の資格取得、喪失等に係る届出の確認を行うために保有
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月
⑥事務担当部署	健康推進部 国保医療年金課

3. 特定個人情報の入手・使用

①入手元 ※	[<input type="radio"/>] 本人又は本人の代理人											
	[<input type="radio"/>] 評価実施機関内の他部署	(税務課、戸籍住民課、高齢者福祉課、生活福祉課)										
	[<input type="radio"/>] 行政機関・独立行政法人等	(医療保険者、厚生労働省)										
	[<input type="radio"/>] 地方公共団体・地方独立行政法人	(市区町村、後期高齢者医療広域連合)										
	[<input type="radio"/>] 民間事業者	()										
[<input type="radio"/>] その他 (日本年金機構、東京都国民健康保険団体連合会)												
②入手方法	[<input type="radio"/>] 紙	[<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ									
	[<input type="checkbox"/>] 電子メール	[<input type="radio"/>] 専用線	[<input type="radio"/>] 庁内連携システム									
[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム												
[<input type="radio"/>] その他 (既存住民基本台帳システム、住民税システム、介護保険システム、生活保護システム)												
③使用目的 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・住民からの国民健康保険被保険者異動届の受け付け、窓口負担割合・限度額の判定を行うため ・保険証のほか、高齢受給者証、減額認定証、特定疾病療養受療証などの各証の発行を行うため ・基準収入額適用申請等の受け付け、窓口負担割合・限度額の再判定を行うため ・一部負担金減額申請書等の受け付け、一部負担金の減額、免除、徴収猶予適用の可否判定を行うため 											
	<ul style="list-style-type: none"> ・限度額適用申請書、標準負担額減額認定申請書等の受け付け、限度額、標準負担額減額、長期該当認定または却下を行うため ・特定疾病療養受療証交付申請書の受け付け、自己負担限度額判定を行うため ・非自発的失業者に係る保険料の軽減の届出の確認(特例対象被保険者の届出)を行うため 											
④使用の主体	使用部署	国保医療年金課・地域活動課(各地域センター)										
	使用者数	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">[100人以上500人未満]</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">1) 10人未満</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">3) 50人以上100人未満</td> <td style="text-align: center;">4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">5) 500人以上1,000人未満</td> <td style="text-align: center;">6) 1,000人以上</td> </tr> </table>			[100人以上500人未満]	1) 10人未満	2) 10人以上50人未満		3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満		5) 500人以上1,000人未満
[100人以上500人未満]	1) 10人未満	2) 10人以上50人未満										
	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満										
	5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上										
⑤使用方法	<ul style="list-style-type: none"> ・住民からの国民健康保険被保険者異動届の受け付け、窓口負担割合・限度額の判定に使用する ・保険証のほか、高齢受給者証、減額認定証、特定疾病療養受療証などの各証の発行に使用する ・基準収入額適用申請等の受け付け、窓口負担割合・限度額の再判定に使用する ・一部負担金減額申請書等の受け付け、一部負担金の減額、免除、徴収猶予適用の可否判定に使用する ・限度額適用申請書、標準負担額減額認定申請書等の受け付け、限度額、標準負担額減額、長期該当認定または却下の判定に使用する ・特定疾病療養受療証交付申請書の受け付け、自己負担限度額判定に使用する ・非自発的失業者に係る保険料の軽減の届出の確認(特例対象被保険者の届出)に使用する 											
	情報の突合	<ul style="list-style-type: none"> ・非自発的失業者に係る保険料の軽減の届出の確認(特例対象被保険者の届出)、高齢受給者証の交付、基準収入額適用申請の確認、入院時食事療養費標準負担額減額の認定、入院時生活療養標準負担額減額の認定、限度額適用認定証の申請の認定、限度額適用認定証・標準負担額適用認定証の申請の認定、特定疾患対象療養の申請の認定、特定疾病的保険者の認定を行うために、国民健康保険に加入している者の世帯の所得および住民税の課税状況を突合する ・非自発的失業者に係る保険料の軽減の届出の確認(特例対象被保険者の届出)を行うため、雇用・労働関係情報を突合する 										
⑥使用開始日	平成28年1月1日											

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> (5) 件		1) 委託する 2) 委託しない	
委託事項1	システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業業務			
①委託内容	システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業			
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満	1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満	2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	(株)日立システムズ			
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない		
	⑤再委託の許諾方法	「情報システム運用委託安全管理対策基準」に基づき、区が許可する。		
	⑥再委託事項	システムの運用・保守業務		
委託事項2	資格継続業務に関する市町村保険者事務共同処理業務			
①委託内容	<p>・療養給付の審査・支払に付随する業務として、都道府県単位で管理することとなる資格取得年月日や喪失年月日の管理(資格継続業務)を委託する(国保情報集約システムを使用する)。</p> <p>・なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。</p> <p>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、市区町村より受領した被保険者資格異動に関するデータを編集し、「医療保険者等向け中間サーバー等」へ送信、登録を行う。</p>			
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満	1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満	2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	東京都国民健康保険団体連合会			
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない		
	⑤再委託の許諾方法	再委託を行う場合には、委託先から再委託先の商号または名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託先に関する業務の履行能力、再委託予定金額等およびその他当市のセキュリティーポリシー等で委託先に求めるべきとされている情報について記載した書面による再委託申請および再委託に関する履行体制図の提出を受け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していることなど、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で再委託を承認する。		
	⑥再委託事項	資格継続業務で使用する国保総合(国保集約)システムに関する運用業務の一部(バッチ処理パラメータの入力／バッチ処置の実行／バックアップデータの取得と保管／システム障害発生時の復旧支援作業／各種マスターメンテナンス／外字作成・登録)など。		

委託事項3		医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務
①委託内容		オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等において、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号との紐付管理および個人番号の紐づけが正しいか否かを検査するためのJ-LIS照会、などを行う。
②委託先における取扱者数		<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">[10人以上50人未満]</p> <p style="text-align: center;">1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p>
③委託先名		東京都国民健康保険団体連合会 (東京都国民健康保険団体連合会は、国保中央会に再委託する)
④再委託の有無 ※		<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">[再委託する]</p> <p style="text-align: center;">1) 再委託する 2) 再委託しない</p>
再委託	⑤再委託の許諾方法	<p>委託先の東京都国保連合会から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他当区が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、東京都国保連合会と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)。</p> <p>運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 <p>運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。</p>
	⑥再委託事項	医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務 (国保中央会から再々委託する「医療保険者等向け中間サーバー等の運用・保守業務」を含む)

委託事項4		医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務
①委託内容		オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等において、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用したオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供を行うために機関別符号を取得する。
②委託先における取扱者数		<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">[10人以上50人未満]</p> <p style="text-align: center;">1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p>
③委託先名		支払基金
④再委託の有無 ※		<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">[再委託する]</p> <p style="text-align: center;">1) 再委託する 2) 再委託しない</p>
再委託	⑤再委託の許諾方法	<p>委託先の支払基金から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他当区が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、支払基金と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)。</p> <p>運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 <p>運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。</p>
	⑥再委託事項	医療保険者等向け中間サーバー等の運用・保守業務

委託事項5		国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務
①委託内容		国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務(アプリケーション改修、データパッチ実施等)及びシステム運用事務(バックアップ取得、システム障害等発生時のデータ復旧等)
②委託先における取扱者数		<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">[10人以上50人未満]</p> <p style="text-align: center;">1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満</p> <p style="text-align: right;">2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上</p>
③委託先名		東京都国民健康保険団体連合会 (東京都国民健康保険団体連合会は、国保中央会に再委託する)
再委託	④再委託の有無 ※	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">[再委託する]</p> <p style="text-align: center;">1) 再委託する 2) 再委託しない</p>
	⑤再委託の許諾方法	<p>委託先の東京都国民健康保険団体連合会から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他当市が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、東京都国民健康保険団体連合会と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)。</p> <p>国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 ・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。 <p>国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。</p>
⑥再委託事項		国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務の全て

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供・移転の有無	[○] 提供を行っている (28) 件 [○] 移転を行っている (3) 件 [] 行っていない	
提供先1	全国健康保険協会	
①法令上の根拠	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の2の項	
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務	
③提供する情報	医療保険給付関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	当区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)	
⑥提供方法	<p>[○] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()</p>	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先2	健康保険組合	
①法令上の根拠	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の3の項	
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務	
③提供する情報	医療保険給付関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	当区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)	
⑥提供方法	<p>[○] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()</p>	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	

提供先3	全国健康保険協会
①法令上の根拠	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の6の項
②提供先における用途	船員保険法による保険給付の支給に関する事務
③提供する情報	医療保険給付関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	当区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)
⑥提供方法	<p style="text-align: center;">[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先4	市町村長
①法令上の根拠	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の27の項
②提供先における用途	予防接種法による給付(同法第15条第1項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務
③提供する情報	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	当区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)
⑥提供方法	<p style="text-align: center;">[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先5	都道府県知事
①法令上の根拠	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の38の項
②提供先における用途	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務
③提供する情報	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第30条の2に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p style="text-align: center;">[10万人以上100万人未満]</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	当区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)
⑥提供方法	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先6	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の42の項
②提供先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務
③提供する情報	医療保険給付関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p style="text-align: center;">[10万人以上100万人未満]</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	当区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)
⑥提供方法	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先7	市町村長		
①法令上の根拠	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の48の項		
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務		
③提供する情報	医療保険給付関係情報		
④提供する情報の対象となる本人の数	<p>〔 10万人以上100万人未満 〕</p> <p>＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>		
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	当区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者との被扶養者等に該当しない者)		
⑥提供方法	<p>[○] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>		
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度		
提供先8	日本私立学校振興・共済事業団		
①法令上の根拠	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の56の項		
②提供先における用途	私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務		
③提供する情報	医療保険給付関係情報		
④提供する情報の対象となる本人の数	<p>〔 10万人以上100万人未満 〕</p> <p>＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>		
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	当区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者との被扶養者等に該当しない者)		
⑥提供方法	<p>[○] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>		
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度		

提供先9	国家公務員共済組合		
①法令上の根拠	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の65の項		
②提供先における用途	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務		
③提供する情報	医療保険給付関係情報		
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>		
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	当区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)		
⑥提供方法	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>		
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度		
提供先10	市町村長又は国民健康保険組合		
①法令上の根拠	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の69の項		
②提供先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務		
③提供する情報	医療保険給付関係情報		
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>		
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	当区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)		
⑥提供方法	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>		
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度		

提供先11	地方公務員共済組合	
①法令上の根拠	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の83の項	
②提供先における用途	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務	
③提供する情報	医療保険給付関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	当区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)	
⑥提供方法	<p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先12	市町村長	
①法令上の根拠	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の87の項	
②提供先における用途	老人福祉法による費用の徴収に関する事務	
③提供する情報	医療保険給付関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	当区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)	
⑥提供方法	<p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	

提供先13	後期高齢者医療広域連合
①法令上の根拠	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の115の項
②提供先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務
③提供する情報	医療保険給付関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p style="text-align: right;">[10万人以上100万人未満]</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	当区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者との被扶養者等に該当しない者)
⑥提供方法	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先14	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の125の項
②提供先における用途	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務
③提供する情報	医療保険給付関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p style="text-align: right;">[10万人以上100万人未満]</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	当区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者との被扶養者等に該当しない者)
⑥提供方法	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先15	市町村長
①法令上の根拠	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の131の項
②提供先における用途	介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務
③提供する情報	医療保険給付関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p style="text-align: right;">[10万人以上100万人未満]</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	当区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)
⑥提供方法	<p style="text-align: center;">[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先16	都道府県知事又は保健所を設置する市の長
①法令上の根拠	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の137の項
②提供先における用途	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務
③提供する情報	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p style="text-align: right;">[10万人以上100万人未満]</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	当区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)
⑥提供方法	<p style="text-align: center;">[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先17	独立行政法人日本学生支援機構	
①法令上の根拠	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の141の項	
②提供先における用途	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務	
③提供する情報	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	当区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)	
⑥提供方法	<p style="text-align: center;">[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先18	都道府県知事	
①法令上の根拠	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の158の項	
②提供先における用途	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務	
③提供する情報	難病の患者に対する医療等に関する法律第12条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	当区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)	
⑥提供方法	<p style="text-align: center;">[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	

提供先19	都道府県知事
①法令上の根拠	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の13の項
②提供先における用途	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務
③提供する情報	児童福祉法第19条の7に規定する他の法令による給付の支給に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	当区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者との被扶養者等に該当しない者)
⑥提供方法	<p style="text-align: center;">[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先20	市町村長
①法令上の根拠	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の16の項
②提供先における用途	児童福祉法による肢体不自由児通所医療費の支給に関する事務
③提供する情報	児童福祉法第21条の5の31に規定する他の法令による給付の支給に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	当区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者との被扶養者等に該当しない者)
⑥提供方法	<p style="text-align: center;">[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

移転先1	税務課
①法令上の根拠	1. 番号利用法第9条第2項 2. 番号利用条例第4条第2項
②移転先における用途	住民税賦課事務
③移転する情報	医療保険関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	当区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)
⑥移転方法	<p style="text-align: center;">[<input checked="" type="radio"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p style="text-align: center;">[<input checked="" type="radio"/>] その他 (住民税システム)</p>
⑦時期・頻度	隨時
移転先2	高齢者福祉課
①法令上の根拠	1. 番号利用法第9条第2項 2. 番号利用条例第4条第2項
②移転先における用途	介護保険料賦課事務
③移転する情報	医療保険関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	当区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)
⑥移転方法	<p style="text-align: center;">[<input checked="" type="radio"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	隨時

移転先3	生活福祉課
①法令上の根拠	1. 番号利用法第9条第2項 2. 番号利用条例第4条第2項
②移転先における用途	生活困難外国人保護事務
③移転する情報	医療保険関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p style="text-align: right;">[10万人以上100万人未満]</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	当区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)
⑥移転方法	<p style="text-align: center;">[<input checked="" type="radio"/>] 庁内連携システム</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] 電子メール</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p> <p style="text-align: right;">[<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p style="text-align: right;">[<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: right;">[<input type="checkbox"/>] 紙</p>
⑦時期・頻度	隨時

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※	<p style="text-align: center;"><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバー・プラットフォームは政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。</p> <p>なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。</p> <p>・ISO/IEC27017、ISO・IEC27018の認証を受けている。</p> <p>②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p> <p style="text-align: center;"><ガバメントクラウドにおける措置></p> <p>①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。</p> <p>・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること。</p> <p>・日本国内でのデータ保管を条件としていること。</p> <p>②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。</p>
--------	--

7. 備考

—

別紙2(Ⅱ) 特定個人情報ファイルの概要(1)国保賦課ファイル、(2)国保資格ファイル 提供先21以降)

提供先21	都道府県知事
①法令上の根拠	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の19の項
②提供先における用途	児童福祉法による障害児入所医療費の支給に関する事務
③提供する情報	児童福祉法第24条の22に規定する他の法令による給付の支給に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	当区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)
⑥提供方法	<p style="text-align: center;">[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先22	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の111の項
②提供先における用途	雇用保険法による傷病手当の支給に関する事務
③提供する情報	雇用保険法第37条第8項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	当区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)
⑥提供方法	<p style="text-align: center;">[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先23	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の145の項
②提供先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務
③提供する情報	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第7条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p style="text-align: right;">[10万人以上100万人未満]</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	当区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)
⑥提供方法	<p style="text-align: center;">[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先24	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の161の項
②提供先における用途	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務
③提供する情報	医療保険給付関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p style="text-align: right;">[10万人以上100万人未満]</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	当区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)
⑥提供方法	<p style="text-align: center;">[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先25	都道府県知事
①法令上の根拠	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の164の項
②提供先における用途	特定感染症検査等事業実施要綱に基づくウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業の実施に関する事務
③提供する情報	医療保険給付関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p>[10万人以上100万人未満]</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	当区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)
⑥提供方法	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先26	都道府県知事
①法令上の根拠	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の165の項
②提供先における用途	肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の実施に関する事務
③提供する情報	医療保険給付関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p>[10万人以上100万人未満]</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	当区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)
⑥提供方法	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先27	都道府県知事
①法令上の根拠	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の166の項
②提供先における用途	肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱に基づく肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に関する事務
③提供する情報	医療保険給付関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p>[10万人以上100万人未満]</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	当区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)
⑥提供方法	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先28	都道府県知事
①法令上の根拠	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の173の項
②提供先における用途	特定疾患治療研究事業実施要綱に基づく特定疾患治療研究事業の実施に関する事務
③提供する情報	医療保険給付関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p>[10万人以上100万人未満]</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	当区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)
⑥提供方法	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(3)国保給付ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	<p>[システム用ファイル] <選択肢></p> <p>1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)</p>
②対象となる本人の数	<p>[10万人以上100万人未満] <選択肢></p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
③対象となる本人の範囲 ※	当区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)
④記録される項目	<p>[100項目以上] <選択肢></p> <p>1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上</p>
主な記録項目 ※	<p>・識別情報 <input checked="" type="checkbox"/> 個人番号 [] 個人番号対応符号 <input checked="" type="checkbox"/> その他識別情報(内部番号)</p> <p>・連絡先等情報 <input checked="" type="checkbox"/> 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) <input checked="" type="checkbox"/> 連絡先(電話番号等)</p> <p>・その他住民票関係情報</p> <p>・業務関係情報 [] 国税関係情報 [] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報 <input checked="" type="checkbox"/> 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報 [] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [] その他 ()</p>
その妥当性	<p>・個人番号、その他識別情報(内部番号) :本人確認等、対象者を正確に特定するために保有</p> <p>・4情報、連絡先等情報、その他住民票関係情報 :対象者の給付時点の居住地、世帯情報を把握するために保有</p> <p>・医療保険関係情報 :特別療養給付の申請の確認、高額介護合算療養費の支給、出産育児一時金の給付、葬祭費・葬祭の 給付または原爆一般疾病医療費の支給に係る届出の確認のために保有</p>
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月
⑥事務担当部署	健康推進部 国保医療年金課

3. 特定個人情報の入手・使用

①入手元 ※		<input checked="" type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input checked="" type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (税務課、戸籍住民課、高齢者福祉課、生活福祉課) <input checked="" type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (医療保険者) <input checked="" type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (市区町村、後期高齢者医療広域連合) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input checked="" type="checkbox"/> その他 (東京都国民健康保険団体連合会) ()		
②入手方法		<input checked="" type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム <input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (既存住民基本台帳システム、住民税システム、介護保険システム、生活保護システム)		
③使用目的 ※		<ul style="list-style-type: none"> ・入院時食事療養費標準負担額減額に関する減額認定証、入院時生活療養標準負担額減額に関する減額認定証を提出しなかったことにより支払った額を支給するため ・特別療養給付の申請の確認、高額介護合算療養費を支給するため ・高額療養費、高額介護合算療養費を支給するため ・出産育児一時金の給付または葬祭費・葬祭を支給するため ・原爆一般疾病医療費の支給に係る届出の確認を支給するため 		
④使用の主体	使用部署	国保医療年金課・地域活動課(各地域センター)		
	使用者数	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">[100人以上500人未満]</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	[100人以上500人未満]	1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満
[100人以上500人未満]	1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満	2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上		
⑤使用方法		<ul style="list-style-type: none"> ・入院時食事療養費標準負担額減額に関する減額認定証、入院時生活療養標準負担額減額に関する減額認定証を提出しなかったことにより支払った額の支給に使用する ・特別療養給付の申請の確認、高額介護合算療養費の支給に使用する ・高額療養費、高額介護合算療養費の支給に使用する ・出産育児一時金の給付または葬祭費・葬祭の給付に使用する ・原爆一般疾病医療費の支給に係る届出の確認に使用する 		
情報の突合		<ul style="list-style-type: none"> ・入院時食事療養費標準負担額減額、入院時生活療養標準負担額減額に関する減額認定証を提出しなかったことにより支払った額の支給、高額療養費、高額介護合算療養費の支給のため、被保険者情報と地方税関係情報を突合する。 ・特別療養給付の申請の確認、高額介護合算療養費の支給、出産育児一時金の給付、葬祭費・葬祭の給付または原爆一般疾病医療費の支給に係る届出の確認のため、被保険者情報と医療保険関係情報を突合する。 ・特別療養給付の申請の確認、高額介護合算療養費の支給のため、介護・高齢者福祉関係情報を突合する。 		
⑥使用開始日		平成28年1月1日		

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

委託の有無 ※	[委託する]	<選択肢>	
		1) 委託する 2) 委託しない	
	(3) 件		
委託事項1	システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業業務		
①委託内容	システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作		
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満]	<選択肢>	
		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満
		3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満
		5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上
③委託先名	(株)日立システムズ		
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する]	<選択肢>
			1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	「情報システム運用委託安全管理対策基準」に基づき、区が許可する。	
⑥再委託事項	システムの運用・保守業務		
委託事項2	高額該当回数の引き継ぎ業務に関する市区町村保険者事務共同処理業務		
①委託内容	<p>・療養給付の審査・支払に付随する業務として、同一都道府県内で転居があった場合における高額療養費の該当回数を通算するための同一世帯判定に必要な情報等の管理(高額該当の引き継ぎ業務)を委託する(国保情報集約システムを使用する)。</p> <p>・なお、個人番号を用いるのは、高額該当の引き継ぎ業務(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。</p>		
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満]	<選択肢>	
		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満
		3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満
		5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上
③委託先名	東京都国民健康保険団体連合会		
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する]	<選択肢>
			1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合には、委託先から再委託先の商号または名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託先に関する業務の履行能力、再委託予定金額等およびその他当市のセキュリティーポリシー等で委託先に求めるべきとされている情報について記載した書面による再委託申請および再委託に関する履行体制図の提出を受け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していることなど、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で再委託を承認する。	
⑥再委託事項	高額該当回数の引き継ぎ業務で使用する国保総合(国保集約)システムに関する運用業務の一部(バッチ処理パラメータの入力/バッチ処置の実行/バックアップデータの取得と保管/システム障害発生時の復旧支援作業/各種マスターメンテナンス/外字作成・登録)など。		

委託事項3		国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務
①委託内容		国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務(アプリケーション改修、データパッチ実施等)及びシステム運用事務(バックアップ取得、システム障害等発生時のデータ復旧等)
②委託先における取扱者数		<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">[10人以上50人未満]</p> <p style="text-align: center;">1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p>
③委託先名		東京都国民健康保険団体連合会 (東京都国民健康保険団体連合会は、国保中央会に再委託する)
再委託	④再委託の有無 ※	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">[再委託する]</p> <p style="text-align: center;">1) 再委託する 2) 再委託しない</p>
	⑤再委託の許諾方法	<p>委託先の東京都国民健康保険団体連合会から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他当市が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、東京都国民健康保険団体連合会と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)。</p> <p>国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 ・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。 <p>国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。</p>
⑥再委託事項		国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務の全て

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供・移転の有無	[○] 提供を行っている (19) 件 [○] 移転を行っている (5) 件 [] 行っていない	
提供先1	全国健康保険協会	
①法令上の根拠	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の2の項	
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務	
③提供する情報	医療保険給付関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p style="text-align: center;">[10万人以上100万人未満]</p>	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	当区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)	
⑥提供方法	<p>[○] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先2	健康保険組合	
①法令上の根拠	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の3の項	
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務	
③提供する情報	医療保険給付関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p style="text-align: center;">[10万人以上100万人未満]</p>	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	当区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)	
⑥提供方法	<p>[○] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	

提供先3	全国健康保険協会
①法令上の根拠	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の6の項
②提供先における用途	船員保険法による保険給付の支給に関する事務
③提供する情報	医療保険給付関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p style="text-align: right;">[10万人以上100万人未満]</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	当区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)
⑥提供方法	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先4	市町村長
①法令上の根拠	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の27の項
②提供先における用途	予防接種法による給付(同法第15条第1項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務
③提供する情報	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p style="text-align: right;">[10万人以上100万人未満]</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	当区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)
⑥提供方法	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先5	都道府県知事
①法令上の根拠	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の38の項
②提供先における用途	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務
③提供する情報	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第30条の2に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	当区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)
⑥提供方法	<p style="text-align: center;">[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先6	日本私立学校振興・共済事業団
①法令上の根拠	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の56の項
②提供先における用途	私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務
③提供する情報	医療保険給付関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	当区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)
⑥提供方法	<p style="text-align: center;">[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先7	国家公務員共済組合
①法令上の根拠	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の65の項
②提供先における用途	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務
③提供する情報	医療保険給付関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p style="text-align: right;">[10万人以上100万人未満]</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	当区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)
⑥提供方法	<p style="text-align: center;">[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先8	市町村長又は国民健康保険組合
①法令上の根拠	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の69の項
②提供先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務
③提供する情報	医療保険給付関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p style="text-align: right;">[10万人以上100万人未満]</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	当区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)
⑥提供方法	<p style="text-align: center;">[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先9	地方公務員共済組合		
①法令上の根拠	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の83の項		
②提供先における用途	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務		
③提供する情報	医療保険給付関係情報		
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>		
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	当区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者との被扶養者等に該当しない者)		
⑥提供方法	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>		
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度		
提供先10	市町村長		
①法令上の根拠	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の87の項		
②提供先における用途	老人福祉法による費用の徴収に関する事務		
③提供する情報	医療保険給付関係情報		
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>		
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	当区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者との被扶養者等に該当しない者)		
⑥提供方法	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>		
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度		

提供先11	後期高齢者医療広域連合
①法令上の根拠	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の115の項
②提供先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務
③提供する情報	医療保険給付関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p style="text-align: right;">[10万人以上100万人未満]</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	当区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)
⑥提供方法	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先12	都道府県知事又は保健所を設置する市の長
①法令上の根拠	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の137の項
②提供先における用途	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務
③提供する情報	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第39条第1項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p style="text-align: right;">[10万人以上100万人未満]</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	当区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)
⑥提供方法	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先13	独立行政法人日本学生支援機構	
①法令上の根拠	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の141の項	
②提供先における用途	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務	
③提供する情報	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	当区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)	
⑥提供方法	<p style="text-align: center;">[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先14	都道府県知事	
①法令上の根拠	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の158の項	
②提供先における用途	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務	
③提供する情報	難病の患者に対する医療等に関する法律第12条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	当区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)	
⑥提供方法	<p style="text-align: center;">[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	

提供先15	都道府県知事
①法令上の根拠	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の13の項
②提供先における用途	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務
③提供する情報	児童福祉法第19条の7に規定する他の法令による給付の支給に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p style="text-align: right;">[10万人以上100万人未満]</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	当区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)
⑥提供方法	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先16	市町村長
①法令上の根拠	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の16の項
②提供先における用途	児童福祉法による肢体不自由児通所医療費の支給に関する事務
③提供する情報	児童福祉法第21条の5の31に規定する他の法令による給付の支給に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p style="text-align: right;">[10万人以上100万人未満]</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	当区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)
⑥提供方法	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先17	都道府県知事
①法令上の根拠	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の19の項
②提供先における用途	児童福祉法による障害児入所医療費の支給に関する事務
③提供する情報	児童福祉法第24条の22に規定する他の法令による給付の支給に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	当区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)
⑥提供方法	<p style="text-align: center;">[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先18	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の111の項
②提供先における用途	雇用保険法による傷病手当の支給に関する事務
③提供する情報	雇用保険法第37条第8項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	当区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)
⑥提供方法	<p style="text-align: center;">[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先19	都道府県知事又は市町村長		
①法令上の根拠	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の145の項		
②提供先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務		
③提供する情報	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第7条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報		
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>		
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	当区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)		
⑥提供方法	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>		
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度		
移転先1	税務課		
①法令上の根拠	1. 番号利用法第9条第2項 2. 番号利用条例第4条第2項		
②移転先における用途	住民税賦課事務		
③移転する情報	医療保険関係情報		
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>		
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	当区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)		
⑥移転方法	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input checked="" type="radio"/>] その他 (住民税システム)</p>		
⑦時期・頻度	隨時		

①法令上の根拠	1. 番号利用法第9条第2項 2. 番号利用条例第4条第2項
②移転先における用途	介護保険料賦課事務
③移転する情報	医療保険関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p style="text-align: right;">[10万人以上100万人未満]</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	当区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者との被扶養者等に該当しない者)
⑥移転方法	<p style="text-align: center;">[<input checked="" type="radio"/>] 庁内連携システム [] 専用線</p> <p style="text-align: center;">[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: center;">[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p style="text-align: center;">[] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	隨時
①法令上の根拠	1. 番号利用法第9条第2項 2. 番号利用条例第4条第2項
②移転先における用途	生活困難外国人保護事務
③移転する情報	医療保険関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p style="text-align: right;">[10万人以上100万人未満]</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	当区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者との被扶養者等に該当しない者)
⑥移転方法	<p style="text-align: center;">[<input checked="" type="radio"/>] 庁内連携システム [] 専用線</p> <p style="text-align: center;">[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: center;">[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p style="text-align: center;">[] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	隨時

移転先4	子育て応援課	
①法令上の根拠	1. 番号利用法第9条第2項 2. 番号利用条例第4条第2項	
②移転先における用途	医療費助成事務	
③移転する情報	医療保険関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	当区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)	
⑥移転方法	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>	
⑦時期・頻度	隨時	
移転先5	品川区保健所	
①法令上の根拠	1. 番号利用法第9条第2項 2. 番号利用条例第4条第2項	
②移転先における用途	精神通院医療費助成	
③移転する情報	医療保険関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	当区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)	
⑥移転方法	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>	
⑦時期・頻度	隨時	

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

- ①中間サーバー・プラットフォームは政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。
なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。
・ISO/IEC27017、ISO・IEC27018の認証を受けている。
・日本国内でデータを保管している。
②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。

<ガバメントクラウドにおける措置>

- ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。
・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること。
・日本国内でのデータ保管を条件としていること。
②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。する。

7. 備考

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(4)国保収滞納ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	<p>[システム用ファイル] <選択肢></p> <p>1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)</p>
②対象となる本人の数	<p>[10万人以上100万人未満] <選択肢></p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
③対象となる本人の範囲 ※	当区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその扶養者等に該当しない者)
④記録される項目	<p>[100項目以上] <選択肢></p> <p>1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上</p>
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 <p>[<input checked="" type="radio"/>] 個人番号 [] 個人番号対応符号 [<input checked="" type="radio"/>] その他識別情報(内部番号)</p> ・連絡先等情報 <p>[<input checked="" type="radio"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input checked="" type="radio"/>] 連絡先(電話番号等)</p> ・その他住民票関係情報 ・業務関係情報 <p>[] 国税関係情報 [<input checked="" type="radio"/>] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報</p> <p>[] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報</p> <p>[] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報</p> <p>[] 雇用・労働関係情報 [] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報</p> <p>[] 災害関係情報</p> <p>[] その他 ()</p>
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号、その他識別情報(内部番号) ・対象者を正確に特定するために保有 ・4情報、連絡先等情報 ・対象者の収滞納期日時点の居住地を把握するために保有 ・地方税関係情報 ・対象者に対し納付書、納税証明書等を発行するために保有
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月
⑥事務担当部署	健康推進部 国保医療年金課

3. 特定個人情報の入手・使用

①入手元 ※		<input checked="" type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input checked="" type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (税務課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()		
		<input checked="" type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [O] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (保険料(税)賦課システム、住民税システム)		
		納付書、納税証明書の発行、過誤納金還付・充当の通知、督促状、催告書の発行、財産調査、滞納処分等の実施		
使用部署	国保医療年金課・地域活動課(各地域センター)			
④使用の主体	<div style="text-align: right; margin-bottom: 5px;"><選択肢></div> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: right; padding-right: 10px;">[100人以上500人未満]</td> <td style="width: 30%; text-align: center; padding-right: 10px;">1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満</td> <td style="width: 30%; text-align: left; padding-left: 10px;">2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	[100人以上500人未満]	1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満	2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上
[100人以上500人未満]	1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満	2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上		
⑤使用方法		<ol style="list-style-type: none"> 1. 指定金融機関からの納付済み通知書情報の受付に関する事務 ・納付対象者の納付情報を把握する。 ・納付情報を基に還付・充当通知書を対象者へ通知する。 ・賦課額情報、納付情報を基に納付書の再発行を行い対象者へ通知する。 2. 督促・催告に関する事務 ・期限内に納付されない場合には、対象者へ督促状を通知する。 ・滞納者に対して、電話催告の実施、催告書を通知する。 3. 納付意思がある滞納者に関する事務 ・滞納者に誓約書を提出させたうえで分割納付を行う。また、申請を基に徵収猶予処理を行う。 4. 納付意思がない滞納者に関する事務 ・財産調査を行い、財産がある場合には、差押・参加差押・交付要求処理を行い、処分内容を通知する。 ・公売の実施、配当・充当を行う。 ・財産がない場合は執行停止処理、税義務が消滅した場合は不納欠損処理を行う。 5. 納税義務の継承 ・納税義務承継通知書を通知する。 		
		(1) 固定資産税賦課額情報、納付済通知書情報を突合して還付・充当通知書に係るデータを作成する。 (2) 固定資産税賦課額情報、納付済通知書情報を突合して督促状に係るデータを作成する。		
⑥使用開始日		平成28年1月1日		

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

委託の有無 ※	[<input type="checkbox"/> 委託する]	<選択肢>	
		1) 委託する 2) 委託しない	
	(1) 件		
委託事項1	システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業業務		
①委託内容	システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業		
②委託先における取扱者数	[<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満]	<選択肢>	
		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満
		3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満
		5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上
③委託先名	(株)日立システムズ		
再委託	④再委託の有無 ※	[<input type="checkbox"/> 再委託する]	<選択肢>
			1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	「情報システム運用委託安全管理対策基準」に基づき、区が許可する。	
	⑥再委託事項	システムの運用・保守業務	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供・移転の有無	[<input type="checkbox"/> 提供を行っている (1) 件]	[<input checked="" type="checkbox"/> 移転を行っている (2) 件]
	[<input type="checkbox"/> 行っていない]	
提供先1		
①法令上の根拠		
②提供先における用途		
③提供する情報		
④提供する情報の対象となる本人の数	[<input type="checkbox"/>]	<選択肢>
		1) 1万人未満
		2) 1万人以上10万人未満
		3) 10万人以上100万人未満
		4) 100万人以上1,000万人未満
		5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/> 専用線]
	[<input type="checkbox"/> 電子メール]	[<input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)]
	[<input type="checkbox"/> フラッシュメモリ]	[<input type="checkbox"/> 紙]
	[<input type="checkbox"/> その他 ()]	
⑦時期・頻度		

移転先1	税務課
①法令上の根拠	1. 番号利用法第9条第2項 2. 番号利用条例第4条第2項
②移転先における用途	住民税賦課事務
③移転する情報	医療保険関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	当区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)
⑥移転方法	<p style="text-align: center;">[<input checked="" type="radio"/>] 庁内連携システム</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] 電子メール</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ</p> <p style="text-align: center;">[<input checked="" type="radio"/>] その他 (住民税システム)</p>
⑦時期・頻度	隨時
移転先2	生活福祉課
①法令上の根拠	1. 番号利用法第9条第2項 2. 番号利用条例第4条第2項
②移転先における用途	生活困難外国人保護事務
③移転する情報	医療保険関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	当区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)
⑥移転方法	<p style="text-align: center;">[<input checked="" type="radio"/>] 庁内連携システム</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] 電子メール</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] その他 (</p>
⑦時期・頻度	隨時

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

①中間サーバー・プラットフォームは政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。

なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。
・ISO/IEC27017、ISO・IEC27018の認証を受けている。
・日本国内でデータを保管している。

②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。

<ガバメントクラウドにおける措置>

①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。

・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。
・日本国内でのデータ保管を条件としていること。

②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。

7. 備考

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

(1) 国民健康保険税賦課ファイル

1.自治体コード、2.個人番号、3.宛名番号、4.編集済氏名カナ、5.編集済氏名漢字、6.宛名郵便番号、7.宛名住所、9.宛名地番、10.宛名方書カナ、11.宛名方書漢字、12.生年月日、13.性別区分、14.編集電話番号、15.申込年月日、16.振替区分、17.開始年月日、18.廃止年月日、19.口座停止日、20.停止解除日、21.銀行コード、22.支店コード、23.口座番号、24.通帳番号末番、25.預金種別区分、26.名義人カナ、27.名義人漢字、28.送付開始年月日、29.送付終了年月日、30.送付先氏名カナ、31.送付先氏名漢字、32.送付先郵便番号、33.送付先住所コード、34.送付先住所、35.送付先住所地番、36.送付先方書カナ、37.送付先方書漢字、38.対象年度、39.保険証番号、40.世帯主住民番号、41.旧自治体コード、42.国保履歴番号、43.初期登録業務日時、44.更新業務日時、45.更新システム日時、46.更新コンピュータ名、47.更新ユーザID、48.国保有効フラグ、49.決裁状態、50.文字列型予備項目1、51.記載順位、52.続柄コード、53.資産割算定基礎額、54.住民税未申告該当コード、55.住民税非課税該当コード、56.稼得区分コード、57.所得把握区分コード、58.給与支払額、59.給与所得額、60.公的年金所得額、61.その他所得額、62.譲渡所得額、63.総所得金額、64.所得合計控除額、65.公的年金等所得控除額、66.公的年金等控除額、67.給与特別控除額、68.国保用所得割算定基礎額、69.国保用軽減判定用総所得金額、70.国保用基準総所得金額、71.ただし書き用給与支払額、72.ただし書き用給与所得額、73.ただし書き用総所得金額、74.減額判定用年金雜所得額、75.特別控除額、76.繰り越し損失額、77.記録項目名、78.営業所得額、79.農業所得額、80.その他事業所得額、81.不動産所得額、82.利子所得額、83.株式配当所得額、84.公募外貨配当所得額、85.公募他配当所得額、86.その他配当所得額、87.給与額、88.主たる給与支払額、89.從たる給与支払額、90.給与支払額内専従者給与額、91.公的年金支払額、92.年金雜所得額、93.その他雜所得額、94.総合譲渡短期所得額、95.総合譲渡短期差引額、96.総合譲渡長期所得額、97.総合譲渡長期差引額、98.総合譲渡分特別控除額、99.一時所得額、100.一時差引額、101.総合一時所得額、102.短期一般所得額、103.短期一般差引額、104.短期一般特別控除額、105.短期軽減所得額、106.短期軽減差引額、107.短期軽減特別控除額、108.短期特別控除額、109.長期一般所得額、110.長期一般差引額、111.長期一般特別控除額、112.長期特定所得額、113.長期特定差引額、114.長期特定特別控除額、115.長期軽課所得額、116.長期軽課差引額、117.長期軽課特別控除額、118.長期特別所得額、119.長期特別差引額、120.長期特別特別控除額、121.長期特別控除額、122.土地等雜所得額、123.超短期所得額、124.株式譲渡所得額、125.株式譲渡上場所得額、126.商品先物取引所得額、127.山林所得額、128.総合退職所得額、129.変動所得額、130.臨時所得額、131.免税所得額、132.肉用牛壳却価格、133.肉用牛免税対象所得額、134.肉用牛免税対象外所得額、135.雜損控除額、136.医療費控除額、137.社会保険料控除額、138.小規模共済控除額、139.生命保険料控除額、140.個人年金保険料支払額、141.損害保険料控除額、142.長期損害保険料支払額、143.寄附金控除額、144.合計控除額、145.控対配区分、146.配偶者区分、147.配偶者特別控除額、148.配特有無区分フラグ、149.扶養一般該当人数、150.扶養年少該当人数、151.扶養特定該当人数、152.扶養老人該当人数、153.扶養同居老人該当人数、154.扶養特障該当人数、155.扶養同居特障該当人数、156.扶養普障該当人数、157.未成年区分、158.老年者区分、159.寡婦区分、160.障害者区分、161.勤労学生区分、162.住民税申告区分、163.本専区分、164.配専区分、165.青色専従該当人数、166.白色専従該当人数、167.専従者控除額、168.繰越損失額、169.純損失額、170.譲渡繰越損失額、171.雜損失額、172.特定株式損失額、173.先物取引損失額、174.居住用特定譲渡所得額、175.居住用特定損失額、176.繰越損失軽減純損失額、177.繰越損失軽減譲渡損失額、178.市町村端数切捨所得割額、179.市町村均等割額、180.都道府県端数切捨所得割額、181.都道府県均等割額、182.資料区分、183.推定所得額、184.合計所得金額、185.固定税額、186.個人分税額、187.共有分税額、188.個人減免区分コード、189.老人70歳以上該当非該当フラグ、190.寝たきり65歳以上該当非該当フラグ、191.障害者手帳該当非該当フラグ、192.知的障害者該当該当非該当フラグ、193.譲渡所得条文ID、194.特徴該当非該当フラグ、195.国保資格区分、196.取得国保異動区分、197.取得事由国保異動事由、198.喪失国保異動区分、199.喪失事由国保異動事由、200.退職該当退職異動事由区分、201.退職非該当退職異動事由区分、202.取得異動年月日、203.取得届出年月日、204.喪失異動年月日、205.喪失届出年月日、206.退職該当異動年月日、207.退職該当届出年月日、208.退職非該当異動年月日、209.退職非該当届出年月日、210.分離配当所得額、211.株式配当損失額、212.失業給与所得額、213.失業総所得金額、214.失業所得割算定基礎額、215.失業軽減判定用総所得金額、216.失業基準総所得金額、217.失業ただし書き用給与所得額、218.失業ただし書き用総所得金額、219.失業者該当非該当フラグ、220.住民税未申告該当コード1、221.被扶養登録区分、222.旧個人番号、223.個人番号結合処理年月日、224.個人番号結合コンピュータ名、225.個人番号結合ユーザ名、226.旧保険証番号、227.保険証番号結合処理年月日、228.保険証番号結合コンピュータ名、229.保険証番号結合ユーザ名、230.退避算定基礎額、231.退避失業者算定基礎額、232.予備金額1、233.予備金額2、234.予備金額3、235.予備金額4、236.予備金額5、237.予備項目1、238.予備項目2、239.資格有無フラグ0、240.介護資格有無フラグ0、241.国保退職有無フラグ0、242.世帯区分0、243.取得異動年月日0、244.保険証番号内連番0、245.旧国保被保険者フラグ0、246.旧被扶養者フラグ0、247.失業者該当非該当フラグ0、248.有効フラグ0、249.資格有無フラグ1、250.介護資格有無フラグ1、251.国保退職有無フラグ1、252.世帯区分1、253.取得異動年月日1、254.保険証番号内連番1、255.旧国保被保険者フラグ1、256.旧被扶養者フラグ1、257.失業者該当非該当フラグ1、258.有効フラグ1、259.資格有無フラグ2、260.介護資格有無フラグ2、261.国保退職有無フラグ2、262.世帯区分2、263.取得異動年月日2、264.保険証番号内連番2、265.旧国保被保険者フラグ2、266.旧被扶養者フラグ2、267.失業者該当非該当フラグ2、268.有効フラグ2、269.資格有無フラグ3、270.介護資格有無フラグ3、271.国保退職有無フラグ3、272.世帯区分3、273.取得異動年月日3、274.保険証番号内連番3、275.旧国保被保険者フラグ3、276.旧被扶養者フラグ3、277.失業者該当非該当フラグ3、278.有効フラグ3、279.資格有無フラグ4、280.介護資格有無フラグ4、281.国保退職有無フラグ4、282.世帯区分4、283.取得異動年月日4、284.保険証番号内連番4、285.旧国保被保険者フラグ4、286.旧被扶養者フラグ4、287.失業者該当非該当フラグ4、288.有効フラグ4、289.資格有無フラグ5、290.介護資格有無フラグ5、291.国保退職有無フラグ5、292.世帯区分5、293.取得異動年月日5、294.保険証番号内連番5、295.旧国保被保険者フラグ5、296.旧被扶養者フラグ5、297.失業者該当非該当フラグ5、298.有効フラグ5、299.資格有無フラグ6、300.介護資格有無フラグ6、301.国保退職有無フラグ6、302.世帯区分6、303.取得異動年月日6、304.保険証番号内連番6、305.旧国保被保険者フラグ6、306.旧被扶養者フラグ6、307.失業者該当非該当フラグ6、308.有効フラグ6、309.資格有無フラグ7、310.介護資格有無フラグ7、311.国保退職有無フラグ7、312.世帯区分7、313.取得異動年月日7、314.保険証番号内連番7、315.旧国保被保険者フラグ7、316.旧被扶養者フラグ7、317.失業者該当非該当フラグ7、318.有効フラグ7、319.資格有無フラグ8、320.介護資格有無フラグ8、321.国保退職有無フラグ8、322.世帯区分8、323.取得異動年月日8、324.保険証番号内連番8、325.旧国保被保険者フラグ8、326.旧被扶養者フラグ8、327.失業者該当非該当フラグ8、328.有効フラグ8、329.資格有無フラグ9、330.介護資格有無フラグ9、331.国保退職有無フラグ9、332.世帯区分9、333.取得異動年月日9、334.保険証番号内連番9、335.旧国保被保険者フラグ9、336.旧被扶養者フラグ9、337.失業者該当非該当フラグ9、338.有効フラグ9、339.資格有無フラグ10、340.介護資格有無フラグ10、341.国保退職有無フラグ10、342.世帯区分10、343.取得異動年月日10、344.保険証番号内連番10、345.旧国保被保険者フラグ10、346.旧被扶養者フラグ10、347.失業者該当非該当フラグ10、348.有効フラグ10、349.資格有無フラグ11、350.介護資格有無フラグ11、351.国保退職有無フラグ11、352.世帯区分11、353.取得異動年月日11、354.保険証番号内連番11、355.旧国保被保険者フラグ11、356.旧被扶養者フラグ11、357.失業者該当非該当フラグ11、358.有効フラグ11、359.資格有無フラグ12、360.介護資格有無フラグ12、361.国保退職有無フラグ12、362.世帯区分12、363.取得異動年月日12、364.保険証番号内連番12、365.旧国保被保険者フラグ12、366.旧被扶養者フラグ12、367.失業者該当非該当フラグ12、368.有効フラグ12、369.世帯主個人番号、370.通知書番号、371.仮徴収通知書番号、372.本徴収通知書番号、373.所得割算定基礎額、374.所得割額、375.資産割額、376.均等割人数、377.均等割額、378.平等割額、379.単身平等割額、380.算出額、381.軽減均等割額、382.軽減平等割額、383.減免額、384.算定額、385.限度超過額、386.切り捨て端数額、387.年間保険税額

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

388.退職所得割算定基礎額、389.退職所得割額、390.退職資産割算定基礎額、391.退職資産割額、392.退職均等割人数、393.退職均等割額、394.退職平等割額、395.退職单身平等割額、396.退職算出額、397.退職輕減均等割額、398.退職輕減平等割額、399.退職減免額、400.退職算定額、401.退職限度超過額、402.退職切り捨て端数額、403.退職年間保険税額、404.一般所得割算定基礎額、405.一般所得割額、406.一般資産割算定基礎額、407.一般資産割額、408.一般均等割人数、409.一般均等割額、410.一般平等割額、411.一般单身平等割額、412.一般算出額、413.一般輕減均等割額、414.一般輕減平等割額、415.一般減免額、416.一般算定額、417.一般限度超過額、418.一般切り捨て端数額、419.一般年間保険税額、420.世帯増減額月数、421.世帯増減月割減額、422.世帯増減一部増減額、423.合計分増減調整額、424.一般分増減調整額、425.退職者分増減調整額、426.世帯区分、427.国保退職区分コード、428.軽減区分、429.軽減判定合計所得額、430.賦課期日世帯主個人番号、432.賦課期日世帯区分、433.賦課期日該当人数、434.未申告該当非該当フラグ、435.基準総所得金額、436.一般基準総所得金額、437.退職基準総所得金額、438.対象月インテックス、439.合計決定保険税額、440.一般分決定保険税額、441.退職者分決定保険税額、442.普徴合計、443.普徴一般、444.普徴退職、445.特徴合計、446.特徴一般、447.特徴退職、448.期別調定額仮算定額、449.期別調定額差引額、450.退職期別調定額仮算定額、451.退職期別調定額差引額、452.一般期別調定額仮算定額、453.一般期別調定額差引額、454.特例区分コード、455.軽減申告区分、456.軽減申告入力年月日、457.軽減申告訂正年月日、458.減免区分、459.医療減免額、460.医療退職減免額、461.介護減免額、462.介護退職減免額、463.支援金減免額、464.支援金退職減免額、465.医療減免率、466.医療退職減免率、467.介護減免率、468.介護退職減免率、469.支援金減免率、470.支援金退職減免率、471.端数処理コード、472.減免額入力年月日、473.減免額訂正年月日、474.軽減2割有効区分、475.軽減2割申請年月日、476.軽減2割訂正年月日、477.徴収区分、478.激変軽減区分、479.激変軽減判定合計所得額、480.单身世帯軽減区分、481.条例減免額、482.条例減免額退職、483.条例減免額一般、484.納期限01、485.納期限02、486.納期限03、487.納期限04、488.納期限05、489.納期限06、490.納期限07、491.納期限08、492.納期限09、493.納期限10、494.納期限11、495.納期限12、496.納期限13、497.納期限14、498.納期限15、499.納期限16、500.納期限17、501.納期限18、502.納期限19、503.納期限20、504.仮算本算区分、505.更正期数、506.計算区分、507.負担調整額、508.退職分負担調整額、509.個人減免種別コード、510.個人減免均等割額、511.個人減免平等割額、512.個人減免退職均等割額、513.個人減免退職平等割額、514.個人減免前決定税額、515.個人減免前退職決定税額、516.個人減免額、517.個人退職減免額、518.個人減免判定用所得額、519.個人減免判定用資産額、520.失業者軽減区分、521.失業者所得割算定基礎額、522.失業者所得割額、523.失業者算出額、524.失業者算定額、525.失業者限度超過額、526.失業者切り捨て端数額、527.失業者年間保険税、528.失業者退職所得割算定基礎額、529.失業者退職所得割額、530.失業者退職算出額、531.失業者退職算定額、532.失業者退職限度超過額、533.失業者退職切り捨て端数額、534.失業者退職年間保険税、535.失業者一般所得割算定基礎額、536.失業者一般所得割額、537.失業者一般算出額、538.失業者一般算定額、539.失業者一般限度超過額、540.失業者一般切り捨て端数額、541.失業者一般年間保険税、542.失業者合計分増減調整額、543.失業者一般分増減調整額、544.失業者退職者分増減調整額、545.失業者合計決定保険税額、546.失業者一般分決定保険税額、547.支退職者分決定保険税額、548.退避退職算定基礎額、549.退避失業者退職算定基礎額、550.介護区分コード、551.介護退職区分コード、552.被保数0、553.国保退職区分コード0、554.退職被保数0、555.軽減区分0、556.单身世帯軽減区分0、557.軽減区分失業前0、558.未申告該当非該当フラグ0、559.旧国保被保数0、560.賦課期日0、561.賦課期日被保数0、562.賦課期日旧国保被保数0、563.賦課期日合計所得額0、564.賦課期日合計所得額激変0、565.賦課期日所得合計失業後0、566.賦課期日合計激変失業後0、567.賦課期日未申告該当非該当フラグ0、568.賦課期日世帯区分0、569.旧被扶養者数0、570.個人減免種別コード0、571.個人減免被保数0、572.個人減免退職被保数0、573.介護個人減免被保数0、574.介護個人減免退職被保数0、575.個人減免判定用所得額0、576.個人減免判定用資産額0、577.老人世帯該当非該当フラグ0、578.介護区分0、579.介護被保数0、580.介護退職区分0、581.介護退職被保数0、582.被保数1、583.国保退職区分コード1、584.退職被保数1、585.軽減区分1、586.单身世帯軽減区分1、587.軽減区分失業前1、588.未申告該当非該当フラグ1、589.旧国保被保数1、590.賦課期日1、591.賦課期日被保数1、592.賦課期日旧国保被保数1、593.賦課期日合計所得額1、594.賦課期日合計所得額激変1、595.賦課期日所得合計失業後1、596.賦課期日合計激変失業後1、597.賦課期日未申告該当非該当フラグ1、598.賦課期日世帯区分1、599.旧被扶養者数1、600.個人減免種別コード1、601.個人減免被保数1、602.個人減免退職被保数1、603.介護個人減免被保数1、604.介護個人減免退職被保数1、605.個人減免判定用所得額1、606.個人減免判定用資産額1、607.老人世帯該当非該当フラグ1、608.介護区分1、609.介護被保数1、610.介護退職区分1、611.介護退職被保数1、612.被保数2、613.国保退職区分コード2、614.退職被保数2、615.軽減区分2、616.单身世帯軽減区分2、617.軽減区分失業前2、618.未申告該当非該当フラグ2、619.旧国保被保数2、620.賦課期日2、621.賦課期日被保数2、622.賦課期日旧国保被保数2、623.賦課期日合計所得額2、624.賦課期日合計所得額激変2、625.賦課期日所得合計失業後2、626.賦課期日合計激変失業後2、627.賦課期日未申告該当非該当フラグ2、628.賦課期日世帯区分2、629.旧被扶養者数2、630.個人減免種別コード2、631.個人減免被保数2、632.個人減免退職被保数2、633.介護個人減免被保数2、634.介護個人減免退職被保数2、635.個人減免判定用所得額2、636.個人減免判定用資産額2、637.老人世帯該当非該当フラグ2、638.介護区分2、639.介護被保数2、640.介護退職区分2、641.介護退職被保数2、642.被保数3、643.国保退職区分コード3、644.退職被保数3、645.軽減区分3、646.单身世帯軽減区分3、647.軽減区分失業前3、648.未申告該当非該当フラグ3、649.旧国保被保数3、650.賦課期日3、651.賦課期日被保数3、652.賦課期日旧国保被保数3、653.賦課期日合計所得額3、654.賦課期日合計所得額激変3、655.賦課期日所得合計失業後3、656.賦課期日合計激変失業後3、657.賦課期日未申告該当非該当フラグ3、658.賦課期日世帯区分3、659.旧被扶養者数3、660.個人減免種別コード3、661.個人減免被保数3、662.個人減免退職被保数3、663.介護個人減免被保数3、664.介護個人減免退職被保数3、665.個人減免判定用所得額3、666.個人減免判定用資産額3、667.老人世帯該当非該当フラグ3、668.介護区分3、669.介護被保数3、670.介護退職区分3、671.介護退職被保数3、672.被保数4、673.国保退職区分コード4、674.退職被保数4、675.軽減区分4、676.单身世帯軽減区分4、677.軽減区分失業前4、678.未申告該当非該当フラグ4、679.旧国保被保数4、680.賦課期日4、681.賦課期日被保数4、682.賦課期日旧国保被保数4、683.賦課期日合計所得額4、684.賦課期日合計所得額激変4、685.賦課期日所得合計失業後4、686.賦課期日合計激変失業後4、687.賦課期日未申告該当非該当フラグ4、688.賦課期日世帯区分4、689.旧被扶養者数4、690.個人減免種別コード4、691.個人減免被保数4、692.個人減免退職被保数4、693.介護個人減免被保数4、694.介護個人減免退職被保数4、695.個人減免判定用所得額4、696.個人減免判定用資産額4、697.老人世帯該当非該当フラグ4、698.介護区分4、699.介護被保数4、700.介護退職区分4、701.介護退職被保数4、702.被保数5、703.国保退職区分コード5、704.退職被保数5、705.軽減区分5、706.单身世帯軽減区分5、707.軽減区分失業前5、708.未申告該当非該当フラグ5、709.旧国保被保数5、710.賦課期日5、711.賦課期日被保数5、712.賦課期日旧国保被保数5、713.賦課期日合計所得額5、714.賦課期日合計所得額激変5、715.賦課期日所得合計失業後5、716.賦課期日合計激変失業後5、717.賦課期日未申告該当非該当フラグ5、718.賦課期日世帯区分5、719.旧被扶養者数5、720.個人減免種別コード5、721.個人減免被保数5、722.個人減免退職被保数5、723.介護個人減免被保数5、724.介護個人減免退職被保数5、725.個人減免判定用所得額5、726.個人減免判定用資産額5、727.老人世帯該当非該当フラグ5、728.介護区分5、729.介護被保数5、730.介護退職区分5、731.介護退職被保数5、732.被保数6、733.国保退職区分コード6、734.退職被保数6、735.軽減区分6、736.单身世帯軽減区分6、737.軽減区分失業前6、738.未申告該当非該当フラグ6、739.旧国保被保数6、

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

740.賦課期日6、741.賦課期日被保数6、742.賦課期日旧国保被保数6、743.賦課期日合計所得額6、744.賦課期日合計所得額激変6、745.賦課期日所得合計失業後6、746.賦課期日合計激変失業後6、747.賦課期日未申告該当非該当フラグ6、748.賦課期日世帯区分6、749.旧被扶養者数6、750.個人減免種別コード6、751.個人減免被保数6、752.個人減免退職被保数6、753.介護個人減免被保数6、754.介護個人減免退職被保数6、755.個人減免判定用所得額6、756.個人減免判定用資産額6、757.老人世帯該当非該当フラグ6、758.介護区分6、759.介護被保数6、760.介護退職区分6、761.介護退職被保数6、762.被保数7、763.国保退職区分コード7、764.退職被保数7、765.軽減区分7、766.単身世帯軽減区分7、767.軽減区分失業前7、768.未申告該当非該当フラグ7、769.旧国保被保数7、770.賦課期日7、771.賦課期日被保数7、772.賦課期日旧国保被保数7、773.賦課期日合計所得額7、774.賦課期日合計所得額激変7、775.賦課期日所得合計失業後7、776.賦課期日合計激変失業後7、777.賦課期日未申告該当非該当フラグ7、778.賦課期日世帯区分7、779.旧被扶養者数7、780.個人減免種別コード7、781.個人減免被保数7、782.個人減免退職被保数7、783.介護個人減免被保数7、784.介護個人減免退職被保数7、785.個人減免判定用所得額7、786.個人減免判定用資産額7、787.老人世帯該当非該当フラグ7、788.介護区分7、789.介護被保数7、790.介護退職区分7、791.介護退職被保数7、792.被保数8、793.国保退職区分コード8、794.退職被保数8、795.軽減区分8、796.単身世帯軽減区分8、797.軽減区分失業前8、798.未申告該当非該当フラグ8、799.旧国保被保数8、800.賦課期日8、801.賦課期日被保数8、802.賦課期日旧国保被保数8、803.賦課期日合計所得額8、804.賦課期日合計所得額激変8、805.賦課期日所得合計失業後8、806.賦課期日合計激変失業後8、807.賦課期日未申告該当非該当フラグ8、808.賦課期日世帯区分8、809.旧被扶養者数8、810.個人減免種別コード8、811.個人減免被保数8、812.個人減免退職被保数8、813.介護個人減免被保数8、814.介護個人減免退職被保数8、815.個人減免判定用所得額8、816.個人減免判定用資産額8、817.老人世帯該当非該当フラグ8、818.介護区分8、819.介護被保数8、820.介護退職区分8、821.介護退職被保数8、822.被保数9、823.国保退職区分コード9、824.退職被保数9、825.軽減区分9、826.単身世帯軽減区分9、827.軽減区分失業前9、828.未申告該当非該当フラグ9、829.旧国保被保数9、830.賦課期日9、831.賦課期日被保数9、832.賦課期日旧国保被保数9、833.賦課期日合計所得額9、834.賦課期日合計所得額激変9、835.賦課期日所得合計失業後9、836.賦課期日合計激変失業後9、837.賦課期日未申告該当非該当フラグ9、838.賦課期日世帯区分9、839.旧被扶養者数9、840.個人減免種別コード9、841.個人減免被保数9、842.個人減免退職被保数9、843.介護個人減免被保数9、844.介護個人減免退職被保数9、845.個人減免判定用所得額9、846.個人減免判定用資産額9、847.老人世帯該当非該当フラグ9、848.介護区分9、849.介護被保数9、850.介護退職区分9、851.介護退職被保数9、852.被保数10、853.国保退職区分コード10、854.退職被保数10、855.軽減区分10、856.単身世帯軽減区分10、857.軽減区分失業前10、858.未申告該当非該当フラグ10、859.旧国保被保数10、860.賦課期日10、861.賦課期日被保数10、862.賦課期日旧国保被保数10、863.賦課期日合計所得額10、864.賦課期日合計所得額激変10、865.賦課期日所得合計失業後10、866.賦課期日合計激変失業後10、867.賦課期日未申告該当非該当フラグ10、868.賦課期日世帯区分10、869.旧被扶養者数10、870.個人減免種別コード10、871.個人減免被保数10、872.個人減免退職被保数10、873.介護個人減免被保数10、874.介護個人減免退職被保数10、875.個人減免判定用所得額10、876.個人減免判定用資産額10、877.老人世帯該当非該当フラグ10、878.介護区分10、879.介護被保数10、880.介護退職区分10、881.介護退職被保数10、882.被保数11、883.国保退職区分コード11、884.退職被保数11、885.軽減区分11、886.単身世帯軽減区分11、887.軽減区分失業前11、888.未申告該当非該当フラグ11、889.旧国保被保数11、890.賦課期日11、891.賦課期日被保数11、892.賦課期日旧国保被保数11、893.賦課期日合計所得額11、894.賦課期日合計所得額激変11、895.賦課期日所得合計失業後11、896.賦課期日合計激変失業後11、897.賦課期日未申告該当非該当フラグ11、898.賦課期日世帯区分11、899.旧被扶養者数11、900.個人減免種別コード11、901.個人減免被保数11、902.個人減免退職被保数11、903.介護個人減免被保数11、904.介護個人減免退職被保数11、905.個人減免判定用所得額11、906.個人減免判定用資産額11、907.老人世帯該当非該当フラグ11、908.介護区分11、909.介護被保数11、910.介護退職区分11、911.介護退職被保数11、912.被保数12、913.国保退職区分コード12、914.退職被保数12、915.軽減区分12、916.単身世帯軽減区分12、917.軽減区分失業前12、918.未申告該当非該当フラグ12、919.旧国保被保数12、920.賦課期日12、921.賦課期日被保数12、922.賦課期日旧国保被保数12、923.賦課期日合計所得額12、924.賦課期日合計所得額激変12、925.賦課期日所得合計失業後12、926.賦課期日合計激変失業後12、927.賦課期日未申告該当非該当フラグ12、928.賦課期日世帯区分12、929.旧被扶養者数12、930.個人減免種別コード12、931.個人減免被保数12、932.個人減免退職被保数12、933.介護個人減免被保数12、934.介護個人減免退職被保数12、935.個人減免判定用所得額12、936.個人減免判定用資産額12、937.老人世帯該当非該当フラグ12、938.介護区分12、939.介護被保数12、940.介護退職区分12、941.介護退職被保数12、942.期別01期調定額、943.期別02期調定額、944.期別03期調定額、945.期別04期調定額、946.期別05期調定額、947.期別06期調定額、948.期別07期調定額、949.期別08期調定額、950.期別09期調定額、951.期別10期調定額、952.期別11期調定額、953.期別12期調定額、954.期別13期調定額、955.期別14期調定額、956.期別15期調定額、957.期別16期調定額、958.期別17期調定額、959.期別18期調定額、960.期別19期調定額、961.期別20期調定額、962.退職01期別調定額、963.退職02期別調定額、964.退職03期別調定額、965.退職04期別調定額、966.退職05期別調定額、967.退職06期別調定額、968.退職07期別調定額、969.退職08期別調定額、970.退職09期別調定額、971.退職10期別調定額、972.退職11期別調定額、973.退職12期別調定額、974.退職13期別調定額、975.退職14期別調定額、976.退職15期別調定額、977.退職16期別調定額、978.退職17期別調定額、979.退職18期別調定額、980.退職19期別調定額、981.退職20期別調定額、982.期別01期調定額、983.期別02期調定額、984.期別03期調定額、985.期別04期調定額、986.期別05期調定額、987.期別06期調定額、988.期別07期調定額、989.期別08期調定額、990.期別09期調定額、991.退職特01期別調定額、992.退職特02期別調定額、993.退職特03期別調定額、994.退職特04期別調定額、995.退職特05期別調定額、996.退職特06期別調定額、997.退職特07期別調定額、998.退職特08期別調定額、999.退職特09期別調定額、1000.徴収区分資格判定結果、1001.徴収区分2分の1判定結果、1002.徴収区分登録年月日、1003.徴収区分設定理由区分、1004.判定時更正履歴番号、1005.徴収区分備考、1006.特徴開始月、1007.特徴開始期、1008.年金支給額、1009.介護引落額、1010.国保引落額1、1011.国保引落額2、1012.国保引落端数額、1013.医療引落額1、1014.医療引落額2、1015.医療引落端数額、1016.介護引落額1、1017.介護引落額2、1018.介護引落端数額、1019.支援金引落額1、1020.支援金引落額2、1021.支援金引落端数額、1022.医療退職引落額1、1023.医療退職引落額2、1024.医療退職引落端数額、1025.介護退職引落額1、1026.介護退職引落額2、1027.介護退職引落端数額、1028.支援金退職引落額1、1029.支援金退職引落額2、1030.支援金退職引落端数額、1031.特徴依頼フラグ、1032.特徴依頼年月日、1033.特徴停止フラグ、1034.特徴停止年月日、1035.特徴依頼、1036.特徴依頼結果、1037.年金名称、1038.特別徴収義務者コード、1039.義務者名称、1040.年度切替コード、1041.氏名漢字、1042.氏名カタカナ、1043.年齢、1044.性別名称、1045.退職者フラグ、1046.準資格該当準資格区分、1047.住民区分、1048.存在フラグ、1049.世帯番号、1050.世帯主氏名漢字、1051.県市名漢字、1052.現住所地番号、1053.現住所郵便番号、1054.前住所コード、1055.前住所地番号、1056.前住所郵便番号、1057.発行日、1058.発行フラグ、1059.連番、1060.役場郵便番号、1061.自治体住所、1062.自治体住所地番号、1063.郡名、1064.市町村名称、1065.当方郵便番号、1066.当方住所、1067.当方電話番号、1068.当方内線番号、1069.当方市町村名称、1070.当方課名、1071.備考_255、1072.被扶養者個人番号、1073.申請年月日、1074.訂正年月日、1075.国保被扶養区分、1076.扶養者個人番号、1077.国保被扶養者国保備考欄、1078.国保被扶養者登録区分、1079.起因区分、

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

1080.国保異動事由、1081.異動年月日、1082.異動連番、1083.退職者該当非該当フラグ、1084.更正連番、1085.決議連番、1086.国保異動事由コード名称、1087.届出年月日、1088.賦課更正処理年月日、1089.現年過年区分、1090.決議日、1091.特例開始事由区分、1092.特例開始年月日、1093.特例開始届出年月日、1094.特例終了事由区分、1095.特例終了年月日、1096.特例終了届出年月日、1097.介護2号適用除外国保備考欄、1098.特例施設区分、1099.最新フラグ、1100.賦課年度、1101.最終期数、1102.収納反映04月期数、1103.医療分合計04月期別税額、1104.医療分退職04月期別税額、1105.介護分合計04月期別税額、1106.介護分退職04月期別税額、1107.支援金分合計04月期別税額、1108.支援金分退職04月期別税額、1109.収納反映05月期数、1110.医療分合計05月期別税額、1111.医療分退職05月期別税額、1112.介護分合計05月期別税額、1113.介護分退職05月期別税額、1114.支援金分合計05月期別税額、1115.支援金分退職05月期別税額、1116.収納反映06月期数、1117.医療分合計06月期別税額、1118.医療分退職06月期別税額、1119.介護分合計06月期別税額、1120.介護分退職06月期別税額、1121.支援金分合計06月期別税額、1122.支援金分退職06月期別税額、1123.収納反映07月期数、1124.医療分合計07月期別税額、1125.医療分退職07月期別税額、1126.介護分合計07月期別税額、1127.介護分退職07月期別税額、1128.支援金分合計07月期別税額、1129.支援金分退職07月期別税額、1130.収納反映08月期数、1131.医療分合計08月期別税額、1132.医療分退職08月期別税額、1133.介護分合計08月期別税額、1134.介護分退職08月期別税額、1135.支援金分合計08月期別税額、1136.支援金分退職08月期別税額、1137.収納反映09月期数、1138.医療分合計09月期別税額、1139.医療分退職09月期別税額、1140.介護分合計09月期別税額、1141.介護分退職09月期別税額、1142.支援金分合計09月期別税額、1143.支援金分退職09月期別税額、1144.収納反映10月期数、1145.医療分合計10月期別税額、1146.医療分退職10月期別税額、1147.介護分合計10月期別税額、1148.介護分退職10月期別税額、1149.支援金分合計10月期別税額、1150.支援金分退職10月期別税額、1151.収納反映11月期数、1152.医療分合計11月期別税額、1153.医療分退職11月期別税額、1154.介護分合計11月期別税額、1155.介護分退職11月期別税額、1156.支援金分合計11月期別税額、1157.支援金分退職11月期別税額、1158.収納反映12月期数、1159.医療分合計12月期別税額、1160.医療分退職12月期別税額、1161.介護分合計12月期別税額、1162.介護分退職12月期別税額、1163.支援金分合計12月期別税額、1164.支援金分退職12月期別税額、1165.収納反映01月期数、1166.医療分合計01月期別税額、1167.医療分退職01月期別税額、1168.介護分合計01月期別税額、1169.介護分退職01月期別税額、1170.支援金分合計01月期別税額、1171.支援金分退職01月期別税額、1172.収納反映02月期数、1173.医療分合計02月期別税額、1174.医療分退職02月期別税額、1175.介護分合計02月期別税額、1176.介護分退職02月期別税額、1177.支援金分合計02月期別税額、1178.支援金分退職02月期別税額、1179.収納反映03月期数、1180.医療分合計03月期別税額、1181.医療分退職03月期別税額、1182.介護分合計03月期別税額、1183.介護分退職03月期別税額、1184.支援金分合計03月期別税額、1185.支援金分退職03月期別税額、1186.履歴番号、1187.有効フラグ、1188.登録年月日、1189.減免理由コード、1190.減免理由、1191.前回登録年月日、1192.前回申請年月日、1193.前回減免理由コード、1194.前回減免理由、1195.前回医療減免額、1196.前回医療退職減免額、1197.前回支援金減免額、1198.前回支援金退職減免額、1199.前回介護減免額、1200.前回介護退職減免額、1201.平等割減免率、1202.平等割減免該当フラグ01、1203.平等割減免該当フラグ02、1204.平等割減免該当フラグ03、1205.平等割減免該当フラグ04、1206.平等割減免該当フラグ05、1207.平等割減免該当フラグ06、1208.平等割減免該当フラグ07、1209.平等割減免該当フラグ08、1210.平等割減免該当フラグ09、1211.平等割減免該当フラグ10、1212.平等割減免該当フラグ11、1213.平等割減免該当フラグ12、1214.平等割減免額医療、1215.平等割減免額支援、1216.平等割減免額介護、1217.均等割減免率、1218.均等割減免該当フラグ01、1219.均等割減免該当フラグ02、1220.均等割減免該当フラグ03、1221.均等割減免該当フラグ04、1222.均等割減免該当フラグ05、1223.均等割減免該当フラグ06、1224.均等割減免該当フラグ07、1225.均等割減免該当フラグ08、1226.均等割減免該当フラグ09、1227.均等割減免該当フラグ10、1228.均等割減免該当フラグ11、1229.均等割減免該当フラグ12、1230.均等割減免額医療、1231.均等割減免額支援、1232.均等割減免額介護、1233.所得割減免率、1234.所得割減免該当フラグ01、1235.所得割減免該当フラグ02、1236.所得割減免該当フラグ03、1237.所得割減免該当フラグ04、1238.所得割減免該当フラグ05、1239.所得割減免該当フラグ06、1240.所得割減免該当フラグ07、1241.所得割減免該当フラグ08、1242.所得割減免該当フラグ09、1243.所得割減免該当フラグ10、1244.所得割減免該当フラグ11、1245.所得割減免該当フラグ12、1246.所得割減免額医療、1247.所得割減免額支援、1248.所得割減免額介護、1249.資産割減免率、1250.資産割減免該当フラグ01、1251.資産割減免該当フラグ02、1252.資産割減免該当フラグ03、1253.資産割減免該当フラグ04、1254.資産割減免該当フラグ05、1255.資産割減免該当フラグ06、1256.資産割減免該当フラグ07、1257.資産割減免該当フラグ08、1258.資産割減免該当フラグ09、1259.資産割減免該当フラグ10、1260.資産割減免該当フラグ11、1261.資産割減免該当フラグ12、1262.資産割減免額医療、1263.資産割減免額支援、1264.資産割減免額介護、1265.府県コード、1266.年金特徴市町村コード、1267.通知内容コード、1268.特別徴収制度コード、1269.作成西暦年、1270.作成月、1271.作成日年金特徴、1272.基礎年金番号、1273.年金特徴年金コード、1274.共済年金証書記号番号、1275.対象月、1276.レコード区分、1277.年金特徴予備1、1278.年金特徴予備2、1279.生年月日西暦年、1280.生年月日年金特徴、1281.生年月日年金特徴、1282.性別、1283.年金特徴氏名カナ、1284.氏名カナシフトコード、1285.年金特徴氏名漢字、1286.氏名漢字シフトコード、1287.住所郵便番号、1288.年金特徴住所カナ、1289.住所カナシフトコード、1290.年金特徴住所漢字、1291.住所漢字シフトコード、1292.年金特徴各種区分、1293.年金特徴処理結果、1294.後期移管コード、1295.各種西暦年、1296.各種月、1297.各種日、1298.年金特徴金額1、1299.年金特徴金額2、1300.年金特徴金額3、1301.年金特徴予備3、1302.年金特徴通知書番号、1303.介護被保険者番号、1304.個人コード区分、1305.個人コード個人番号、1306.介護住所地特例、1307.介護捕捉年月日、1308.介護待機フラグ、1309.年金特徴予備、1310.処理年月日、1311.特徴口座申請理由コード、1312.理由

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

(2) 国民健康保険資格ファイル

1.自治体コード、2.個人番号、3.宛名番号、4.編集済氏名カナ、5.編集済氏名漢字、6.宛名郵便番号、7.宛名住所コード、8.宛名住所、9.宛名地番、10.宛名方書カナ、11.宛名方書漢字、12.生年月日、13.性別区分、14.編集電話番号、15.申込年月日、16.振替区分、17.開始年月日、18.廃止年月日、19.口座停止日、20.停止解除日、21.銀行コード、22.支店コード、23.口座番号、24.通帳番号末番、25.預金種別区分、26.名義人カナ、27.名義人漢字、28.送付開始年月日、29.送付終了年月日、30.送付先氏名カナ、31.送付先氏名漢字、32.送付先郵便番号、33.送付先住所コード、34.送付先住所、35.送付先住所地番、36.送付先方書カナ、37.送付先方書漢字、38.保険証番号、39.CPU連番、40.国保資格区分、41.国保履歴番号、42.初期登録業務日時、43.更新業務日時、44.更新システム日時、45.更新コンピュータ名、46.更新ユーザID、47.国保有効フラグ、48.決裁状態、49.旧自治体コード、50.文字列型予備項目1、51.保険証番号内連番、52.取得事由国保異動事由、53.取得国保異動区分、54.取得異動年月日、55.取得届出年月日、56.取得時効年月日、57.喪失事由国保異動事由、58.喪失国保異動区分、59.喪失異動年月日、60.喪失届出年月日、61.喪失時効年月日、62.統柄コード、63.記載順位、64.次CPU連番、65.前CPU連番、66.国保世帯最新フラグ、67.国保個人最新フラグ、68.抹消フラグ、69.旧保険証番号、70.保険証番号結合処理年月日、71.保険証番号結合コンピュータ名、72.保険証番号結合ユーザ名、73.旧個人番号、74.個人番号結合処理年月日、75.個人番号結合コンピュータ名、76.個人番号結合ユーザ名、77.取得旧被扶養者区分、78.喪失旧被扶養者区分、79.給付開始年月日、80.国保異動事由、81.国保異動区分、82.世帯主開始年月日、83.世帯主開始届出年月日、84.世帯主終了届出年月日、86.世帯主世帯区分、87.世帯開始年月日、88.世帯終了年月日、89.証区分、90.最新フラグ、91.交付ユーザID、92.交付年月日、93.設定有効年月日、94.回収ユーザID、95.回収年月日、96.保険証最新フラグ、97.保険証形態区分、98.保険証種別区分、99.一般退職区分、100.学遠区分、101.発行年月日、102.交付氏名カナ、103.交付氏名漢字、104.保険証交付理由区分、105.保険証交付方法区分、106.保険証回収方法区分、107.高齢者証有無フラグ、108.高齢者最新フラグ、109.高齢者国保履歴番号、110.高齢者判定連番、111.高齢者負担区分、112.負担割合、113.高齢者発効期年月日、114.高齢者年齢到達年月日、115.減額認定申請最新フラグ、116.減額認定申請国保履歴番号、117.減額認定申請発効期日、118.減額認定申請適用区分コード、119.マル長該当年月日、120.マル長非該当年月日、121.特定疾病最新フラグ、122.特定疾病交付区分、123.特定疾病認定区分、124.特定疾病自己負担限度額、125.特定疾病発行期日、126.申請履歴番号、127.発行履歴国保コード、128.短期証種別区分、129.退職該当退職異動事由区分、130.退職該当異動年月日、131.退職該当届出年月日、132.退職該当時効年月日、133.退職非該当退職異動事由区分、134.退職非該当異動年月日、135.退職非該当届出年月日、136.退職非該当時効年月日、137.本扶区分、138.国保年金名称コード、139.国保年金種別コード、140.年金取得年月日、141.国保扶養事由区分、142.扶養開始年月日、143.本人の個人番号、144.本人との統柄コード、145.準資格該当準資格区分、146.準資格施設区分、147.準資格該当異動年月日、148.準資格該当届出年月日、149.準資格非該当準資格区分、150.準資格非該当異動年月日、151.準資格非該当届出年月日、152.準資格非該当予定年月日、153.施設名称漢字、154.対象年度、155.判定連番、156.判定負担区分、157.前回負担区分、158.途中変更負担区分、159.途中変更適用年月日、160.判定事由コード、161.判定事由該当年月日、162.適用年月日、163.国保再判定区分、164.一定以上所得区分コード、165.低所得区分コード、166.申請区分コード、167.申請年月日、168.住民税非課税該当コード、169.世帯非課税区分コード、170.低所得用合計所得額、171.世帯内最高所得額、172.高齢者老人該当人数、173.高齢者老人判定所得額、174.資料区分、175.市町村均等割額、176.端数切捨済市町村所得割額、177.課税所得金額、178.課税非課税区分コード、179.所得テータ区分、180.所得データ取込年月日、181.所得取込み区分、182.入力年月日、183.世帯負担区分、184.前回世帯負担区分、185.世帯未申告区分、186.高齢者老人判定収入額、187.老人区分、188.高齢者到達予定フラグ、189.被保険者数16歳未満、190.被保険者数19歳未満、191.住民税課税所得金額、192.旧ただし書き所得不明フラグ、193.旧ただし書き所得、194.高齢者旧ただし書き所得合計、195.旧ただし書き所得判定適用フラグ、196.負担区分01、197.負担区分02、198.負担区分03、199.負担区分04、200.負担区分05、201.負担区分06、202.負担区分07、203.負担区分08、204.負担区分09、205.負担区分10、206.負担区分11、207.負担区分12、208.処理年月日、209.発効期年月日、210.非該当年月日、211.離職年月日、212.離職理由区分、213.備考_255、214.社保異動年月日、215.社保保険証交付年月日、216.保険者番号、217.保険者名称、218.住所、219.電話番号、220.郵便番号、221.事業所名、222.社保記号、223.社保番号、224.社保被保険者氏名漢字、225.国保異動年月日、226.国保届出年月日、227.国保保険者国保備考欄、228.処理フラグ、229.員番、230.特例開始事由区分、231.特例開始年月日、232.特例開始届出年月日、233.特例終了事由区分、234.特例終了年月日、235.特例終了届出年月日、236.介護2号適用除外国保備考欄、237.特例施設区分、238.課税区分01、239.課税区分02、240.課税区分03、241.課税区分04、242.課税区分05、243.課税区分06、244.課税区分07、245.課税区分08、246.課税区分09、247.課税区分10、248.課税区分11、249.課税区分12、250.該当終了年月日、251.長期入院該当年月日、252.高齢者該当非該当フラグ、253.国保認定申請国保備考欄、254.該当年月日、255.世帯主個人番号、256.入力区分、257.氏名漢字、258.氏名カナ、259.年齢、260.性別名称、261.退職者フラグ、262.住民区分、263.存在フラグ、264.世帯区分、265.世帯番号、266.世帯主氏名漢字、267.県市名漢字、268.現住所地番方書、269.現住所郵便番号、270.前住所コード、271.前住所地番方書、272.前住所郵便番号、273.発行日、274.発行フラグ、275.連番、276.役場郵便番号、277.自治体住所、278.自治体住所地番、279.郡名、280.市町村名称、281.当方郵便番号、282.当方住所、283.当方電話番号、284.当方内線番号、285.当方市町村名稱、286.当方課名、287.取込連番、288.初回取込連番、289.発行区分コード、290.給付差止コード、291.完納国保データフラグ、292.処分基準賦課年度、293.処分基準対象年度、294.処分基準国保期別、295.処分基準通知書番号、296.処分基準納期限、297.処分基準期別税額、298.処分基準期別収納額、299.予定有効年月日、300.発行済保険証種別区分、301.高校生以下人数、302.執行停止区分、303.国保申請対象区分コード、304.国保弁明書文章、305.受付ユーザID、306.承認種別、307.承認年月日、308.承認期間開始年月日、309.承認期間終了年月日、310.承認ユーザID、311.弁明書国保備考欄、312.相談年月日、313.相談者氏名漢字、314.相談者統柄コード、315.国保相談内容文章、316.国保連絡区分、317.相談ユーザID、318.国保納税相談文章、319.適用除外区分、320.医療受給開始年月日、321.医療受給終了年月日、322.国保適用除外文章、323.特事区分、324.申請内容文章、325.国保特別の事情文章、326.通知書種別区分、327.開始届出年月日、328.終了届出年月日、329.終了届出年月日、330.履歴番号、331.サブ履歴番号、332.有効フラグ、333.履歴判定、334.徴収区分、335.決議年月日、336.住民税異動区分コード、337.異動年月日、338.住民税整理番号、339.賦課資料区分コード、340.書式区分、341.無職無収入コード、342.均等割区分、343.均等割バーコード、344.営業所得額、345.農業所得額、346.その他事業所得額、347.不動産所得額、348.利子所得額、349.配当所得フラグ、350.配当所得額、351.株式配当所得額、352.公募外貨配当所得額、353.公募他配当所得額、354.その他配当所得額、355.所得税配当所得額、356.所得税株式配当所得額、357.所得税公募外貨配当所得額、358.所得税公募他配当所得額、359.所得税その他配当所得額、360.給与所得額、361.主たる給与支払額、362.従たる給与支払額、363.給与支払額内数専従者給与額、364.特定支出控除額、365.雑所得額、366.公の年金支払額、367.年金雑所得額、368.その他雑所得額、369.総合譲渡短期所得額、370.総合譲渡短期差引額、371.総合譲渡長期所得額、372.総合譲渡長期差引額、373.総合譲渡分特別控除額、374.総合譲渡特別設定フラグ、375.総合譲渡逆算フラグ、376.一時所得額、377.一時差引額、378.総合一時所得額、379.短期一般所得額、380.短期一般差引額、381.短期一般特別控除額、382.短期軽減所得額、383.短期軽減差引額、384.短期軽減特別控除額、385.長期一般所得額、386.長期一般差引額、387.長期一般特別控除額、388.長期特定所得額、389.長期特定差引額、390.長期特定特別控除額、391.長期軽課所得額、392.長期軽課差引額、393.長期軽課特別控除額、394.長期特別所得額、395.長期特別差引額、396.長期特別特別控除額、397.土地等雑所得額、398.超短期所得額、399.株式譲渡所得額。

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

400.株式譲渡一般分所得額、401.株式譲渡新規公開分所得額、402.株式譲渡特別控除額、403.商品先物取引所得額、404.山林所得額、405.山林特別控除額、406.退職所得額、407.退職所得控除額、408.退職支払額、409.市町村源泉退職所得割額、411.勤続年数、412.就職年月日、413.退職年月日、414.総合退職所得額、415.総合退職所得控除額、416.特例適用条文1、417.特例適用条文2、418.特例適用条文3、419.変動所得額、420.前年変動所得額、421.前々年変動所得額、422.臨時所得額、423.平均課税対象金額、424.免税所得額、425.肉用牛壳却価格、426.肉用牛免税対象所得額、427.肉用牛免税対象外所得額、428.非課税所得額、429.申告0円所得区分01、430.申告0円所得区分02、431.申告0円所得区分03、432.申告0円所得区分04、433.申告0円所得区分05、434.申告0円所得区分06、435.申告0円所得区分07、436.申告0円所得区分08、437.申告0円所得区分09、438.申告0円所得区分10、439.最高所得区分、440.総所得金額、441.合計所得金額、442.総所得金額等、443.所得税総所得金額、444.所得税合計所得金額、445.所得税総所得金額等、446.総所得損通所得額、447.総合短期損通所得額、448.総合長期損通所得額、449.短期一般損通所得額、450.短期軽減損通所得額、451.長期一般損通所得額、452.長期特定損通所得額、453.長期軽課損通所得額、454.長期特別損通所得額、455.土地等雑損通所得額、456.超短期損通所得額、457.山林損通所得額、458.株式譲渡損通所得額、459.商品先物取引損通所得額、460.退職損通所得額、461.所得税総所得損通所得額、462.所得税総合短期損通所得額、463.所得税総合長期損通所得額、464.所得税短期一般損通所得額、465.所得税短期軽減損通所得額、466.所得税長期一般損通所得額、467.所得税長期特定損通所得額、468.所得税長期軽課損通所得額、469.所得税長期特別損通所得額、470.所得税土地等雑損通所得額、471.所得税超短期損通所得額、472.所得税株式譲渡損通所得額、473.所得税商品先物取引損通所得額、474.所得税山林損通所得額、475.所得税退職損通所得額、476.雑損控除額、477.医療費控除額、478.社会保険料控除額、479.小規模共済控除額、480.生命保険料控除額、481.所得税生命保険料控除額、482.生命保険料支払額、483.個人年金保険料支払額、484.損害保険料控除額、485.所得税損害保険料控除額、486.損害保険料支払額、487.長期損害保険料支払額、488.寄付控除フラグ、489.寄付控除額、490.所得税寄付金控除額、491.合計控除額、492.所得税合計控除額、493.控対配該当コード、494.配偶者区分、495.配偶有無区分フラグ、496.配偶者特別控除額、497.所得税配偶者特別控除額、498.配偶者合計所得金額、499.扶養一般該当人数、500.扶養年少該当人数、501.扶養特定該当人数、502.扶養老人該当人数、503.扶養同居老人該当人数、504.扶養特障該当人数、505.扶養同居特障該当人数、506.扶養普障該当人数、507.未成年該当コード、508.老年者該当コード、509.寡婦該当コード、510.障害者該当コード、511.勤労学生該当コード、512.住民税申告区分、513.本專区分、514.配專区分、515.青色專従該当人数、516.白色專従該当人数、517.専従者控除額、518.継越損失額、519.純損失額、520.譲渡継越損失額、521.雑損失額、522.特定株式損失額、523.当年純損失額、524.当年譲渡継越損失額、525.当年雑損失額、526.当年特定株式損失額、527.前純損失額、528.前譲渡継越損失額、529.前雑損失額、530.前特定株式損失額、531.前々純損失額、532.前々譲渡継越損失額、533.前々雑損失額、534.前々特定株式損失額、535.所得税総所得課標額、536.所得税短期一般課標額、537.所得税短期軽減課標額、538.所得税長期一般課標額、539.所得税長期特定課標額、540.所得税長期軽課課標額、541.所得税長期特別課標額、542.所得税土地等雑課標額、543.所得税超短期課標額、544.所得税株式課標額、545.所得税商品先物取引課標額、546.所得税山林課標額、547.所得税退職課標額、548.総所得所得税額、549.短期一般所得税額、550.短期軽減所得税額、551.長期一般所得税額、552.長期特定所得税額、553.長期軽課所得税額、554.長期特別所得税額、555.土地等雑所得税額、556.超短期所得税額、557.株式所得税額、558.商品先物取引所得税額、559.山林所得税額、560.退職所得税額、561.所得税配当控除額、562.住宅借入金特別控除額、563.その他特別控除額、564.定率控除前所得税額、565.所得税災害減免額、566.所得税外国税額控除額、567.所得税特別減税額、568.所得税定率控除額、569.定率控除後所得税額、570.所得税額、571.所得税額チェックフラグ、572.総所得課標額、573.短期一般課標額、574.短期軽減課標額、575.長期一般課標額、576.長期特定課標額、577.長期軽課課標額、578.長期特別課標額、579.土地等雑課標額、580.超短期課標額、581.株式課標額、582.商品先物取引課標額、583.山林課標額、584.退職課標額、585.市町村総所得所得割額、586.市町村短期一般所得割額、587.市町村短期軽減所得割額、588.市町村長期一般所得割額、589.市町村長期特定所得割額、590.市町村長期軽課所得割額、591.市町村長期特別所得割額、592.市町村土地等雑所得割額、593.市町村超短期所得割額、594.市町村株式所得割額、595.市町村商品先物取引所得割額、596.市町村山林所得割額、597.市町村退職所得割額、598.市町村算出所得割額、599.市町村配当控除額、600.市町村外国税額控除額、601.市町村調整額、602.市町村特別減税額、603.市町村定率控除額、604.市町村免稅額、605.市町村所得割額、606.市町村端数切捨所得割額、607.市町村特別減税前所得割額、608.市町村定率控除前所得割額、609.市町村民稅額、610.都道府県総所得割額、611.都道府県短期一般所得割額、612.都道府県短期軽減所得割額、613.都道府県長期一般所得割額、614.都道府県長期特定所得割額、615.都道府県長期軽課所得割額、616.都道府県長期特別所得割額、617.都道府県土地等雑所得割額、618.都道府県超短期所得割額、619.都道府県株式所得割額、620.都道府県商品先物取引所得割額、621.都道府県山林所得割額、622.都道府県退職所得割額、623.都道府県算出所得割額、624.都道府県配当控除額、625.都道府県外国税額控除額、626.都道府県調整額、627.都道府県特別減税額、628.都道府県定率控除額、629.都道府県免稅額、630.都道府県所得割額、631.都道府県端数切捨所得割額、632.都道府県特別減税前所得割額、633.都道府県定率控除前所得割額、634.都道府県均等割額、635.都道府県民稅額、636.所得割非課税フラグ、637.均等割非課税フラグ、638.年稅額、639.市町村所得割額、640.市町村均等割額、641.都道府県所得割額、642.都道府県均等割額、643.予備金額1、644.予備金額2、645.予備金額3、646.予備金額4、647.予備金額5、648.予備項目1、649.予備項目2、650.予備項目3、651.予備項目4、652.予備項目5、653.株式譲渡上場所得額、654.所得税株式譲渡上場所得額、655.所得税株式譲渡所得額、656.株式譲渡フラグ、657.株式譲渡上場損通所得額、658.所得税株式譲渡上場損通所得額、659.株式上場課標額、660.所得税株式上場課標額、661.肉牛軽減課標額、662.市町村株式上場所得割額、663.都道府県株式上場所得割額、664.市町村肉牛軽減所得割額、665.都道府県肉牛軽減所得割額、666.株式上場所得税額、667.肉牛軽減所得税額、668.株式含む合計所得金額、669.先物取引損失額、670.当年先物取引損失額、671.前先物取引損失額、672.前々先物取引損失額、673.配当割控除額、674.株式譲渡割控除額、675.市町村定率控除後所得割額、676.都道府県定率控除後所得割額、677.控除超過額、678.居住用特定譲渡所得額、679.居住用特定損失額、680.市町村株式譲渡配当割控除額、681.都道府県株式譲渡配当割控除額、682.市町村65歳以上の特例控除額、683.都道府県65歳以上の特例控除額、684.市町村調整控除額、685.都道府県調整控除額、686.市町村控除不足額、687.都道府県控除不足額、688.市町村内充当額、689.都道府県内充当額、690.市町村外充当額、691.都道府県外充当額、692.標準税率市町村総所得、693.標準税率市町村山林、694.標準税率市町村退職、695.標準税率市町村算出所得割、696.標準税率市町村調整額、697.標準税率定率控除前市町村所得割、698.標準税率定率控除後市町村所得割額、699.標準税率市町村65歳以上の特例控除額、700.標準税率市町村所得割、701.標準税率市町村所得割端数切捨、702.標準税率市町村均等割、703.標準税率都道府県所得割、704.標準税率都道府県山林、705.標準税率都道府県退職、706.標準税率都道府県算出所得割、707.標準税率都道府県調整額、708.標準税率定率控除前都道府県所得割、709.標準税率定率控除後都道府県所得割額、710.標準税率都道府県65歳以上の特例控除額、711.標準税率都道府県所得割、712.標準税率都道府県所得割端数切捨、713.標準税率都道府県均等割、714.政党等寄付金特別控除額、715.耐震改修特別控除額、716.住宅借入金特別控除可能額、717.市町村住宅借入金特別控除可能額、718.都道府県住宅借入金特別控除可能額、719.市町村税源移譲減額、720.都道府県税源移譲減額、721.標準税率市町村税源移譲減額、722.標準税率都道府県税源移譲減額、723.国税更正日、724.入力部署名、725.優先区分、726.継越損失軽減純損失額、727.継越損失軽減譲渡損失額、728.推定所得額、729.控対配扶養合計人数、730.老配老人扶養合計人數、731.所得合計額、732.分離配当所得額、733.株式配当損失額、734.分離配当課標額、735.山林純損失額、736.適用開始年月日、737.適用開始届出年月日、738.適用開始事由国保異動事由、739.適用終了年月日、740.適用終了届出年月日、741.適用終了事由国保異動事由

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

○「オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供」業務を実施するために、以下の項目を追加する。

- ・被保険者証記号および被保険者証番号ごとに付番した枝番(個人を識別する2桁の番号)
- ・券面記載の被保険者証記号
- ・券面記載の被保険者証番号
- ・券面記載の氏名(漢字)
- ・券面記載の氏名(漢字)の読み仮名
- ・券面記載氏名が通称名の場合の本名等(漢字)
- ・券面記載氏名が通称名の場合の本名等(漢字)の読み仮名
- ・被保険者証裏面への性別記載の有無
- ・DV被害者等に関する自己情報不開示の申し出の有無
- ・自己負担限度額が変更となった場合、または治癒により証を回収した場合の回収の理由が発生した日

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

(3) 国民健康保険給付ファイル

1.自治体コード、2.個人番号、3.宛名番号、4.編集済氏名カナ、5.編集済氏名漢字、6.宛名郵便番号、7.宛名住所コード、8.宛名住所、9.宛名地番、10.宛名方書カナ、11.宛名方書漢字、12.生年月日、13.性別区分、14.編集電話番号、15.申込年月日、16.振替区分、17.開始年月日、18.廃止年月日、19.口座停止日、20.停止解除日、21.銀行コード、22.支店コード、23.口座番号、24.通帳番号末番、25.預金種別区分、26.名義人カナ、27.名義人漢字、28.送付開始年月日、29.送付終了年月日、30.送付先氏名カナ、31.送付先氏名漢字、32.送付先郵便番号、33.送付先住所コード、34.送付先住所、35.送付先住所地番、36.送付先方書カナ、37.送付先方書漢字、38.レセプト管理番号、39.履歴番号、40.初期登録業務日時、41.更新業務日時、42.更新システム日時、43.更新コンピュータ名、44.更新ユーザID、45.有効フラグ、46.決裁状態、47.旧自治体コード、48.文字列型予備項目1、49.文字列型予備項目2、50.文字列型予備項目3、51.文字列型予備項目4、52.文字列型予備項目5、53.文字列型予備項目6、54.文字列型予備項目7、55.文字列型予備項目8、56.文字列型予備項目9、57.文字列型予備項目10、58.請求年月、59.レセプト取込連番、60.電算管理番号、61.電算管理番号枝番、62.調剤レセプト管理番号、63.レセプトデータ区分、64.事業区分、65.処理区分、66.データ区分コード、67.返戻区分、68.保険制度区分、69.保険種別区分、70.点数表コード、71.療養費種別、72.保険証番号、73.診療年月、74.医療機関県コード、75.医療機関点数区分、76.医療機関番号、77.診療科目、78.入外区分、79.本扶区分、80.本人家族区分、81.性別、82.診療開始年月日、83.入院年月日、84.給付割合、85.特記事項コード1、86.特記事項コード2、87.特記事項コード3、88.特記事項コード4、89.特記事項コード5、90.マル公区分、91.マル長区分、92.長処フラグ、93.マル交区分、94.原爆区分、95.継続療養費区分、96.限度額適用区分、97.法制区分、98.福祉区分、99.負担区分、100.減額割合、101.減免区分、102.減額、103.国保実日数、104.国保請求総医療費、105.国保決定総医療費、106.国保限度額、107.国保一部負担額、108.国保薬剤一部負担額、109.公費1公費負担者番号、110.公費1受給者番号、111.公費1実日数、112.公費1請求総医療費、113.公費1決定総医療費、114.公費1限度額、115.公費1一部負担額、116.公費1薬剤一部負担額、117.公費2公費負担者番号、118.公費2受給者番号、119.公費2実日数、120.公費2請求総医療費、121.公費2決定総医療費、122.公費2限度額、123.公費2一部負担額、124.公費2薬剤一部負担額、125.公費3公費負担者番号、126.公費3受給者番号、127.公費3診療実日数、128.公費3請求総医療費、129.公費3決定総医療費、130.公費3限度額、131.公費3一部負担額、132.公費3薬剤一部負担額、133.国保食事実日数、134.国保食事基準額、135.国保食事標準負担額、136.公費1食事実日数、137.公費1食事基準額、138.公費1食事標準負担額、139.公費2食事実日数、140.公費2食事基準額、141.公費2食事標準負担額、142.公費3食事実日数、143.公費3食事基準額、144.公費3食事標準負担額、145.算定区分1、146.算定区分2、147.算定区分3、148.初診料の算定有無フラグ、149.乳幼児加算区分、150.入院計画加算フラグ、151.調剤技術フラグ、152.入院基本料初期加算、153.補綴時診断フラグ、154.特定疾患療養フラグ、155.老人慢性フラグ、156.歯周疾患継続フラグ、157.特定薬剤治療フラグ、158.悪性腫瘍治療フラグ、159.小児治療フラグ、160.てんかん指導フラグ、161.難病外来指導フラグ、162.皮膚科特定疾患フラグ、163.在宅指導フラグ、164.歯科補綴ChBフラグ、165.歯科補綴GmAフラグ、166.歯科補綴PTGフラグ、167.寝たきり老人訪問フラグ、168.退院時指導フラグ、169.薬剤管理指導フラグ、170.特定疾患査定フラグ、171.老人慢性査定フラグ、172.訪問リハ医療フラグ、173.訪問薬剤医科フラグ、174.訪問栄養医科フラグ、175.老人訪問口腔フラグ、176.訪問歯科衛生フラグ、177.訪問薬剤歯科フラグ、178.訪問薬剤調剤フラグ、179.基本療養費訪問フラグ、180.管理療養費訪問フラグ、181.寝たきり老人在総診フラグ、182.疾病コード1、183.疾病コード2、184.転記有無フラグ、185.算定国保保険者負担額、186.算定国保患者負担額、187.算定国保高額償還額、188.算定国保高額現物給付額、189.算定公費1保険者負担額、190.算定公費1公費負担額、191.算定公費1患者負担額、192.算定公費1高額現物給付額、193.算定公費1指定公費負担額、194.算定公費2保険者負担額、195.算定公費2公費負担額、196.算定公費2患者負担額、197.算定公費2高額現物給付額、198.算定公費2指定公費負担額、199.算定公費3保険者負担額、200.算定公費3公費負担額、201.算定公費3患者負担額、202.算定公費3高額現物給付額、203.算定公費3指定公費負担額、204.算定国保食事保険者負担額、205.算定国保食事患者負担額、206.算定国保指定公費負担額、207.算定公費1食事保険者負担額、208.算定公費1食事公費負担額、209.算定公費1食事患者負担額、210.算定公費2食事保険者負担額、211.算定公費2食事公費負担額、212.算定公費2食事患者負担額、213.算定公費3食事保険者負担額、214.算定公費3食事公費負担額、215.算定公費3食事患者負担額、216.総医療費、217.保険者負担額、218.患者負担相当額、219.公費負担額、220.公費患者負担額、221.実患者負担額、222.高額現物給付額、223.指定公費負担額、224.高額計算対象フラグ、225.過誤調整フラグ、226.7マイ表示、227.過誤保留フラグ、228.資格コードフラグ、229.旧保険証番号、230.旧個人番号、231.再審査年月日、232.再審査理由コード、233.再審査フラグ、234.再審査回答日、235.再審査結果区分、236.再審査減点数、237.月中特例該当コード、238.明細書件数、239.高額明細件数、240.課税区分、241.世帯負担区分、242.年間該当回数、243.多数該当フラグ、244.薬剤一部負担額、245.合計一部負担額、246.高齢外来限度額、247.高齢外来高額、248.高齢外来貸付額、249.高齢外来償還額、250.高齢世帯合算対象額、251.高齢世帯限度額、252.高齢世帯高額、253.高齢世帯貸付額、254.高齢世帯償還額、255.世帯合算対象額、256.世帯限度額、257.世帯高額、258.世帯貸付額、259.世帯償還額、260.個人合算対象額、261.個人合算限度額、262.個人合算高額、263.個人合算貸付額、264.個人合算償還額、265.限度額、266.高額療養費、267.貸付額、268.支払確定額、269.事前受付管理番号、270.事前受付明細番号、271.貸付管理番号、272.貸付明細番号、273.支払管理番号、274.支払明細番号、275.高齢者負担区分、276.診療実日数、277.取込データ区分、278.訂正有無フラグ、279.最新フラグ、280.支払貸付区分、281.仮受7フラグ、282.承認番号、283.受付年月日、284.レセプト取込対象フラグ、285.レセプト取込済フラグ、286.医療機関区分、287.傷病コード、288.発病負傷年月日、289.療養期間開始年月日、290.療養期間終了年月日、291.負担割合、292.高額現物、293.公費負担者番号、294.受給者番号、295.公費点数、296.公費総医療費、297.公費限度額、298.公費指定公費負担額、299.公費薬剤一部負担金、300.支払済額、301.負担金額、302.受付管理番号、303.個人窓口分支払管理番号、304.個人口座分支払管理番号、305.受領委任分支払管理番号、306.出生児個人番号、307.出生児氏名、308.出生年月日、309.妊娠週数、310.双子区分、311.死産区分、312.受領委任フラグ、313.委任医療機関県コード、314.委任医療機関点数区分、315.委任医療機関番号、316.直接支払区分、317.請求書管理番号、318.出産数、319.産科医療補償制度対象分娩区分、320.エラーコード、321.エラー有無区分、322.取込年月、323.請求区分、324.保険者番号、325.分娩区分、326.分娩機関管理番号、327.加入制度区分、328.妊婦氏名、329.在胎週数、330.出産年月日、331.入院日数、332.入院料、333.室料差額、334.分娩介助料、335.分娩料、336.新生児管理保育料、337.検査薬剤料、338.処置手当料、339.産科医療補償制度額、340.その他額、341.一部負担金、342.妊婦合計負担額、343.代理受取額、344.備考、345.取込分娩区分、346.取込退職区分、347.取込回数区分、348.決定年月日、349.死亡者個人番号、350.死亡者氏名漢字、351.死亡年月日、352.葬祭年月日、353.支払科目区分、354.支払方法区分、355.振込先区分、356.支払承認区分、357.支払有無フラグ、358.支払額、359.充当額、360.増減調整額、361.申請年月日、362.承認年月日、363.支払年月日、364.申請者個人番号、365.申請者氏名、366.申請者郵便番号、367.申請者住所、368.申請者地番、369.申請者方書、370.振込先個人番号、371.口座履歴番号、372.振込先医療機関県コード、373.振込先医療機関点数区分、374.振込先医療機関番号、375.税目コード、376.口座登録区分、377.掲載希望区分、378.口座優先区分、379.備考_160、380.コード順、381.取込区分、382.点検年月、383.連合会独自区分、384.申請区分、385.過誤種類、386.訂正保険証番号、387.訂正個人番号、388.訂正氏名漢字、389.訂正年月日、390.訂正性別、391.訂正本扶区分、392.訂正診療科目、393.訂正本人家族区分、394.訂正入外区分、395.訂正月中特例該当コード、396.訂正総医療費、397.訂正国保一部負担額、398.訂正診療年月、399.過誤修正区分、400.過誤事由コード、401.レセプト反映フラグ、402.備考1、403.備考2、404.摘要1、405.摘要2、406.過誤再審査区分、407.過誤再審査コード、408.過誤再審査事由、409.喪失異動年月日、410.喪失届出年月日、411.提出保険者番号、412.支給申請書整理番号、413.支給申請書区分、414.申請対象年度、415.被保険者証番号、416.被保険者氏名カナ、417.支給申請形態区分、418.申請者電話番号、419.取下年月日、

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

420.自己負担額交付申請有無フラグ、421.被保険者証記号、422.被保険者氏名、423.性別コード、424.世帯所得区分、425.世帯所得区分2、426.被保険者資格喪失年月日、427.被保険者資格喪失事由、428.計算開始年月日、429.計算終了年月日、430.国保保険者番号給付用、431.国保被保険者証記号、432.国保被保険者証番号、433.国保世帯番号、434.国保資格区分、435.国保保険者氏名、436.国保被保険者開始年月日、437.国保被保険者終了年月日、438.後期保険者番号、439.後期被保険者番号、440.後期広域連合名称漢字、441.後期被保険者開始年月日、442.後期被保険者終了年月日、443.介護証記載保険者番号、444.介護被保険者番号、445.介護保険者氏名、446.介護被保険者開始年月日、447.介護被保険者終了年月日、448.口座管理番号、449.本店名漢字、450.支店名漢字、451.口座名義人カナ、452.振込先口座管理番号、453.加入歴01保険者名、454.加入歴01加入開始年月日、455.加入歴01加入終了年月日、456.自己負担額証明書整理番号01、457.加入歴02保険者名、458.加入歴02加入開始年月日、459.加入歴02加入終了年月日、460.自己負担額証明書整理番号02、461.加入歴03保険者名、462.加入歴03加入開始年月日、463.加入歴03加入終了年月日、464.自己負担額証明書整理番号03、465.加入歴04保険者名、466.加入歴04加入開始年月日、467.加入歴04加入終了年月日、468.自己負担額証明書整理番号04、469.加入歴05保険者名、470.加入歴05加入開始年月日、471.加入歴05加入終了年月日、472.自己負担額証明書整理番号05、473.加入歴06保険者名、474.加入歴06加入開始年月日、475.加入歴06加入終了年月日、476.自己負担額証明書整理番号06、477.加入歴07保険者名、478.加入歴07加入開始年月日、479.加入歴07加入終了年月日、480.自己負担額証明書整理番号07、481.加入歴08保険者名、482.加入歴08加入開始年月日、483.加入歴08加入終了年月日、484.自己負担額証明書整理番号08、485.加入歴09保険者名、486.加入歴09加入開始年月日、487.加入歴09加入終了年月日、488.自己負担額証明書整理番号09、489.加入歴10保険者名、490.加入歴10加入開始年月日、491.加入歴10加入終了年月日、492.自己負担額証明書整理番号10、493.保険者加入歴情報備考、494.送信日時、495.送信可能フラグ、496.保険制度コード、497.状態区分、498.自己負担額証明書整理番号、499.保険者名称、500.被保険者氏名漢字、501.突合用後期保険者番号、502.突合用後期被保険者番号、503.突合用国保保険者番号、504.突合用国保被保険者証番号、505.国保被保険者個人番号、506.異動区分、507.補正済自己負担額送付区分、508.証明対象年度、509.被保険者開始年月日、510.被保険者終了年月日、511.対象年度04月自己負担額1、512.対象年度04月自己負担額2、513.対象年度04月高額支給額1、514.対象年度04月高額支給額2、515.対象年度04月摘要、516.対象年度05月自己負担額1、517.対象年度05月自己負担額2、518.対象年度05月高額支給額1、519.対象年度05月高額支給額2、520.対象年度05月摘要、521.対象年度06月自己負担額1、522.対象年度06月自己負担額2、523.対象年度06月高額支給額1、524.対象年度06月高額支給額2、525.対象年度06月摘要、526.対象年度07月自己負担額1、527.対象年度07月自己負担額2、528.対象年度07月高額支給額1、529.対象年度07月高額支給額2、530.対象年度07月摘要、531.対象年度08月自己負担額1、532.対象年度08月自己負担額2、533.対象年度08月高額支給額1、534.対象年度08月高額支給額2、535.対象年度09月自己負担額1、536.対象年度09月自己負担額2、537.対象年度09月自己負担額2、538.対象年度09月高額支給額1、539.対象年度09月高額支給額2、540.対象年度09月摘要、541.対象年度10月自己負担額1、542.対象年度10月自己負担額2、543.対象年度10月高額支給額1、544.対象年度10月高額支給額2、545.対象年度10月摘要、546.対象年度11月自己負担額1、547.対象年度11月自己負担額2、548.対象年度11月高額支給額1、549.対象年度11月高額支給額2、550.対象年度11月摘要、551.対象年度12月自己負担額1、552.対象年度12月自己負担額2、553.対象年度12月高額支給額1、554.対象年度12月高額支給額2、555.対象年度12月摘要、556.翌年01月自己負担額1、557.翌年01月自己負担額2、558.翌年01月高額支給額1、559.翌年01月高額支給額2、560.翌年01月摘要、561.翌年02月自己負担額1、562.翌年02月自己負担額2、563.翌年02月高額支給額1、564.翌年02月高額支給額2、565.翌年02月摘要、566.翌年03月自己負担額1、567.翌年03月自己負担額2、568.翌年03月高額支給額1、569.翌年03月高額支給額2、570.翌年03月摘要、571.翌年04月自己負担額1、572.翌年04月自己負担額2、573.翌年04月高額支給額1、574.翌年04月高額支給額2、575.翌年04月摘要、576.翌年05月自己負担額1、577.翌年05月自己負担額2、578.翌年05月高額支給額1、579.翌年05月高額支給額2、580.翌年05月摘要、581.翌年06月自己負担額1、582.翌年06月自己負担額2、583.翌年06月高額支給額1、584.翌年06月高額支給額2、585.翌年06月摘要、586.翌年07月自己負担額1、587.翌年07月自己負担額2、588.翌年07月高額支給額1、589.翌年07月高額支給額2、590.翌年07月摘要、591.宛先氏名漢字、592.宛先郵便番号、593.宛先住所、594.証明書発行年月日、595.証明書発行者名、596.証明書発行者郵便番号、597.証明書発行者漢字住所、598.問合せ先郵便番号、599.問合せ先住所、600.問合せ先名称1、601.問合せ先名称2、602.問合せ先電話番号、603.計算結果送付先郵便番号、604.計算結果送付先漢字住所、605.計算結果送付先名称1、606.計算結果送付先名称2、607.計算結果送付先電話番号、608.窓口払対象者判定コード、609.支払場所名漢字、610.支払開始年月日、611.支払終了年月日、612.支払開始曜日、613.支払終了曜日、614.支払開始時間、615.支払終了時間、616.備考欄、617.受信年月日、618.送信年月日、619.処理年月、620.被害者個人番号、621.処理状況コード、622.委託区分、623.仮受付年月日、624.委託年月日、625.除外年月日、626.完了年月日、627.事故発生日時、628.事故発生場所、629.事故原因、630.診療期間開始年月日、631.診療期間終了年月日、632.症状固定日、633.加害者個人番号、634.加害者氏名カナ、635.加害者氏名漢字、636.加害者郵便番号、637.加害者住所、638.加害者生年月日、639.加害者電話番号、640.加害者職業、641.保有者個人番号、642.保有者氏名漢字、643.保有者郵便番号、644.保有者住所、645.保有者生年月日、646.保有者電話番号、647.加害者との関係、648.転医先医療機関県コード、649.転医先医療機関点数区分、650.転医先医療機関番号、651.自賠責保険有無フラグ、652.自賠責保険会社名、653.自賠責保険会社支店名、654.自賠責保険会社課名、655.自賠責保険会社担当者名、656.自賠責保険会社電話番号、657.自賠責保険証明書番号、658.任意保険有無フラグ、659.任意保険会社名、660.任意保険会社支店名、661.任意保険会社課名、662.任意保険会社担当者名、663.任意保険会社電話番号、664.任意保険証明書番号、665.連合会整理番号、666.連合会担当者名、667.求償率、668.療養分損害賠償額、669.食事分損害賠償額、670.高額分損害賠償額、671.福祉分損害賠償額、672.療養分請求額、673.食事分請求額、674.高額分請求額、675.福祉分請求額、676.請求先区分、677.義務者氏名漢字、678.義務者郵便番号、679.義務者結合住所、680.義務者電話番号、681.明細番号、682.給付種別コード、683.レセプト全国共通キー、684.事故外金額、685.事故金額、686.保険給付額、687.食事療養費、688.送付年月日、689.管理番号、690.年度、691.通知書番号、692.不当科目コード、693.若人前期区分、694.費用額、695.食事基準額、696.食事保険者負担額、697.食事患者負担額、698.公費食事患者負担額、699.公費食事負担額、700.公費食事保険者負担額、701.請求額、702.納付済額、703.不当理由コード、704.国保異動事由、705.国保異動年月日、706.国保届出年月日、707.戻入区分、708.納期限、709.領収日、710.収納日、711.納付書発行日、712.通知書発行年月日、713.督促発行年月日、714.催告発行日、715.CPU連番、716.国保履歴番号、717.国保有効フラグ、718.保険証番号内連番、719.取得事由国保異動事由、720.取得国保異動区分、721.取得異動年月日、722.取得届出年月日、723.取得時効年月日、724.喪失事由国保異動事由、725.喪失国保異動区分、726.喪失時効年月日、727.統柄コード、728.記載順位、729.次CPU連番、730.前CPU連番、731.国保世帯最新フラグ、732.国保個人最新フラグ、733.抹消フラグ、734.保険証番号結合処理年月日、735.保険証番号結合コード、736.保険証番号結合コード、737.個人番号結合処理年月日、738.個人番号結合コード、739.個人番号結合コード、740.取得旧被扶養者区分、741.喪失旧被扶養者区分、742.給付開始年月日、743.退職該当退職異動事由区分、744.退職該当異動年月日、745.退職該当届出年月日、746.退職該当時効年月日、747.退職非該当退職異動事由区分、748.退職非該当異動年月日、749.退職非該当届出年月日、750.退職非該当時効年月日、751.国保年金名称コード、752.国保年金種別コード、753.年金取得年月日、754.国保扶養事由区分、755.扶養開始年月日、756.本人の個人番号、757.本人との統柄コード、758.対象年度、759.課税区分01、760.課税区分02、761.課税区分03、762.課税区分04、763.課税区分05、764.課税区分06、765.課税区分07、766.課税区分08、767.課税区分09、768.課税区分10、769.課税区分11、

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

770.課税区分12、771.負担区分01、772.負担区分02、773.負担区分03、774.負担区分04、775.負担区分05、776.負担区分06、777.負担区分07、778.負担区分08、779.負担区分09、780.負担区分10、781.負担区分11、782.負担区分12、783.処理年月日、784.判定連番、785.判定負担区分、786.前回負担区分、787.途中変更負担区分、788.途中変更適用年月日、789.判定事由コード、790.判定事由該当年月日、791.適用年月日、792.国保再判定区分、793.一定以上所得区分コード、794.低所得区分コード、795.申請区分コード、796.住民税非課税該当コード、797.世帯非課税区分コード、798.低所得用合計所得額、799.世帯内最高所得額、800.高齢者老人該当人数、801.高齢者老人判定所得額、802.資料区分、803.市町村均等割額、804.端数切捨済市町村所得割額、805.課税所得金額、806.課税非課税区分コード、807.所得データ区分、808.所得データ取込年月日、809.所得取込み区分、810.入力年月日、811.前回世帯負担区分、812.世帯未申告区分、813.高齢者老人判定収入額、814.老人区分、815.高齢者到達予定フラグ、816.被保険者数16歳未満、817.被保険者数19歳未満、818.住民税課税所得金額、819.旧ただし書き所得不明フラグ、820.旧ただし書き所得、821.高齢者旧ただし書き所得合計、822.旧ただし書き所得判定適用フラグ、823.発効期年月日、824.該当終了年月日、825.長期入院該当年月日、826.高齢者該当非該当フラグ、827.国保認定申請国保備考欄、828.特定疾病認定区分

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

(4) 国民健康保険収滞納ファイル

1.自治体コード、2.個人番号、3.宛名番号、4.編集済氏名カナ、5.編集済氏名漢字、6.宛名郵便番号、7.宛名住所コード、8.宛名住所、9.宛名地番、10.宛名方書カナ、11.宛名方書漢字、12.生年月日、13.性別区分、14.編集電話番号、15.申込年月日、16.振替区分、17.開始年月日、18.廃止年月日、19.口座停止日、20.停止解除日、21.銀行コード、22.支店コード、23.口座番号、24.通帳番号末番、25.預金種別区分、26.名義人カナ、27.名義人漢字、28.送付開始年月日、29.送付終了年月日、30.送付先氏名カナ、31.送付先氏名漢字、32.送付先郵便番号、33.送付先住所コード、34.送付先住所、35.送付先住所地番、36.送付先方書カナ、37.送付先方書漢字、38.収納キ-1、39.収納キ-2、40.履歴番号、41.初期登録業務日時、42.更新業務日時、43.更新システム日時、44.更新コンピュータ名、45.更新ユーザID、46.有効フラグ、47.決裁状態、48.旧自治体コード、49.賦課年度、50.税目コード、51.対象年度、52.通知書番号、53.期別コード、54.事業年度開始年月日、55.事業年度終了年月日、56.申告区分コード、57.連番、58.期割区分、59.調定年度、60.会計年度、61.前納報奨金、62.車両登録キ-、63.車検区分コード、64.减免コード、65.期別調定額、66.期別収納額、67.延滞金調定額、68.延滞金収納額、69.督促料調定額、70.督促料収納額、71.納期限、72.繰上前納期限、73.納期変更フラグ、74.収納年月日、75.領収年月日、76.繰越時調定額、77.繰越時収納額、78.繰越調定額、79.繰越年月日、80.不納欠損額、81.表示用税目コード、82.表示用期月、83.随期フラグ、84.更正回数、85.収納回数、86.還付回数、87.充当回数、88.口振不能回数、89.納通返戻設定カウンタ、90.納通返戻設定年月日、91.督促返戻設定カウンタ、92.督促返戻設定年月日、93.納通発送年月日、94.督促発行年月日、95.更正年月日、96.国税更正年月日、97.更正届出年月日、98.更正請求年月日、99.更正通知年月日、100.過誤納金発生事由コード、101.法定納期限等、102.法定納期限、103.業務固有キー、104.漢字業務固有キー、105.申告年月日、106.調定年月日、107.延長月数、108.重加算対象税額、109.納税計画対象額、110.納税計画状態コード、111.納税計画カウンタ、112.執行停止カウンタ、113.不納欠損カウンタ、114.差押カウンタ、115.参加差押カウンタ、116.交付要求カウンタ、117.繰上徴収カウンタ、118.その他処分カウンタ、119.徴収猶予カウンタ、120.換価猶予カウンタ、121.滞納整理組合カウンタ、122.納税承継カウンタ、123.督促停止カウンタ、124.催告停止カウンタ、125.納通公示カウンタ、126.督促公示カウンタ、127.電話催告停止カウンタ、128.時効中断年月日

III リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名						
国保賦課ファイル、国保資格ファイル、国保給付ファイル、国保収滞納ファイル						
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）						
リスク：目的外の入手が行われるリスク						
リスクに対する措置の内容	<p>＜市区町村事務処理標準システムにおける措置＞</p> <ul style="list-style-type: none">・住民から個人番号を用いて情報を入手する場合、個人番号カードやその他本人確認書類の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手を防止する。・住民、他の機関および府内連携において個人番号を用いずに入手する場合、宛名番号や保険証番号を用いて窓口を行い、対象者以外の情報の入手を防止する。・いずれの場合も複数職員によるチェック、入力結果確認用リストを用いた事後チェック、バーコードリーダーを用いた機械入力といった対応をとることで誤入力を防止する。 <p>＜団体内統合宛名システムにおける措置＞</p> <ul style="list-style-type: none">・職員番号による識別と手のひらによる認証、利用可能な業務システムの制限等により、権限を有しない者による目的外の情報登録による入手を防止している。					
	<p>＜国保連合会からの入手における措置＞</p> <ul style="list-style-type: none">・国保総合PCIにおける措置・入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、配信されるデータは国保連合会において、関連性や妥当性および整合性のチェック(*)が行われていることが前提となるため、対象者以外の情報を入手することはない。・国保総合PCIにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことによって、誤った対象者に関する特定個人情報の入手を防止している。 <p>* : ここでいう関連性・整合性チェックとは、すでに個人番号が紐付いている(宛名番号が同じ)人に、以前と異なる個人番号を紐付けようとした場合、あるいは個人番号が空白の場合に、確認リストを出力する等の機能のことを指す。</p>					
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置						
・入手したデータは、アクセス制限付きのフォルダ等で管理することで漏洩を防止している。						
3. 特定個人情報の使用						
リスク1：目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク						
リスクに対する措置の内容	<p>＜市区町村事務処理標準システムにおける措置＞</p> <ul style="list-style-type: none">・個人番号利用事務に係るシステム以外からは、特定個人情報ファイルを直接参照できないよう、アクセス制御を行っている。・連携サーバを介した連携になるため、連携サーバ側のアクセス制御等により業務に不必要的情報にはアクセスできないよう制御を行っている。・国民健康保険システムの端末を使用して情報照会を行う場合、アクセス権限の設定により、許可された者以外は、個人番号がマスクされた状態となるような仕組みとする。 <p>＜国保総合PCIにおける措置＞</p> <ul style="list-style-type: none">・市区町村の職員等が不正にデータ抽出等できないように、GUIによるデータ抽出機能(*)は国保総合PCIに搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることなく、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクを軽減している。 <p>* : ここでいうGUIによるデータ抽出機能とは、国民健康保険関係情報ファイルのデータベースからデータを抽出するにあたって、抽出条件等を端末の画面上から簡単なマウス操作等で指定でき、CSV等のデータ形式で国保総合PC上のハードディスク等にファイルを出力する機能のことを指す。</p>					
	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
リスクへの対策は十分か						

リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク					
ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない			
具体的な管理方法			<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険システムを利用する必要がある職員を特定するとともに、当該職員の職責によりアクセス権限を設定しており、個人ごとにIDを割り当て、個人ID、生体認証および職員証等ICカードによる認証を行っている。 ・成りすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止している。 <p><国保総合PCにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保総合PCを利用する必要がある事務取扱担当者を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、パスワードによるユーザ認証を実施する。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの発行は禁止している。 ・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことによって、特定個人情報が不正に使用されることのリスクを軽減している。 ・ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使いまわしをしないことを徹底している。 ・パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。 		
その他の措置の内容	—				
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置					
<ul style="list-style-type: none"> ・アクセスログを取得するとともに、定期的にログを解析できる仕組み、不正利用された場合にログを追跡できる仕組みを用意することで抑止を図っている。 ・専用ソフトウェアにより、外部媒体への読み書きができないよう端末を制御している。 					
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			[] 委託しない		
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク					
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない			
規定の内容	<p>委託先に対して、品川区個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき、特定個人情報を含む国民健康保険情報について、以下の点を遵守するよう契約している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直接または間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。また契約期間満了後も同様とする。 ・個人情報を業務の目的以外に使用してはならない。また第三者に提供してはならない。 ・個人情報の全部または一部を許可なく複写し、または複製してはならない。許可を受けて複写または複製したときは、当該複写物または複製物を焼却または裁断等により利用できないように処分しなければならない。 ・個人情報の授受、保管および管理について、善良な管理者の注意をもって当たり、個人情報の消滅、き損等の事故を防止しなければならない。 ・契約を終了したときまたは委託者が請求したときは、その保有する個人情報を直ちに返還しなければならない。 ・委託者は、個人情報の管理状況について隨時に立入検査または調査をし、必要な報告を求め、または委託事務の処理に関して指示を与えることができる。 ・事故が生じたときには、直ちに委託者に対して通知するとともに、遅滞なくその状況を書面をもって報告し、委託者の指示に従わなければならない。 				

再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	<選択肢> [十分に行っている] 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・委託先と同等のリスク対策を実施する。 ・なお、再委託を行う場合は、再委託契約に次の事項を盛り込むこととする。 <ul style="list-style-type: none"> ・秘密保持義務 ・事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止 ・特定個人情報の目的外利用の禁止 ・漏えい事案等が発生した場合の再委託先の責任の明確化 ・再委託契約終了後の特定個人情報の返却または廃棄 ・従業者に対する監督・教育 ・契約内容の遵守状況について報告を求める規定等 ・また、再委託先が当区と同等の安全管理措置を講じていることを確認する。 ・国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 ・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。 ・国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。 <p><医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療保険者等向け中間サーバー等の運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること ・運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。 <p><国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業時に関する措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業者には、委託先の責任者が特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効するが、当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステム的に制御することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業終了の際には、委託先の責任者が迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効させることを委託先に遵守させることとしている ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行以外の目的・用途でファイルを作成しないよう、委託先に対して周知徹底を行うとともに、作業時にチェックリストなどを用いて不必要な複製がされていないか記録を残すことを委託先に遵守させることとしている。 ・特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業に関しては定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視することを委託先に遵守させることとしている。

その他の措置の内容	-		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<国保連合会における措置>

- ・国保総合(国保集約)システムにおいて保有する特定個人情報が、インターネットに流出することを防止するため、国保総合(国保集約)システムはインターネットには接続できないようシステム面の措置を講じている。
- ・国保総合(国保集約)システムではUTM(コンピュータウイルスやハッキング等の脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知および侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。
- ・国保総合(国保集約)システムでは、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、パターンファイルの更新を行う。
- ・導入しているOSおよびミドルウェアについて、必要なセキュリティパッチの適用を行う。
- ・国保総合(国保集約)システムのデータベースに直接アクセスできる端末を連合会の管理区域に設置し、設置場所への入退室記録管理、監視カメラによる監視および施錠管理を行う。
- ・特定個人情報等を取扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するために、物理的な安全管理措置を講ずる。
- ・国保総合(国保集約)システムを使用して特定個人情報ファイルの複製等の操作が可能な職員を最小限に限定する。
- ・特定個人情報ファイルを電子記録媒体に複製する際には、不必要的複製を制限するため、事前に特定個人情報保護責任者(連合会)の承認を得る。
- ・許可された電子記録媒体または機器等以外のものについて使用の制限等の必要な措置を講ずる。また、記録機能を有する機器の情報システム端末等への接続の制限等の必要な措置を講ずる。
- ・電子記録媒体は、媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉碎し破棄する。

<取りまとめ機関における措置>

- ・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。

5. 特定個人情報の提供・移転 (委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない

リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク

特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢>	1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・番号利用法で定められた事項および区の規定に従いルールを遵守する。 		
その他の措置の内容	-		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

-

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

[] 接続しない(入手)

[] 接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号利用法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会および照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2)番号利用法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。</p> <p>(※3)中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p> <p>＜中間サーバの運用における措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバで取得した情報照会に係るシステムログを使用して目的外および不正な入手が行われていないか必要に応じて確認する。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

リスク2: 不正な提供が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバに格納したうえで照会許可用照合リストを基に情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないよう自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領および情報提供を行う機能。</p> <p>＜中間サーバの運用における措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバで取得した情報提供に係るシステムログを使用して不正な提供が行われていないか必要に応じて確認する。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞

- ・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
- ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。

＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞

- ・中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。
- ・中間サーバと市区町村についてはVPN等の技術を利用し、市区町村ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
- ・中間サーバ・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理（アクセス制御）しており、中間サーバ・プラットフォームを利用する市区町村であっても他市区町村が管理する情報には一切アクセスできない。
- ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知	〔 十分に行っている 〕	＜選択肢＞			
		1) 特に力を入れて行っている	2) 十分に行っている	3) 十分に行っていない	
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか		〔 発生なし 〕	＜選択肢＞		
			1) 発生あり	2) 発生なし	
その内容		—			
再発防止策の内容		—			
その他の措置の内容		—			
リスクへの対策は十分か	〔 十分である 〕	＜選択肢＞			
		1) 特に力を入れている	2) 十分である	3) 課題が残されている	

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

- ・ウイルス対策ソフトを導入し、定期チェックを行うとともに、ウイルスパターン更新も隨時行っている。
- ・ファイアウォールやIPS（Intrusion Prevention System）等で通信ログを取得している。
- ・クライアント運用管理ソフトウェアを導入し、クライアントPCやソフトウェアを一元管理している。
- ・端末から情報を抜き出せないよう媒体に出力できない仕様としている。
- ・OSには隨時パッチ適用を実施している。

＜取りまとめ機関における措置＞

- ・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務（オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供）」の特定個人情報保護評価を実施している。

＜ガバメントクラウドにおける措置＞

- ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。
- ②地方公共団体が委託したASP（「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」（令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。）に規定する「ASP」をいう。以下同じ。）又はガバメントクラウド運用管理補助者（利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。）は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクセシビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。
- ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDoS対策を24時間365日講じる。
- ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。
- ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。
- ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。
- ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。
- ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。

8. 監査

実施の有無	<input checked="" type="radio"/> 自己点検	<input checked="" type="radio"/> 内部監査	<input type="radio"/> 外部監査
-------	---------------------------------------	---------------------------------------	----------------------------

9. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	<p>[<input checked="" type="radio"/> 十分に行っている]</p> <p>＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的な方法	<p>・職員に対しては、個人情報保護に関する研修の受講を義務付けている。 ・委託業者に対しては、個人情報保護条例に基づき個人情報の保護を図るよう秘密保持契約を締結している。 ・違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。 ・セキュリティ事故の情報を課内で共有するため、全員に回覧している。 ・全庁的な研修として、eラーニングによる情報セキュリティ及び個人情報保護研修を行っている。 ・住基ネット関係職員に対して、初任時に、必要な知識の習得に資するための研修を実施している。</p> <p>＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員および事業者に対して、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバ・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p> <p>＜国保総合(国保集約)システムに関する教育・啓発＞ ・教育事項:国保総合(国保集約)システムの操作・運用ならびに個人情報保護に関する教育および研修 ・教育頻度:年間1回程度 ・教育方法:集合教育 ・教育対象:職員および嘱託員 ・違反行為に対する措置:違反行為を行ったものに対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。 ・委託先である国保連合会に対しては、契約内容において、個人情報保護に関する秘密保持契約を締結している。 ・教育の未受講者に対しては、再受講の機会を付与している。</p> <p>＜サイバーセキュリティに関する教育・啓発＞ ・教育事項:「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)」第29条の2における、特定個人情報の適正な取り扱いを確保するために必要なサイバーセキュリティの確保に関する事項として、情報システムに対する不正な活動その他のサイバーセキュリティに対する脅威および当該脅威による被害の発生または拡大を防止するため必要な措置に関するものを含むもの ・教育頻度:おおむね一年ごと ・教育方法:未定 ・教育対象:特定個人情報ファイルを取り扱う事務に従事する者 ・違反行為に対する措置:違反行為を行ったものに対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。 ・委託先である国保連合会に対しては、契約内容において、個人情報保護に関する秘密保持契約を締結している。 ・教育の未受講者に対しては、再受講の機会を付与している。 *「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成27年政令第427号)」によるもの。</p>

10. その他のリスク対策

＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバ・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減および技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。
＜取りまとめ機関における措置＞ ・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

①請求先	〒140-8715 東京都品川区広町2丁目1番36号 品川区役所 健康推進部 国保医療年金課 保険事業係
②請求方法	本人が窓口または郵送で所定の様式により開示請求を申請する。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	「1. ①請求先」と同じ。
②対応方法	問い合わせの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価

①実施日	令和6年2月1日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)

2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】

①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—

3. 第三者点検【任意】

①実施日	—
②方法	—
③結果	—

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I 基本情報 (2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ①システムの名称)	—	次期国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(*)」という。) (以下 注釈については省略)	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出する
平成29年4月1日	I 基本情報 (2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ②システムの機能)	—	<p>1. 資格継続業務 (1)被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信 市区町村の保総合PCのファイル転送機能(*)を用いて、被保険者資格異動に関するデータを市区町村から国保連合会へ送信する。 (2)被保険者情報の受信(国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市町村被保険者ID連携ファイル) 都道府県内の市区町村間を転居した場合、転出市区町村と転入市区町村の適用終了日(転出)と適用開始日(転入)の重複・空白期間をチェックする。また、資格取得年月日や資格喪失年月日の引き継ぎを行い、該当市区町村の国保総合PCへ被保険者資格データを配信する。</p> <p>2. 高額該当回数の引き継ぎ業務 (1)継続候補世帯の抽出(継続候補世帯リスト) 市区町村の国保総合PCのオンライン処理機能を用いて、世帯継続性の確認に関するデータを転入地市区町村から国保連合会へ送信する。 (2)継続世帯の確定(継続世帯確定リスト) 転入地市区町村が世帯継続性を認めた場合には、転出地市区町村から転入地市区町村へ高額該当情報を引き継ぐためのデータ(転出地市区町村高額該当情報データ)を作成し、転入地市区町村の国保総合PCへ当該データを配信する。</p>	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出する
平成29年4月1日	I 基本情報 (2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ③他のシステムとの接続)	—	・その他(国民健康保険システム) に「○」	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出する
平成29年4月1日	I 基本情報 (6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長)	高森 哲夫	三ツ橋 悅子	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出する
平成29年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元)	・本人又は本人の代理人 ・評価実施機関内の他部署 (税務課・戸籍住民課) ・地方公共団体・地方独立行政法人 (他市区町村) に「○」	・本人又は本人の代理人 ・評価実施機関内の他部署 (税務課・戸籍住民課) ・地方公共団体・地方独立行政法人 (他市区町村) ・その他 (東京都国民健康保険団体連合会) に「○」	事前	重要な変更
平成29年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法)	・紙 ・府内連携システム ・情報提供ネットワークシステム に「○」	・紙 ・府内連携システム ・情報提供ネットワークシステム ・専用線 に「○」	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出する
平成29年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無)	・委託する ・1件	・委託する ・2件	事前	重要な変更
平成29年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項 2 ①委託内容)	—	・療養給付の審査・支払に付随する業務として、都道府県単位で管理することとなる資格取得年月日や喪失年月日の管理(資格継続業務)と、同一都道府県内で転居があった場合における高額療養費の該当回数を算定するための同一世帯判定に必要な情報等の管理(高額該当の引き継ぎ業務)を委託する(国保情報集約システムを使用する)。 なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出する

平成29年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ②委託先における取扱者数)	—	10人以上50人未満	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出する
平成29年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ③委託先名)	—	東京都国民健康保険団体連合会	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出する
平成29年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ④再委託の有無)	—	再委託する	事前	重要な変更
平成29年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ⑤再委託の許諾方法)	—	再委託を行う場合には、委託先から再委託先の商号または名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託先に関する業務の履行能力、再委託予定金額等およびその他当区のセキュリティポリシー等で委託先に求めるべきとされている情報について記載した書面による再委託申請および再委託に関する履行体制図の提出を受け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していることなど、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で再委託を承認する。	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出する
平成29年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ⑥再委託事項)	—	資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務で使用する国保総合(国保集約)システムに関する運用業務の一部(パッチ処理/ラマメータの入力/パッチ処置の実行/バックアップデータの取得と保管/システム障害発生時の復旧支援作業/各種マスターメンテナンス/外字作成・登録)/サーバ等ハウジングなど。	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出する
平成29年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所)	<p><システム運用委託先業者のデータセンターにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部侵入防止対策 ・24時間有人監視、監視カメラの設置 ・入退管理 ・ICカード+手のひら静脈認証による入退管理 ・不正持込、持出対策 ・金属探知機による検査、媒体保管庫へ入室可能な者の特定 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 	(変更前の記載に加えて、以下を追記) <国保総合PCにおける措置> 国保総合PCに登録した特定個人情報ファイル情報は、国保総合(国保集約)システムサーバのみに保存されることから、国保総合PC端末には保存されない。	事前	重要な変更
平成29年4月1日	III リスク対策 (2. 特定個人情報の入手 目的外の入手が行われるリスクに対する措置の内容)	<p>・届出・申請等については、本人確認資料(身分証明書等)により本人確認を厳格に行うことで対象以外の情報の入手を防止している。</p> <p>・庁内住民情報システムにおいては、あらかじめ定められた仕様により取得する情報が限定されているため、対象者以外の情報を取得することはシステム上できない。</p> <p>・端末操作においては、静脈認証により操作者を限定し、入手できる情報量を限定している。また、操作ログにより操作内容の確認ができることで、対象者以外の情報の入手を抑止している。</p> <p>・職員の個人情報保護に関する意識向上の取り組み(e-ラーニング研修)等を実施している。</p>	(変更前の記載に加えて、以下を追記) <国保連合会からの入手> 国保総合PCにおける措置 ・入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、配信されるデータは、国保連合会において、関連性や妥当性および整合性のチェック(*1)が行われていることが前提となるため、対象者以外の情報を入手することはなく、配信されるデータについても国保連合会において、あらかじめ指定されたインターフェイス(*2)によって配信されることが前提となるため、必要な情報以外を入手することはない。	事前	重要な変更

平成29年4月1日	<p>III リスク対策 (3. 特定個人情報の使用 リスク1:目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク リスクに対する措置の内容)</p>	<p>・個人番号利用業務以外または、個人番号を必要としない業務から国民健康保険情報の要求があった場合は、個人番号が含まれない情報のみを提供するようにアクセス制御を行っている。 ・国民健康保険システムには、国民健康保険業務に関係のない情報を保有しない。</p>	<p>(変更前の記載に加えて、以下を追記) <国保総合PCIにおける措置> 市区町村の職員等が不正にデータ抽出等できないように、GUIによるデータ抽出機能(*)は国保総合PCIに搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることではなく、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクを軽減している。 (以下 注釈については省略)</p>	事前	重要な変更
-----------	--	--	---	----	-------

平成29年4月1日	III リスク対策 (3. 特定個人情報の使用 リスク2:権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク ユーザー認証の管理 具体的な管理方法)	<p>・国民健康保険システムを利用する必要がある職員を特定するとともに、当該職員の職責によりアクセス権限を設定しており、個人ごとにユーザーIDを割り当て、ID及びパスワードによる認証とともに生体認証による認証を行っている。</p> <p>・成りすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止している。</p>	<p>(変更前の記載に加えて、以下を追記)</p> <p>・国保総合PCにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保総合PCを利用する必要がある事務取扱担当者を特定し、個人ごとにユーザーIDを割り当てるとともに、パスワードによるユーザー認証を実施する。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの発行は禁止している。 ・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことによって、特定個人情報が不正に使用されることのリスクを軽減している。 ・ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使いまわしをしないことを徹底している。 	事前	重要な変更
平成29年4月1日	III リスク対策 (4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託、再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保 具体的な方法)	<p>・委託先と同等のリスク対策を実施する。</p>	<p>(変更前の記載に加えて、以下を追記)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なお、再委託を行う場合は、再委託契約に次の事項を盛り込むこととする。 <ul style="list-style-type: none"> ・秘密保持義務 ・事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止 ・特定個人情報の目的外利用の禁止 ・漏えい事案等が発生した場合の再委託先の責任の明確化 ・再委託契約終了後の特定個人情報の返却または廃棄 ・従業者に対する監督・教育 ・契約内容の遵守状況について報告を求める規定等 ・また、再委託先が当区と同等の安全管理措置を講じていることを確認することを確認する。 	事前	重要な変更
平成29年4月1日	III リスク対策 (4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託、特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置)	—	<p>・国保連合会における措置></p> <p>・国保総合(国保集約)システムにおいて保有する特定個人情報が、インターネットに流出することを防止するため、国保総合(国保集約)システムはインターネットには接続できないようシステム面の措置を講じている。・国保総合(国保集約)システムではUTM(コンピュータウイルスやハッキング等の脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知および侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。・国保総合(国保集約)システムでは、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、バーチャルマシンの更新を行う。・導入しているOSおよびミドルウェアについて、必要なセキュリティパッチの適用を行う。・国保総合(国保集約)システムをデータセンタに設置し、設置場所への入退室記録管理・監視カメラによる監視および施錠管理を行う。</p> <p>・特定個人情報等を取扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するためには、物理的な安全管理措置を講ずる。・国保総合(国保集約)システムを使用して特定個人情報ファイルの複製等の操作が可能な職員を最小限に限定する。・特定個人情報ファイルを電子記録媒体に複製する際には、不必要的複製を制限するため、事前に特定個人情報保護責任者(連合会)の承認を得る。許可された電子記録媒体または機器等以外のものについて使用の制限等の必要な措置を講ずる。また、記録機能を有する機器の情報システム端末等への接続の制限等の必要な措置を講ずる。・電子記録媒体は、媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッターで粉碎し破棄する。</p>	事前	重要な変更

平成29年4月1日	III リスク対策 (7. 特定個人情報の保管・消去 リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置)	<ul style="list-style-type: none"> ・ウイルス対策ソフトを導入し、定期チェックを行うとともに、ウイルスパターン更新も随時行っている。 ・ファイアウォールやIPS (Intrusion Prevention System) 等で通信ログを取得している。 ・クライアント運用管理ソフトウェアを導入し、クライアントPCやソフトウェアを一元管理している。 ・端末から情報を持ち出せないよう媒体に出力できない仕様としている。 ・OSには随時パッチ適用を実施している。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、バージョンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 	<p>(変更前の記載に加えて、以下を追記)</p> <p><国保総合(国保集約)システムの保管・消去> 国保総合PCIにおける措置 市区町村と国保総合(国保集約)システムとで情報を連携する場合、国保総合PC上に一時ファイルが作成されるが、ファイル転送の終了後には自動で削除される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保総合PCで使用できる外部媒体は、情報システム管理者が使用許可したものののみを使用可能する。 ・国保総合PCIには、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、ウイルスバージョンファイルは適時更新する。 ・不正アクセス防止策として、ファイアウォールを導入している。 ・オペレーティングシステム等にはパッチの適用を随時に、できるだけ速やかに実施している。 	事前	重要な変更
平成29年4月1日	III リスク対策 (9. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法)	<ul style="list-style-type: none"> ・職員に対しては、個人情報保護に関する研修の受講を義務付けている。・委託業者に対しては、個人情報保護条例に基づき個人情報の保護を図るよう秘密保持契約を締結している。・違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。・セキュリティ事故の情報を課内で共有するため、全員に回覧している。・全庁的な研修として、eラーニングによる情報セキュリティ及び個人情報保護研修を行っている。・住基ネット関係職員に対して、初任時に、必要な知識の習得に資するための研修を実施している。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。 	<p>(変更前の記載に加えて、以下を追記)</p> <p><国保総合(国保集約)システムに関する教育・啓発></p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育事項:国保総合(国保集約)システムの操作・運用ならびに個人情報保護に関する教育および研修・教育頻度:年間1回程度・教育方法:集合教育・教育対象:職員および嘱託員・違反行為に対する措置:違反行為を行ったものに対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。・委託先である国保連合会に対しては、契約内容において、個人情報保護に関する秘密保持契約を締結している。 <p><サイバーセキュリティに関する教育・啓発></p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育事項:「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)」第29条の2における、特定個人情報の適正な取り扱いを確保するため必要なサイバーセキュリティの確保に関する事項として、情報システムに対する不正な活動その他のサイバーセキュリティに対する脅威および当該脅威による被害の発生または拡大を防止するため必要な措置に関するものを含むもの・教育頻度:おおむね一年ごと・教育方法:未定・教育対象:特定個人情報ファイルを取り扱う事務に従事する者・違反行為に対する措置:違反行為を行ったものに対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。・委託先である国保連合会に対しては、契約内容において、個人情報保護に関する秘密保持契約を締結している。 <p>(以下 注釈については省略)</p>	事前	重要な変更
平成31年2月1日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	国保医療年金課長 三ツ橋 悅子	国保医療年金課長	事後	
平成31年2月1日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	平成27年9月1日	平成31年1月1日	事後	
令和2年2月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項1、2	委託内容を記載	委託内容記載の文末に委託開始年月日を追記	事後	
令和2年2月1日	IIIリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2 具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険システムを利用する必要がある職員を特定するとともに、当該職員の職責によりアクセス権限を設定しており、個人ごとにユーティリティIDを割り当て、ID及びパスワードによる認証とともに生体認証による認証を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険システムを利用する必要がある職員を特定するとともに、当該職員の職責によりアクセス権限を設定しており、個人ごとにIDを割り当て、個人ID、生体認証および職員証等ICカードによる認証を行っている。 	事後	
令和2年2月1日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	平成31年1月1日	令和2年1月1日	事後	

令和2年3月30日	I 基本情報 (1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 (2)事務の内容)	<p>国民健康保険法に基づき、以下の事務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 転出入等の異動情報を把握し、被保険者資格の管理および被保険者証の交付等を行う。 所得情報および軽減等関連情報をもとに保険料算定を行う。 保険料の収納状況を把握し、収納情報を管理する。 保険料の滞納者に対する督促・滞納処分等を行い、滞納および収納情報を管理する。 保険給付の支給および各種認定証の交付を行い、給付情報を管理する。 <p>(以下 中略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険法第六十三条の二の一時差止めに関する事務 ・国民健康保険法第七十六条第一項の保険料の徴収又は同条第二項の保険料の賦課に関する事務 	<p>(変更前の記載に加えて、以下を追記)</p> <p>「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしきみの導入を行うことと、当該しきみのような、他の医療保険者等と共同して被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。</p> <p>＜オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)＞</p> <p>(以下 省略)</p>	事前	
令和2年3月30日	I 基本情報 (2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 (2)システムの機能)	<p>1. 資格継続業務</p> <ol style="list-style-type: none"> 被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信 <p>市区町村の国保総合PCのファイル転送機能(*)を用いて、被保険者資格異動に関するデータを市区町村から国保連合会へ送信する。</p> <p>(以下 中略)</p> <p>2. 高額該当回数の引き継ぎ業務</p> <ol style="list-style-type: none"> 継続候補世帯の抽出(継続候補世帯リスト) <p>市区町村の国保総合PCのオンライン処理機能を用いて、世帯継続性の確認に関するデータを転入地市区町村から国保連合会へ送信する。</p> <p>(2)継続世帯の確定(継続世帯確定リスト)</p> <p>転入地市区町村が世帯継続性を認めた場合には、転出地市区町村から転入地市区町村へ高額該当情報を引き継ぐためのデータ(転出地市区町村高額該当情報データ)を作成し、転入地市区町村の国保総合PCへ当該データを配信する。</p>	<p>(変更前の記載に加えて、以下を追記)</p> <p>3. オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供</p> <ol style="list-style-type: none"> 被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信 <p>市区町村の国保総合PCのファイル転送機能(*)を用いて、被保険者資格異動に関するデータを市区町村から国保連合会へ送信する。</p> <p>(2)医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の送信</p> <p>オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、市区町村より受領した被保険者異動情報に関するデータを医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者異動情報を送信する。</p>	事前	
令和2年3月30日	I 基本情報 (2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 (1)システムの名称)	一	医療保険者等向け中間サーバー等	事前	
令和2年3月30日	I 基本情報 (2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 (2)システムの機能)	一	<p>「医療保険者等向け中間サーバー等」は、医療保険者等全体または医療保険制度横断で資格管理等を行う際に必要となるシステムであり、(1)資格履歴管理事務に係る機能、(2)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能、(3)地方公共団体情報システム機構に対して住民基本台帳ネットワークシステムを通じて機構保存本人確認情報の提供を求める機能(以下「本人確認事務に係る機能」という。)を有する。</p> <p>医療保険者等向け中間サーバー等は、取りまとめ機関が運営する。</p>	事前	
令和2年3月30日	I 基本情報 (4. 個人番号の利用 法令上の根拠)	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) 第9条第1項 別表第1の30の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条</p>	<p>(変更前の記載に加えて、以下を追記)</p> <p>＜オンライン資格確認の準備業務＞</p> <p>・番号法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番30 ・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>	事前	重要な変更

令和2年3月30日	I 基本情報 (5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠)	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」が含まれる項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、88、93、97、106) (別表第二における情報照会の根拠) ・42項～45項	(変更前の記載に加えて、以下を追記) ・オンライン資格確認の準備業務 ・番号法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	重要な変更
令和2年3月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 (4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無)	・委託する ・2件	・委託する ・4件	事前	重要な変更
令和2年3月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 (4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項 2 ①委託内容)	・療養給付の審査・支払に付随する業務として、都道府県単位で管理することとなる資格取得年月日や喪失年月日の管理(資格継続業務)と、同一都道府県内で転居があった場合における高額療養費の該当回数を通算するための同一世帯判定に必要な情報等の管理(高額該当の引き継ぎ業務)を委託する(国保情報集約システムを使用する)。 なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。(平成30年4月1日～)	(変更前の記載に加えて、以下を追記) ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、市町村より受領した被保険者資格異動に関するデータを編集し、「医療保険者等向け中間サーバー等」へ送信、登録を行う。(令和2年11月1日～)	事前	
令和2年3月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 (4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項 3)	—	医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務	事前	
令和2年3月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 (4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項 3 ①委託内容)	—	オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等において、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号との紐付管理などを行う。(令和2年8月1日～)	事前	
令和2年3月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 (4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項 3 ③委託先名)	—	東京都国民健康保険団体連合会 (東京都国民健康保険団体連合会は、国保中央会に再委託する)	事前	
令和2年3月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 (4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項 3 ④再委託の有無)	—	再委託する	事前	重要な変更
令和2年3月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 (4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項 3 ⑤再委託の許諾方法)	—	委託先の東京都国保連合会から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他当区が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、東京都国保連合会と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。) (以下 省略)	事前	
令和2年3月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 (4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項 3 ⑥再委託事項)	—	医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務 (国保中央会から再々委託する「医療保険者等向け中間サーバー等の運用・保守業務」を含む)	事前	
令和2年3月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 (4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項 4)	—	医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務	事前	

令和2年3月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 (4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ①委託内容)	—	オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等において、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用したオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供を行うために機関別符号を取得する。(令和2年8月1日～)	事前	
令和2年3月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 (4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ③委託先名)	—	支払基金	事前	
令和2年3月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 (4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ④再委託の有無)	—	再委託する	事前	重要な変更
令和2年3月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 (4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ⑤再委託の許諾方法)	—	委託先の支払基金から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先へ の立ち入り調査に係る要件、その他当区が求める情報について記載した書面による再委託申請及び 再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、 支払基金と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確 認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同 様と する。)。 (以下省略)	事前	
令和2年3月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 (4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ⑥再委託事項)	—	医療保険者等向け中間サーバー等の運用・保守業務	事前	
令和2年3月30日	(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目	国民健康保険情報ファイル <宛名情報> 宛名番号 個人番号 法人番号 世帯番号 氏名情報 生年月日 性別 続柄 住民となった年月日 住民となった届出年月日 住民となった事由 住民区分(日本人・外国人) 世帯主情報 現住所情報 住所を定めた年月日 住所を定めた届出年月日 前住所情報 転入元住所情報 転出先住所情報 消除情報 国籍 在留カード等の番号 在留資格情報 通称 処理停止情報 送付先情報 送付先履歴情報 相続人情報 相続人続柄情報 相続人履歴情報 記事情報 連絡先情報 口座情報 (以下省略)	(変更前の記載に加えて、以下を追記) ○「オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供」業務を実施するため、以下の項目を市区町村国保の特定個人情報ファイルの記録項目へ追加する必要があります。 ・被保険者証記号および被保険者証番号ごとに付番した枝番(個人を識別する2桁の番号) ・券面記載の被保険者証記号 ・券面記載の被保険者証番号 ・券面記載の氏名(漢字) ・券面記載の氏名(漢字)の読み仮名 ・券面記載氏名が通称名の場合の本名等(漢字) ・券面記載氏名が通称名の場合の本名等(漢字)の読み仮名 ・被保険者証裏面への性別記載の有無 ・DV被害者等に関する自己情報不開示の申し出の有無 ・自己負担限度額が変更となった場合、または治癒により証を回収した場合の回収の理由が発生した日	事前	
令和2年3月30日	IIIリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2 具体的な管理方法	<国保総合PCにおける措置> ・国保総合PCを利用する必要がある事務取扱担当者を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、パスワードによるユーザ認証を実施する。 (以下省略)	(変更前の記載に加えて、以下を追記) ・パスワードは、規則性のある文字列や単語を使わず、推測されにくいものを使用する。	事前	

令和2年3月30日	Ⅲリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 具体的な方法	<p>・委託先と同等のリスク対策を実施する。 ・なお、再委託を行う場合は、再委託契約に次の事項を盛り込むこととする。</p> <p>(以下 省略)</p>	<p>(変更前の記載に加えて、以下を追記)</p> <p>・医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務</p> <p>・医療保険者等向け中間サーバー等の運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること ・運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。</p>	事前	
令和2年3月30日	Ⅲリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<p>・国保連合会における措置</p> <p>・国保総合(国保集約)システムにおいて保有する特定個人情報が、インターネットに流出することを防止するため、国保連合会(国保集約)システムはインターネットには接続できないようシステム面の措置を講じている。</p> <p>(以下 省略)</p>	<p>(変更前の記載に加えて、以下を追記)</p> <p>・取りまとめ機関における措置</p> <p>・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。</p>	事前	
令和2年3月30日	Ⅲリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報ファイルの保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<p>・ウイルス対策ソフトを導入し、定期チェックを行うとともに、ウイルスパターン更新も随時行っている。</p> <p>・ファイアウォールやIPS(Intrusion Prevention System)等で通信ログを取得している。</p> <p>(以下 省略)</p>	<p>(変更前の記載に加えて、以下を追記)</p> <p>・取りまとめ機関における措置</p> <p>・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。</p>	事前	
令和2年3月30日	Ⅲリスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	<p>・国保総合(国保集約)システムに関する教育・啓発</p> <p>(以下 省略)</p>	<p>(変更前の記載に加えて、以下を追記)</p> <p>・教育の未受講者に対しては、再受講の機会を付与している。</p>	事前	
令和2年3月30日	Ⅲリスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	<p>・サイバーセキュリティに関する教育・啓発</p> <p>(以下 省略)</p>	<p>(変更前の記載に加えて、以下を追記)</p> <p>・教育の未受講者に対しては、再受講の機会を付与している。</p>	事前	
令和2年3月30日	Ⅲリスク対策 10. その他のリスク対策	<p>・中間サーバー・プラットフォームにおける措置</p> <p>(以下 省略)</p>	<p>(変更前の記載に加えて、以下を追記)</p> <p>・取りまとめ機関における措置</p> <p>・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。</p>	事前	
令和2年3月30日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	令和2年1月1日	令和2年3月30日	事前	

令和2年5月20日	II 特定個人情報ファイルの概要 (4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ②委託先における取扱者数)	—	10人以上50人未満	事前	
令和2年5月20日	II 特定個人情報ファイルの概要 (4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ②委託先における取扱者数)	—	10人以上50人未満	事前	
令和3年3月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所)	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。	事前	
令和3年3月1日	III リスク対策 (6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1: 目的外の入手が行われるリスクに対する措置の内容)	(※2) 番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	(※2) 番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に関する情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。	事前	
令和3年3月1日	III リスク対策 (6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2: 不正な提供が行われるリスク リスクに対する措置の内容)	③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないよう自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。	③機微情報については自動応答を行わないよう自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。	事前	
令和3年3月1日	III リスク対策 (9. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法)	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資材を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。	事前	
令和4年11月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元)	・本人又は本人の代理人 ・評価実施機関内の他部署 (税務課・戸籍住民課) ・地方公共団体・地方独立行政法人 (他市区町村) ・その他 (東京都国民健康保険団体連合会) に「○」	・本人又は本人の代理人 ・評価実施機関内の他部署 (税務課・戸籍住民課) ・行政機関・独立行政法人等 (デジタル庁) ・地方公共団体・地方独立行政法人 (他市区町村) ・その他 (東京都国民健康保険団体連合会) に「○」	事前	
令和4年11月1日	I 基本情報 II 特定個人情報ファイルの概要 (添付)提供先21 ※全22ヶ所	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	法改正に伴う修正(項ずれ)
令和4年11月1日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	令和2年5月20日	令和4年11月1日	事後	
令和6年2月1日	I 基本情報 (5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠)	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」が含まれる項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、88、93、97、106) (別表第二における情報照会の根拠) ・42項~45項 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	番号法第19条第8号 (別表第二における情報提供の根拠) 1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,62,78,80,81,87,88,93,95,97,106,109,120 (別表第二における情報照会の根拠) ・42,43,44,45,121 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	

令和6年2月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無)	・委託する ・4件	・委託する ・5件	事前	
令和6年2月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 (⑥再委託事項))	資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務で使用する国保総合(国保集約)システムに関する運用業務の一部(パッチ処理パラメータの入力／パッチ処置の実行／バックアップデータの取得と保管／システム障害発生時の復旧支援作業／各種マスターメンテナンス／外字作成・登録)／サーバ等ハウジングなど。	資格継続業務で使用する国保総合(国保集約)システムに関する運用業務の一部(パッチ処理パラメータの入力／パッチ処置の実行／バックアップデータの取得と保管／システム障害発生時の復旧支援作業／各種マスターメンテナンス／外字作成・登録)など。	事前	
令和6年2月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5)	—	国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務	事前	
令和6年2月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ①委託内容)	—	国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務(アプリケーション改修、データパッチ実施等)及びシステム運用事務(バックアップ取得、システム障害等発生時のデータ復旧等)	事前	
令和6年2月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ②委託先における取扱者数)	—	10人以上50人未満	事前	
令和6年2月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ③委託先名)	—	東京都国民健康保険団体連合会 (東京都国民健康保険団体連合会は、国保中央会に再委託する)	事前	
令和6年2月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ④再委託の有無)	—	再委託する	事前	
令和6年2月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ⑤再委託の許諾方法)	—	委託先の東京都国民健康保険団体連合会から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他当市が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、東京都国民健康保険団体連合会と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)。 (以下 省略)	事前	
令和6年2月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ⑥再委託事項)	—	国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務の全て	事前	

令和6年2月1日	III リスク対策 (4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託、再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保 具体的な方法)	<p>・委託先と同等のリスク対策を実施する。 ・なお、再委託を行う場合は、再委託契約に次の事項を盛り込むこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・秘密保持義務 ・事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止 ・特定個人情報の目的外利用の禁止 ・漏えい事案等が発生した場合の再委託先の責任の明確化 ・再委託契約終了後の特定個人情報の返却または廃棄 ・従業者に対する監督・教育 ・契約内容の遵守状況について報告を求める規定 等 ・また、再委託先が当区と同等の安全管理措置を講じていることを確認する。 <p>(以下 省略)</p>	<p>(変更前の記載に加えて、以下を追記)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 ・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。 ・国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。 	事前
令和6年2月1日	III リスク対策 (4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託、再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保 具体的な方法)	<p>・委託先と同等のリスク対策を実施する。 ・なお、再委託を行う場合は、再委託契約に次の事項を盛り込むこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・秘密保持義務 ・事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止 ・特定個人情報の目的外利用の禁止 ・漏えい事案等が発生した場合の再委託先の責任の明確化 ・再委託契約終了後の特定個人情報の返却または廃棄 ・従業者に対する監督・教育 ・契約内容の遵守状況について報告を求める規定 等 ・また、再委託先が当区と同等の安全管理措置を講じていることを確認する。 <p>(以下 省略)</p>	<p>(変更前の記載に加えて、以下を追記)</p> <p>＜国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業時に関する措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業者には、委託先の責任者が特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効するが、当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステム的に制御することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業終了の際には、委託先の責任者が迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効させることを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行以外の目的・用途でファイルを作成しないよう、委託先に対して周知徹底を行うとともに、作業時にチェックリストなどを用いて不必要な複製がされていないか記録を残すことを委託先に遵守させることとしている。 ・特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業に関しては定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視することを委託先に遵守させることとしている。 	事前
令和6年2月1日	IIIリスク対策_4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託、特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	・国保総合(国保集約)システムをデータセンタに設置し、設置場所への入退室記録管理、監視カメラによる監視および施錠管理を行う。	・国保総合(国保集約)システムのデータベースに直接アクセスできる端末を連合会の管理区域に設置し、設置場所への入退室記録管理、監視カメラによる監視および施錠管理を行う。	事前
令和6年2月1日	III リスク対策 (6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容)	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ (以下 省略)	<p>(変更前の記載に加えて、以下を追記)</p> <p>＜中間サーバーの運用における措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーで取得した情報照会に係るシステムログを使用して目的外および不正な入手が行われていないか必要に応じて確認する。 	事前
令和6年2月1日	III リスク対策 (6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2: 不正な提供が行われるリスク リスクに対する措置の内容)	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ (以下 省略)	<p>(変更前の記載に加えて、以下を追記)</p> <p>＜中間サーバーの運用における措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーで取得した情報提供に係るシステムログを使用して不正な提供が行われていないか必要に応じて確認する。 	事前
令和6年2月1日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	2022/11/1	2024/2/1	事前

令和6年2月1日	I 基本情報 (2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム)	(以下を削除) システム1 国民健康保険システム	(以下を追加) システム1 保険料(税)賦課システム システム2 資格管理システム システム3 給付システム システム4 保険料(税)収納システム ※上記に伴い、システム2以降の項番修正	事前	
令和6年2月1日	I 基本情報 (2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ③他のシステムとの接続)	その他(国民健康保険システム)	その他(各業務システム)	事前	
令和6年2月1日	I 基本情報 (2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム8 ②システムの機能)	1. 資格継続業務 2. 高額該当回数の引き継ぎ業務 3. オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供	1. 資格継続業務(詳細は別紙1を参照) 2. 高額該当回数の引き継ぎ業務(詳細は別紙1を参照) 3. オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供(詳細は別紙1を参照)	事前	
令和6年2月1日	I 基本情報 (2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム8 ③他のシステムとの接続)	・その他(国民健康保険システム) に「〇」	—	事前	
令和6年2月1日	I 基本情報 (3. 特定個人情報ファイル名)	国民健康保険情報ファイル	(1)国保賦課ファイル (2)国保資格ファイル (3)国保給付ファイル (4)国保収滞納ファイル	事前	
令和6年2月1日	別紙1 事務内容	—	(新規作成)	事前	

令和6年2月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (全体)	(以下を削除) 国民健康保険情報ファイル	(以下を追加) (1)国保賦課ファイル (2)国保資格ファイル (3)国保給付ファイル (4)国保収滞納ファイル	事前	
令和6年2月1日	別紙2 提供先21以降 (全体)	(以下を削除) 国民健康保険情報ファイル	(以下を追加) (2)国保資格ファイル (3)国保給付ファイル	事前	
令和6年2月1日	別添1 ファイル記録項目 (全体)	(以下を削除) 国民健康保険情報ファイル	(以下を追加) (1)国保賦課ファイル (2)国保資格ファイル (3)国保給付ファイル (4)国保収滞納ファイル	事前	
令和6年2月1日	III リスク対策 (全体)	(以下を削除) 国民健康保険情報ファイル	(以下を追加) 国保賦課ファイル、国保資格ファイル、国保給付ファイル、国保収滞納ファイル	事前	
令和6年6月1日	I 基本情報 (2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム9 ②システムの機能)	(省略) なお、市区町村国保に関しては、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能については、「地方公共団体における情報連携プラットフォーム」に係る中間サーバー(自治体中間サーバー)を利用して、「医療保険者等向け中間サーバー等」では、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能は行わない。 (i)資格履歴管理事務に係る機能 ・医療保険者等が、加入者等の基本4情報(又はその一部)、資格情報及び各種証情報(個人番号含む。)を委託区画に登録する。 ・運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報を基に、資格履歴ファイルに格納する(※1)。 ・オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供(個人番号を用いないため評価対象外)、個人番号を除いた資格履歴ファイルをオンライン資格確認等システムに提供する。 ※1 当該機能については支払基金が特定個人情報保護評価を実施するため当評価の対象外。 (省略)	(省略) なお、市区町村国保に関しては、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能については、「地方公共団体における情報連携プラットフォーム」に係る中間サーバー(自治体中間サーバー)を利用して、「医療保険者等向け中間サーバー等」では、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能は行わない。 (i)資格履歴管理事務に係る機能 ・医療保険者等が、加入者等の基本4情報(又はその一部)、資格情報及び各種証情報(個人番号含む。)を委託区画に登録する。 ・運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報を基に、資格履歴ファイルに格納する(※1)。 ・被保険者の基本情報(氏名、生年月日、性別、住所)と個人番号の紐づけが正しいか否かを検査する用途に限って、医療保険者等向け中間サーバー等によるJ-LISへの照会を行う。 (iii)オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供(個人番号を用いないため評価対象外) ・個人番号を除いた資格履歴ファイルをオンライン資格確認等システムに提供する。 ※1 当該機能については支払基金が特定個人情報保護評価を実施するため当評価の対象外。 (省略)	事後	
令和6年6月1日	I 基本情報 (4. 個人番号の利用 法令上の根拠)	(省略) <オンライン資格確認の準備業務> (省略)	(変更前の記載に加えて、以下を追記) ・住民基本台帳法第30条の9 別表第1項番73の2(J-LIS照会による本人確認)	事後	

令和6年6月1日	別紙1 事務内容	—	<ul style="list-style-type: none"> 「B. 国民健康保険の業務委託とシステムの関係」、 「C. 国保総合PCと市区町村システムとの関係」の図にJ-LISを追加。 ・4. オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等上の被保険者異動情報の基本4情報照会(本人確認)」のページを追加。 	事後	
令和6年6月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(2) ④. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ①委託内容	オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等において、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号との紐付管理などを行う。	オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等において、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号との紐付管理および個人番号の紐づけが正しいか否かを検査するためのJ-LIS照会、などを行う。	事後	
令和7年7月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(国保賦課) 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。</p> <p>②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <p>①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。</p> <p>②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。</p>	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバー・プラットフォームは政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。</p> <p>なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けている。</p> <p>②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <p>①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。</p> <p>②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。</p>	事前	
令和7年7月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(国保資格) 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。</p> <p>②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <p>①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けている。</p> <p>②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <p>①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。</p> <p>②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。</p>	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバー・プラットフォームは政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。</p> <p>なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けている。</p> <p>②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <p>①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。</p> <p>②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。</p>	事前	

令和7年7月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(国保付) 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所	<p>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞</p> <p>①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。</p> <p>②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>	<p>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞</p> <p>①中間サーバー・プラットフォームは政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 <p>②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。する。</p>	<p>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞</p> <p>①中間サーバー・プラットフォームは政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 <p>②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。する。</p>	<p>事前</p>
令和7年7月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(国保収滞納) 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所	<p>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞</p> <p>①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。</p> <p>②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>	<p>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞</p> <p>①中間サーバー・プラットフォームは政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 <p>②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。</p>	<p>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞</p> <p>①中間サーバー・プラットフォームは政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 <p>②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。</p>	<p>事前</p>

令和7年7月1日	III リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容	<p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置></p> <p>・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <p>・中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>・中間サーバと市区町村についてはVPN等の技術を利用して、市区町村ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>・中間サーバ・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理（アクセス制御）しており、中間サーバ・プラットフォームを利用する市区町村であっても他市区町村が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>	<p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置></p> <p>・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <p>・中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>・中間サーバと市区町村についてはVPN等の技術を利用して、市区町村ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>・中間サーバ・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理（アクセス制御）しており、中間サーバ・プラットフォームを利用する市区町村であっても他市区町村が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>	事前	
令和7年7月1日	III リスク対策 10. その他のリスク対策	<p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <p>・中間サーバ・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理（入退室管理等）、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減および技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p> <p><取りまとめ機関における措置></p> <p>・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務（オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供）」の特定個人情報保護評価を実施している。</p>	<p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <p>・中間サーバ・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理（入退室管理等）、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減および技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p> <p><取りまとめ機関における措置></p> <p>・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務（オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供）」の特定個人情報保護評価を実施している。</p>	事前	
令和7年7月1日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	<p>当区は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の別表第一の30の項の規定により、以下の事務において個人番号を利用する。</p>	<p>当区は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の別表の44の項の規定により、以下の事務において個人番号を利用する。</p>		
令和7年7月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務においてシステム6 ②システムの機能	<p>④ 情報提供機能</p> <p>各業務で管理している別表2の提供業務情報を受領し、中間サーバーへの情報提供を行う。</p>	<p>④ 情報提供機能</p> <p>各業務で管理している特定個人情報を受領し、中間サーバーへの連携を行う。</p>		
令和7年7月1日	I 基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） (平成25年5月31日法律第27号) 第9条第1項 別表第一の30の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条</p> <p><オンライン資格確認の準備業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番30 ・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 ・住民基本台帳法第30条の9 別表第1項番73の2(J-LIS照会による本人確認) 	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号利用法） (平成25年5月31日法律第27号) 第9条第1項 別表44の項 番号利用法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条</p> <p><オンライン資格確認の準備業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表 項番44 ・番号利用法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 ・住民基本台帳法第30条の9 別表第1項番73の2(J-LIS照会による本人確認) 		

令和7年7月1日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号 (別表第二における情報提供の根拠)</p> <p>1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,62 ,78,80,81,87,88,93,95,97,106,109,120 (別表第二における情報照会の根拠)</p> <p>•42,43,44,45,121</p> <p><オンライン資格確認の準備業務></p> <p>•番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等)</p> <p>•国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>	<p>番号利用法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条 (表における情報提供の根拠)</p> <p>2,3,6,13,16,19,27,38,42,48,56,65,69,83,87,111,115 ,125,131,137,141,145,158,161,164,165,166,173 (表における情報照会の根拠)</p> <p>•69,70,71</p> <p><オンライン資格確認の準備業務></p> <p>•番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等)</p> <p>•国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>		
令和7年7月1日	II (1) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供・移転の有無	19	28		
令和7年7月1日	II (1) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1	厚生労働大臣	全国健康保険協会		
令和7年7月1日	II (1) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の1の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の2の項		
令和7年7月1日	II (1) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1 ②提供先における用途	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務	健康保険法による保険給付の支給に関する事務		
令和7年7月1日	II (1) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1 ③提供する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下この評価書において「医療保険給付関係情報」という。)		
令和7年7月1日	II (1) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先2	全国健康保険協会	健康保険組合		
令和7年7月1日	II (1) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先2 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の2の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の3の項		
令和7年7月1日	II (1) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先2 ③提供する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)	医療保険給付関係情報		
令和7年7月1日	II (1) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先3	健康保険組合	全国健康保険協会		
令和7年7月1日	II (1) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先3 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の3の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の6の項		

令和7年7月1日	II (1) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先3 ②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務	船員保険法による保険給付の支給に関する事務		
令和7年7月1日	II (1) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先3 ③提供する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)	医療保険給付関係情報		
令和7年7月1日	II (1) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先4	厚生労働大臣	市町村長		
令和7年7月1日	II (1) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先4 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の4の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の27の項		
令和7年7月1日	II (1) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先4 ②提供先における用途	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務	予防接種法による給付(同法第15条第1項の疾患に係るものに限る。)の支給に関する事務		
令和7年7月1日	II (1) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先4 ③提供する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報		
令和7年7月1日	II (1) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先5	全国健康保険協会	都道府県知事		
令和7年7月1日	II (1) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先5 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の5の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の38の項		
令和7年7月1日	II (1) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先5 ②提供先における用途	船員保険法による保険給付の支給に関する事務	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務		
令和7年7月1日	II (1) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先5 ③提供する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第30条の2に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報		
令和7年7月1日	II (1) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先6 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の26の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の42の項		
令和7年7月1日	II (1) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先6 ②提供先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施に関する事務	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務		

令和7年7月1日	II (1) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先6 ③提供する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)	医療保険給付関係情報		
令和7年7月1日	II (1) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先7	市区町村長	市町村長		
令和7年7月1日	II (1) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先7 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の27の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の48の項		
令和7年7月1日	II (1) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先7 ③提供する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)	医療保険給付関係情報		
令和7年7月1日	II (1) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先8	社会福祉協議会	日本私立学校振興・共済事業団		
令和7年7月1日	II (1) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先8 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の30の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の56の項		
令和7年7月1日	II (1) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先8 ②提供先における用途	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務	私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務		
令和7年7月1日	II (1) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先8 ③提供する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)	医療保険給付関係情報		
令和7年7月1日	II (1) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先9	日本私立学校振興・共済事業団	国家公務員共済組合		
令和7年7月1日	II (1) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先9 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の33の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の65の項		
令和7年7月1日	II (1) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先9 ②提供先における用途	私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務		
令和7年7月1日	II (1) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先9 ③提供する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)	医療保険給付関係情報		

令和7年7月1日	II (1) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先10 ①法令上の根拠	国家公務員共済組合	市町村長又は国民健康保険組合		
令和7年7月1日	II (1) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先10 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の39の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の69の項		
令和7年7月1日	II (1) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先10 ②提供先における用途	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務		
令和7年7月1日	II (1) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先10 ③提供する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)	医療保険給付関係情報		
令和7年7月1日	II (1) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先11 ①法令上の根拠	市区町村長	地方公務員共済組合		
令和7年7月1日	II (1) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先11 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の42の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の83の項		
令和7年7月1日	II (1) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先11 ②提供先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務		
令和7年7月1日	II (1) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先11 ③提供する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)	医療保険給付関係情報		
令和7年7月1日	II (1) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先12 ①法令上の根拠	国民健康保険組合	市町村長		
令和7年7月1日	II (1) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先12 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の42の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の87の項		
令和7年7月1日	II (1) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先12 ②提供先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務	老人福祉法による費用の徴収に関する事務		
令和7年7月1日	II (1) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先12 ③提供する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)	医療保険給付関係情報		

令和7年7月1日	II (1) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先13	地方公務員共済組合	後期高齢者医療広域連合		
令和7年7月1日	II (1) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先13 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の58の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の115の項		
令和7年7月1日	II (1) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先13 ②提供先における用途	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務		
令和7年7月1日	II (1) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先13 ③提供する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)	医療保険給付関係情報		
令和7年7月1日	II (1) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先14	市区町村長	都道府県知事等		
令和7年7月1日	II (1) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先14 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の62の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の125の項		
令和7年7月1日	II (1) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先14 ②提供先における用途	老人福祉法による費用の徴収に関する事務	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務		
令和7年7月1日	II (1) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先14 ③提供する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)	医療保険給付関係情報		
令和7年7月1日	II (1) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先15	後期高齢者医療広域連合	市町村長		
令和7年7月1日	II (1) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先15 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の80の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の131の項		
令和7年7月1日	II (1) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先15 ②提供先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務	介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務		
令和7年7月1日	II (1) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先15 ③提供する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)	医療保険給付関係情報		

令和7年7月1日	II (1) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先16	都道府県知事等	都道府県知事又は保健所を設置する市の長		
令和7年7月1日	II (1) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先16 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の87の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の137の項		
令和7年7月1日	II (1) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先16 ②提供先における用途	中国残留邦人等支援給付の支給に関する事務	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務		
令和7年7月1日	II (1) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先16 ③提供する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報		
令和7年7月1日	II (1) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先17	市区町村長	独立行政法人日本学生支援機構		
令和7年7月1日	II (1) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先17 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の93の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の141の項		
令和7年7月1日	II (1) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先17 ②提供先における用途	介護保険法による保険給付の支給に関する事務	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務		
令和7年7月1日	II (1) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先17 ③提供する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報		
令和7年7月1日	II (1) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先18	厚生労働大臣	都道府県知事		
令和7年7月1日	II (1) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先18 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の46の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の158の項		
令和7年7月1日	II (1) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先18 ②提供先における用途	国民健康保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務		
令和7年7月1日	II (1) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先18 ③提供する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)	難病の患者に対する医療等に関する法律第12条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報		

令和7年7月1日	II (1) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先19	共済組合等	都道府県知事		
令和7年7月1日	II (1) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先19 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の46の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の13の項		
令和7年7月1日	II (1) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先19 ②提供先における用途	国民健康保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務		
令和7年7月1日	II (1) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先19 ③提供する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)	児童福祉法第19条の7に規定する他の法令による給付の支給に関する情報		
令和7年7月1日	II (1) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先20	(新規)	II (1) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先20 参照		
令和7年7月1日	II (1) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先21-28	(新規)	別紙2 参照		
令和7年7月1日	II (2) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供・移転の有無	26	28		
令和7年7月1日	II (2) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1	厚生労働大臣	全国健康保険協会		
令和7年7月1日	II (2) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の1の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の2の項		
令和7年7月1日	II (2) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1 ②提供先における用途	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務	健康保険法による保険給付の支給に関する事務		
令和7年7月1日	II (2) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1 ③提供する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)	医療保険給付関係情報		

令和7年7月1日	II (2) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先2	全国健康保険協会	健康保険組合		
令和7年7月1日	II (2) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先2 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の2の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の3の項		
令和7年7月1日	II (2) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先2 ③提供する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)	医療保険給付関係情報		
令和7年7月1日	II (2) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先3	健康保険組合	全国健康保険協会		
令和7年7月1日	II (2) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先3 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の3の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の6の項		
令和7年7月1日	II (2) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先3 ②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務	船員保険法による保険給付の支給に関する事務		
令和7年7月1日	II (2) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先3 ③提供する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)	医療保険給付関係情報		
令和7年7月1日	II (2) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先4	厚生労働大臣	市町村長		
令和7年7月1日	II (2) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先4 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の4の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の27の項		
令和7年7月1日	II (2) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先4 ②提供先における用途	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務	予防接種法による給付(同法第15条第1項の疾患に係るものに限る。)の支給に関する事務		
令和7年7月1日	II (2) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先4 ③提供する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報		

令和7年7月1日	II (2) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先5 ①法令上の根拠	全国健康保険協会	都道府県知事		
令和7年7月1日	II (2) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先5 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の5の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の38の項		
令和7年7月1日	II (2) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先5 ②提供先における用途	船員保険法による保険給付の支給に関する事務	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務		
令和7年7月1日	II (2) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先5 ③提供する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第30条の2に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報		
令和7年7月1日	II (2) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先6 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の26の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の42の項		
令和7年7月1日	II (2) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先6 ②提供先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施に関する事務	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務		
令和7年7月1日	II (2) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先6 ③提供する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)	医療保険給付関係情報		
令和7年7月1日	II (2) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先7	市区町村長	市町村長		
令和7年7月1日	II (2) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先7 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の27の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の48の項		
令和7年7月1日	II (2) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先7 ③提供する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)	医療保険給付関係情報		
令和7年7月1日	II (2) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先8	社会福祉協議会	日本私立学校振興・共済事業団		

令和7年7月1日	II (2) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先8 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の30の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の56の項		
令和7年7月1日	II (2) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先8 ②提供先における用途	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務	私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務		
令和7年7月1日	II (2) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先8 ③提供する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)	医療保険給付関係情報		
令和7年7月1日	II (2) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先9	日本私立学校振興・共済事業団	国家公務員共済組合		
令和7年7月1日	II (2) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先9 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の33の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の65の項		
令和7年7月1日	II (2) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先9 ②提供先における用途	私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務		
令和7年7月1日	II (2) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先9 ③提供する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)	医療保険給付関係情報		
令和7年7月1日	II (2) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先10	国家公務員共済組合	市町村長又は国民健康保険組合		
令和7年7月1日	II (2) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先10 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の39の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の69の項		
令和7年7月1日	II (2) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先10 ②提供先における用途	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務		
令和7年7月1日	II (2) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先10 ③提供する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)	医療保険給付関係情報		

令和7年7月1日	II (2) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先11	市区町村長	地方公務員共済組合		
令和7年7月1日	II (2) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先11 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の42の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の83の項		
令和7年7月1日	II (2) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先11 ②提供先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務		
令和7年7月1日	II (2) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先11 ③提供する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)	医療保険給付関係情報		
令和7年7月1日	II (2) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先12	国民健康保険組合	市町村長		
令和7年7月1日	II (2) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先12 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の42の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の87の項		
令和7年7月1日	II (2) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先12 ②提供先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務	老人福祉法による費用の徴収に関する事務		
令和7年7月1日	II (2) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先12 ③提供する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)	医療保険給付関係情報		
令和7年7月1日	II (2) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先13	地方公務員共済組合	後期高齢者医療広域連合		
令和7年7月1日	II (2) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先13 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の58の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の115の項		
令和7年7月1日	II (2) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先13 ②提供先における用途	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務		

令和7年7月1日	II (2) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先13 ③提供する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)	医療保険給付関係情報		
令和7年7月1日	II (2) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先14	市区町村長	都道府県知事等		
令和7年7月1日	II (2) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先14 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の62の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の125の項		
令和7年7月1日	II (2) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先14 ②提供先における用途	老人福祉法による費用の徴収に関する事務	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務		
令和7年7月1日	II (2) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先14 ③提供する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)	医療保険給付関係情報		
令和7年7月1日	II (2) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先15	後期高齢者医療広域連合	市町村長		
令和7年7月1日	II (2) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先15 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の80の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の131の項		
令和7年7月1日	II (2) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先15 ②提供先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務	介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務		
令和7年7月1日	II (2) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先15 ③提供する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)	医療保険給付関係情報		
令和7年7月1日	II (2) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先16	都道府県知事等	都道府県知事又は保健所を設置する市の長		
令和7年7月1日	II (2) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先16 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の87の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の137の項		

令和7年7月1日	II (2) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先16 ②提供先における用途	中国残留邦人等支援給付の支給に関する事務	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務		
令和7年7月1日	II (2) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先16 ③提供する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報		
令和7年7月1日	II (2) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先17	市区町村長	独立行政法人日本学生支援機構		
令和7年7月1日	II (2) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先17 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の93の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の141の項		
令和7年7月1日	II (2) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先17 ②提供先における用途	介護保険法による保険給付の支給に関する事務	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務		
令和7年7月1日	II (2) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先17 ③提供する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報		
令和7年7月1日	II (2) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先18	厚生労働大臣	都道府県知事		
令和7年7月1日	II (2) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先18 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の46の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の158の項		
令和7年7月1日	II (2) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先18 ②提供先における用途	国民健康保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務		
令和7年7月1日	II (2) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先18 ③提供する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)	難病の患者に対する医療等に関する法律第12条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報		
令和7年7月1日	II (2) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先19	共済組合等	都道府県知事		

令和7年7月1日	II (2) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先19 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の46の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の13の項		
令和7年7月1日	II (2) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先19 ②提供先における用途	国民健康保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務		
令和7年7月1日	II (2) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先19 ③提供する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)	児童福祉法第19条の7に規定する他の法令による給付の支給に関する情報		
令和7年7月1日	II (2) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先20	市区町村長	市町村長		
令和7年7月1日	II (2) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先20 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の17の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の16の項		
令和7年7月1日	II (2) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先20 ②提供先における用途	予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務	児童福祉法による肢体不自由児通所医療費の支給に関する事務		
令和7年7月1日	II (2) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先20 ③提供する情報	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報	児童福祉法第21条の5の31に規定する他の法令による給付の支給に関する情報		
令和7年7月1日	II (2) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先21 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の22の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の19の項		
令和7年7月1日	II (2) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先21 ②提供先における用途	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務	児童福祉法による障害児入所医療費の支給に関する事務		
令和7年7月1日	II (2) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先21 ③提供する情報	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報	児童福祉法第24条の22に規定する他の法令による給付の支給に関する情報		
令和7年7月1日	II (2) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先22 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の88の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の111の項		

令和7年7月1日	II (2) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先22 ②提供先における用途	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給に関する事務	雇用保険法による傷病手当の支給に関する事務		
令和7年7月1日	II (2) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先22 ③提供する情報	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第十八条第一項ただし書に規定する他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報	雇用保険法第37条第8項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報		
令和7年7月1日	II (2) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先23	都道府県知事	都道府県知事又は市町村長		
令和7年7月1日	II (2) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先23 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の97の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の145の項		
令和7年7月1日	II (2) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先23 ②提供先における用途	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務		
令和7年7月1日	II (2) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先23 ③提供する情報	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第7条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報		
令和7年7月1日	II (2) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先24	保健所を設置する市の長	都道府県知事又は市町村長		
令和7年7月1日	II (2) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先24 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の97の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の161の項		
令和7年7月1日	II (2) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先24 ②提供先における用途	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務		
令和7年7月1日	II (2) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先24 ③提供する情報	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報	医療保険給付関係情報		

令和7年7月1日	II (2) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先25	独立行政法人日本学生支援機構	都道府県知事		
令和7年7月1日	II (2) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先25 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の106の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の164の項		
令和7年7月1日	II (2) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先25 ②提供先における用途	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務	特定感染症検査等事業実施要綱に基づくウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業の実施に関する事務		
令和7年7月1日	II (2) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先25 ③提供する情報	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報	医療保険給付関係情報		
令和7年7月1日	II (2) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先26 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の120の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の165の項		
令和7年7月1日	II (2) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先26 ②提供先における用途	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務	肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の実施に関する事務		
令和7年7月1日	II (2) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先26 ③提供する情報	難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	医療保険給付関係情報		
令和7年7月1日	II (2) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先27-28	(新規)	別紙2参照		
令和7年7月1日	II (3) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供・移転の有無	27	19		
令和7年7月1日	II (3) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1	厚生労働大臣	全国健康保険協会		

令和7年7月1日	II (3) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 别表第二の1の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の2の項		
令和7年7月1日	II (3) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1 ②提供先における用途	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務	健康保険法による保険給付の支給に関する事務		
令和7年7月1日	II (3) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1 ③提供する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)	医療保険給付関係情報		
令和7年7月1日	II (3) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先2	全国健康保険協会	健康保険組合		
令和7年7月1日	II (3) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先2 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の2の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の3の項		
令和7年7月1日	II (3) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先2 ③提供する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)	医療保険給付関係情報		
令和7年7月1日	II (3) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先3	健康保険組合	全国健康保険協会		
令和7年7月1日	II (3) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先3 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の3の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の6の項		
令和7年7月1日	II (3) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先3 ②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務	船員保険法による保険給付の支給に関する事務		
令和7年7月1日	II (3) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先3 ③提供する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)	医療保険給付関係情報		

令和7年7月1日	II (3) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先4	厚生労働大臣	市町村長		
令和7年7月1日	II (3) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先4 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の4の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の27の項		
令和7年7月1日	II (3) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先4 ②提供先における用途	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務	予防接種法による給付(同法第15条第1項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務		
令和7年7月1日	II (3) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先4 ③提供する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報		
令和7年7月1日	II (3) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先5	全国健康保険協会	都道府県知事		
令和7年7月1日	II (3) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先5 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の5の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の38の項		
令和7年7月1日	II (3) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先5 ②提供先における用途	船員保険法による保険給付の支給に関する事務	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務		
令和7年7月1日	II (3) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先5 ③提供する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第30条の2に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報		
令和7年7月1日	II (3) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先6	都道府県知事等	日本私立学校振興・共済事業団		
令和7年7月1日	II (3) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先6 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の26の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の56の項		

令和7年7月1日	II (3) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先6 ②提供先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施に関する事務	私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務		
令和7年7月1日	II (3) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先6 ③提供する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)	医療保険給付関係情報		
令和7年7月1日	II (3) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先7	市区町村長	国家公務員共済組合		
令和7年7月1日	II (3) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先7 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の27の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の65の項		
令和7年7月1日	II (3) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先7 ②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務		
令和7年7月1日	II (3) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先7 ③提供する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)	医療保険給付関係情報		
令和7年7月1日	II (3) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先8	社会福祉協議会	市町村長又は国民健康保険組合		
令和7年7月1日	II (3) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先8 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の30の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の69の項		
令和7年7月1日	II (3) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先8 ②提供先における用途	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務		
令和7年7月1日	II (3) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先8 ③提供する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)	医療保険給付関係情報		

令和7年7月1日	II (3) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先9	日本私立学校振興・共済事業団	地方公務員共済組合		
令和7年7月1日	II (3) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先9 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の33の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の83の項		
令和7年7月1日	II (3) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先9 ②提供先における用途	私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務		
令和7年7月1日	II (3) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先9 ③提供する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)	医療保険給付関係情報		
令和7年7月1日	II (3) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先10	国家公務員共済組合	市町村長		
令和7年7月1日	II (3) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先10 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の39の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の87の項		
令和7年7月1日	II (3) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先10 ②提供先における用途	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務	老人福祉法による費用の徴収に関する事務		
令和7年7月1日	II (3) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先10 ③提供する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)	医療保険給付関係情報		
令和7年7月1日	II (3) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先11	市区町村長	後期高齢者医療広域連合		
令和7年7月1日	II (3) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先11 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の42の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の115の項		

令和7年7月1日	II (3) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先11 ②提供先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務		
令和7年7月1日	II (3) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先11 ③提供する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)	医療保険給付関係情報		
令和7年7月1日	II (3) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先12	国民健康保険組合	都道府県知事又は保健所を設置する市の長		
令和7年7月1日	II (3) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先12 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の42の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の137の項		
令和7年7月1日	II (3) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先12 ②提供先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務		
令和7年7月1日	II (3) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先12 ③提供する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第39条第1項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報		
令和7年7月1日	II (3) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先13	地方公務員共済組合	独立行政法人日本学生支援機構		
令和7年7月1日	II (3) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先13 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の58の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の141の項		
令和7年7月1日	II (3) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先13 ②提供先における用途	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務		
令和7年7月1日	II (3) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先13 ③提供する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報		

令和7年7月1日	II (3) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先14	市区町村長	都道府県知事		
令和7年7月1日	II (3) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先14 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の62の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の158の項		
令和7年7月1日	II (3) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先14 ②提供先における用途	老人福祉法による費用の徴収に関する事務	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務		
令和7年7月1日	II (3) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先14 ③提供する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)	難病の患者に対する医療等に関する法律第12条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報		
令和7年7月1日	II (3) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先15	後期高齢者医療広域連合	都道府県知事		
令和7年7月1日	II (3) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先15 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の80の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の13の項		
令和7年7月1日	II (3) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先15 ②提供先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務		
令和7年7月1日	II (3) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先15 ③提供する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)	児童福祉法第19条の7に規定する他の法令による給付の支給に関する情報		
令和7年7月1日	II (3) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先16	都道府県知事等	市町村長		
令和7年7月1日	II (3) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先16 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の87の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の16の項		

令和7年7月1日	II (3) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先16 ②提供先における用途	中国残留邦人等支援給付の支給に関する事務	児童福祉法による肢体不自由児通所医療費の支給に関する事務		
令和7年7月1日	II (3) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先16 ③提供する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)	児童福祉法第21条の5の31に規定する他の法令による給付の支給に関する情報		
令和7年7月1日	II (3) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先17	市区町村長	都道府県知事		
令和7年7月1日	II (3) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先17 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の93の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の19の項		
令和7年7月1日	II (3) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先17 ②提供先における用途	介護保険法による保険給付の支給に関する事務	児童福祉法による障害児入所医療費の支給に関する事務		
令和7年7月1日	II (3) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先17 ③提供する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)	児童福祉法第24条の22に規定する他の法令による給付の支給に関する情報		
令和7年7月1日	II (3) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先18	市区町村長	厚生労働大臣		
令和7年7月1日	II (3) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先18 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の17の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の111の項		
令和7年7月1日	II (3) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先18 ②提供先における用途	予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務	雇用保険法による傷病手当の支給に関する事務		
令和7年7月1日	II (3) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先18 ③提供する情報	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報	雇用保険法第37条第8項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報		

令和7年7月1日	II (3) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先19	都道府県知事	都道府県知事又は市町村長		
令和7年7月1日	II (3) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先19 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の22の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の145の項		
令和7年7月1日	II (3) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先19 ②提供先における用途	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務		
令和7年7月1日	II (3) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先19 ③提供する情報	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第30条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第7条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報		
令和7年7月1日	II (3) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先20~27	-	(削除)		
令和7年7月1日	II (1) 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先1 ①法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号)第9条第2項 2. 品川区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例第4条第2項	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号利用法) (平成25年5月31日法律第27号)第9条第2項 2. 品川区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例(番号利用条例)第4条第2項		
令和7年7月1日	II (1) 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先2~3 ①法令上の根拠	1. 番号法第9条第2項 2. 番号条例第4条第2項	1. 番号利用法第9条第2項 2. 番号利用条例第4条第2項		
令和7年7月1日	II (2) 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先1 ①法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号)第9条第2項 2. 品川区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例第4条第2項	1. 番号利用法第9条第2項 2. 番号利用条例第4条第2項		
令和7年7月1日	II (2) 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先2~3 ①法令上の根拠	1. 番号法第9条第2項 2. 番号条例第4条第2項	1. 番号利用法第9条第2項 2. 番号利用条例第4条第2項		
令和7年7月1日	II (3) 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先1 ①法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号)第9条第2項 2. 品川区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例第4条第2項	1. 番号利用法第9条第2項 2. 番号利用条例第4条第2項		

令和7年7月1日	II (3) 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先2～5 ①法令上の根拠	1. 番号法第9条第2項 2. 番号条例第4条第2項	1. 番号利用法第9条第2項 2. 番号利用条例第4条第2項		
令和7年7月1日	II (4) 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先1 ①法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号)第9条第2項 2. 品川区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例第4条第2項	1. 番号利用法第9条第2項 2. 番号利用条例第4条第2項		
令和7年7月1日	II (3) 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先2 ①法令上の根拠	1. 番号法第9条第2項 2. 番号条例第4条第2項	1. 番号利用法第9条第2項 2. 番号利用条例第4条第2項		
令和7年7月1日	III リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転 ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・番号法で定められた事項および品川区情報公開・個人情報保護条例の定めに従いルールを遵守する。	・番号利用法で定められた事項および区の規定に従いルールを遵守する。		
令和7年7月1日	III リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	<中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 (※2) 番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するためを使用するもの。	<中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号利用法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 (※2) 番号利用法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するためを使用するもの。		
令和7年7月1日	III リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 リスク: 委託先における不正な使用等のリスク 規定の内容	委託先に対して、品川区情報公開・個人情報保護条例に基づき、特定個人情報を含む国民健康保険情報について、以下の点を遵守するよう契約している。	委託先に対して、品川区個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき、特定個人情報を含む国民健康保険情報について、以下の点を遵守するよう契約している。		